

現代マルクス貨幣論の論点

—その最新の成果の検討—

清水 真志*

【目次】

はじめに

1. 若手研究者の信用貨幣論をめぐって

- 1-1 『これからの経済原論』の信用貨幣論・岩田佳久の信用貨幣論
- 1-2 江原慶の信用貨幣論
- 1-3 「兌換」の両義性

2. 小幡道昭の「貨幣変容の構造論」をめぐって

- 2-1 小幡の新説の解説
 - (1) 「潜在的な全面的等置可能性」としての価値
 - (2) 「純化された物量」・「モノに対する請求権」としての等価物
 - (3) 棄却されるべき「拡大された価値形態」
- 2-2 批判的考察
 - (1) 価値が「現れる」こと・価値を「計る」こと
 - (2) 価値の「量的表現」の条件
 - (3) 分化発生論・行動論・要請論
 - (4) 《場》の構造の発生・生成・変化

結語

〈要約〉

マルクス経済学の貨幣論研究は、今日、著しい新展開を遂げつつある。「商品貨幣の分岐構造」にかんする小幡道昭の理論に影響を受けた若手研究者たちによって、価値形態論の次元で商品貨幣としての信用貨幣を導出するためのプランが次々と提起されつつある。それはまた、長年にわたってマルクス貨幣論を束縛してきたメタリズムとノミナリズムと

*専修大学経済学部教授

の不毛な対立を乗り越えるためのプランでもある。本稿の前半部では、特に画期的なプランを提起している江原慶らの信用貨幣論を取り上げて、その内容を批判的に検討することで、現代マルクス貨幣論の理論的な到達点を探る。また本稿の後半部では、この到達点のさらなる先を目指した小幡の最新の論文「貨幣変容の構造論」を取り上げて、その内容を批判的に検討することで、現代マルクス貨幣論の方法論的な基礎を掘り下げる。併せて、筆者自身の貨幣論研究のプログラムも策定する。

JEL 区分：B14, B51, F31, G15

キーワード：Commodity Money, Value Form Theory, Metal Money, Credit Money, Nominal Money, Fiat Money, Inconvertible Paper Money, Gold Standard, Means of Payment, Measure of Value, Means of Distribution, Means of Storage, Unknowability of Money Value, Polymorphism of Money, Metamorphosis of Money, Genetik, Marxian Theory of Money, Classical Political Economy, Uno Theory, Obata Theory

はじめに

貨幣論といえば、かつて長い間、マルクス経済学の十八番として喧伝され続けてきた分野の一つであった。しかしまた貨幣論こそは、ある時期から一転して、マルクス経済学の外部から集中的に批判を浴びるようになった分野の一つでもある。マルクス貨幣論の評価がこれほど極端に割れてきたのは何故かといえば、喧伝と批判とのどちらの対象になるにせよ、マルクス貨幣論のエッセンスは『資本論』の価値形態論にこそ集約されているという理解が広く共有されていたからであろう。価値形態論のモチーフになっているのは「貨幣形態の生成」の論証であるが、この論証はマルクスが声高に自画自賛したように「ブルジョア経済学によってただ試みられたことさえないこと」であり（*K.*, I, S. 62, [1]93-94頁）、かかる経済学史上の革新性が、マルクス貨幣論の擁護者たちにとっては誇るべき最大のポイントであった。しかしまた価値形態論こそは、マルクスが古典派経済学の労働価値説の継承者であるばかりではなく、古典派経済学よりも歴史の古い金属貨幣説の継承者でも

あることを物語る決定的な証拠とみなされがちであった。そして、かかる経済学史上の保守性が、マルクス貨幣論の批判者たちにとっては貶すべき最大のポイントであった。マルクス経済学の貨幣論研究は、このように毀誉褒貶ただならぬ『資本論』の価値形態論の遺産——おそらく正負いずれもの遺産——を相続する手続きに追われてきたために、もしくはその相続を放棄する手続きに追われてきたために、何かにつけて注目度の高い分野でありながらも、いまさら目新しい論点を出しづらい不自由な状況に置かれてきたのである。

したがってマルクス経済学が、ここ数年の間、他ならぬ貨幣論研究において久々の活況を呈しつつあることは、特筆に値するホットニュースであるといってよい。この活況の中心にいるのは、宇野学派に属する比較的若手の研究者たちである。そして彼らの研究には、一個同一ともいべき課題が存在している。すなわち、商品貨幣としての信用貨幣の発生を原理論で説くという課題、それも後半の信用論の次元で説くのではなく、前半の流通論の次元、もっといえば価値形態論（もしくはその周辺）の次元で説くという課題である。これは、小幡道昭が『経済

原論』などの近著で行った問題提起に由来する課題である。

この課題に取り組む上で、彼らが最大のターゲットと考えているのは、不換銀行券である。兌換銀行券であれば、流通論の次元でも、金属貨幣の存在を前提とした債務証書として導出することは不可能ではないかもしれないし、そのような導出の試みはこれまで皆無であったともいえない。しかし、金銀債務性をもたない不換銀行券ともなると、従来の金属貨幣説を拡充して、〈金属貨幣の発生→信用貨幣の発生〉という2段階の貨幣発生論を用意するだけでは済まなくなる。端的に、貨幣発生論の第1段階において、金属貨幣から独立した信用貨幣を導出すること、小幡の用語でいえば「貨幣変容」をもたらす「商品貨幣の分岐構造」を明らかにすることが必要になる。

こうした貨幣発生論の新たな課題への取り組みは、必然的に、従来の金属貨幣説にたいする批判を伴う。周知のように、これまでマルクス貨幣論については、変動為替相場制の下にある現代の貨幣を分析するためのツールとしては有効でないという否定的評価が蔓延していた。同様の評価は、いまやマルクス経済学界の一部からも寄せられるようになってきている。かかる否定的評価の根本には、先にも述べたマルクス貨幣論にかんする一つの定説がある。すなわちマルクス貨幣論が、19世紀イギリスの金本位制や国際金本位制＝ポンド体制を貨幣制度の完成形とみなすことから生まれた、典型的な商品貨幣説＝金属貨幣説であるという定説である。この定説は、皮肉なことにマルクス貨幣論の擁護者たちによっても共有されており、国際通貨制度が変動為替相場制に移行した後も、真の価値尺度はマルクスのいう通りに「それ自身に内在的価値をもった金」以外にはありえない、という擁護がくり返されてきた¹⁾。かかる不毛な論戦を超えて、本当の意味でマルクス貨幣論の有効性を取り戻すためには、マルクス貨幣論が商品貨幣説であることを認めた上で、改めて商品貨幣

説の本義を問い直し、それが金属貨幣説の狭い枠組みに押し込められるものではないことを論証する必要がある——およそ以上が、上記の若手研究者たちに共通する問題意識であろう。私自身も、同じ問題意識を共有したいと考えている。

ただ、小幡道昭は「貨幣変容の構造論」と題する最新の論稿のなかで、貨幣論にかんするきわめて独自色の強い新説を披歴している。しかもその新説は、『経済原論』などの近著における小幡自身の旧説にかなり大幅な修正を要求する——というよりもその根幹を揺るがしかねない——内容を含んでいる。したがってまたその新説は、私の理解では、若手研究者たちの信用貨幣論にたいしても少なからず批判的な内容を含んでいる。小幡『原論』より始まった現代マルクス貨幣論の新しい流れは、惜しむらくはマルクス経済学界における認知度がまだ十分ではなく、学派を超えた議論の雰囲気醸成されたともいえない状況にあるが、その流れの先端部では、早くも次なる新旧交代の気配さえ漂い始めているのである。

そこで本稿としても、現代マルクス貨幣論を一枚岩のものとして扱うことを止めて、全体の構成を前後半の2つに大きく分けることにする。まず、本稿の前半部に当たる第1節の第1・2項において、若手研究者たちの信用貨幣論のなかから、『これからの経済原論』の信用貨幣論（さくら原論 [2019]）、岩田佳久の信用貨幣論（岩田 [2022]）、江原慶の信用貨幣論（江原 [2021]）の3つを取り上げて、それらの内容にかんする疑問点を述べる。その上で、第3項において、商品貨幣説の本義を問い直すために必要と考えられる視点を独自に提示する。次に、本稿の後半部に当たる第2節の第1項において、小幡の「貨幣変容の構造論」を読み解くためのポイントを3つに絞り、それぞれのポイントにおける小幡の議論を検討する。その上で、第2節の第2項において、3つのポイントに共通して現れる小幡説の方法論上の特徴に焦点を当て

て、貨幣論の方法論的基礎を独自に考察する。最後に、結語において、本稿の検討をつうじて得られたいくつかの手掛かりを基にして、私自身の貨幣論研究を進める上での3つの計画を策定する。

なお、上記の若手研究者たちの信用貨幣論は、いずれも宇野学派の価値形態論の設定にさまざまな変更を加えるという方法を採用している。そしておそらく、その変更に見られる各人各様の工夫のディテールこそが、彼らの信用貨幣論を読み比べる際の見どころの一つになっているものと思われる。したがって本稿としても、かかるディテールへの言及は避けられないところである。しかし本稿の本来の狙いは、主題にあるように「現代マルクス貨幣論の論点」を探り当てることにあるから、いたずらに詮索のための詮索に陥ることのないように、できるだけ彼らの信用貨幣論の根幹にかかわる重要なディテールだけを取り上げるように努めたい。したがって本稿は、いささか副題には相違するようであるが、マルクス貨幣論の最新の成果についての詳細な紹介には必ずしもなっていない旨、あらかじめ断っておく。

1. 若手研究者の信用貨幣論をめぐって

1-1 『これからの経済原論』の信用貨幣論・岩田佳久の信用貨幣論

本稿で取り上げる若手研究者たちの3種の信用貨幣論は、2020年前後のほぼ同時期に相次いで発表された。それでもあえて順番をつけると、1番目に発表されたのは、2019年に出版された『これからの経済原論』の第1篇第1章第2節「価値形態」における信用貨幣論である。同書の信用貨幣論は、本項で取り上げる岩田の信用貨幣論や、次項で取り上げる江原の信用貨幣論とも多分に重なり合う内容になっている。しかも、同書の執筆陣には、江原の他にも、やはり

価値形態論のなかで商品貨幣としての信用貨幣の発生を説くという課題に熱心に取り組んでいる泉正樹と結城剛志との2人が名を連ねている。その意味において、同書の信用貨幣論は、いわば現代マルクス貨幣論の雛型ともいえる性格もっている。

同書の信用貨幣論のエッセンスは、「拡大された価値形態」の項のなかで行われる「複数商品による価値表現」という説明に集約されていると見ることができる。同書の説明によれば、(鉄0.5kg, 砂糖15kg)という商品セットと2頭の豚との交換を求める主体B'が、(鉄0.5kg, 砂糖15kg)という「商品セットの価値量」との引き換えを約束した証券を発行し、これを ε と名づける。主体B'は、証券 ε の価値量の安定化のために、「常に証券バスケットの構成を組替える」。それでも、「主体が欲するのが商品の使用価値ではなく価値である場合、商品としてのモノそのものを流通させる必要はないのである。したがって、商品に内在する価値を商品体とともに流通させることも、証券の自立化したかたちで流通させることもできる」、という(さくら原論 [2019] 26-28頁)。

この説明には、2つの重要な主張が含まれている。第一に、証券を流通させることは、商品に内在する「価値量(価値)」のみを流通させることと同義であるという主張であり、第二に、証券の価値量さえ変わらなければ「常に証券バスケットの構成を組替える」ことが可能であるし、また必要でもあるという主張である。これらの主張の真偽のほどは、果たして如何ばかりであろうか。

主体B'が「常に証券バスケットの構成を組替える」ことが何故必要なのかといえ、証券 ε の価値を安定化させるためであるが、ではその安定化が何故必要なのかといえ、主体B'が今後も証券 ε を発行し続けることを計画しているからであろう。この計画通りに話が運ぶのであれば、証券 ε はその発行時期を違えながら、豚所有者以外のさまざまな商品所有者にも受領

されてゆくはずである。同書の第二の主張にあるように、その証券εのバックにある「証券バスケットの構成」が常に組み替えられるのだとすると、もはや証券εは、鉄や砂糖の引換証であることを止めて——というよりも鉄や砂糖の引換証としては早々に失効して——不特定性を帯びた諸商品種の引換券となるはずである。たとえ現時点で主体B'の下にある資産が鉄と砂糖とだけであるとしても、将来時点でコメが「証券バスケット」のなかに組み込まれることが見込まれるのであれば、現時点でコメとの引き換えを約定した証券εを発行することも不可能ではない。つまり、岩田も指摘しているように、主体B'は「自分が所有していない商品種も商品セットに入れる」ことも不可能ではない（岩田 [2022] 59頁）。主体B'が「商品としてのモノそのものを流通させる必要はない」という説明にしたがうと、主体B'はそもそも何らかの「商品としてのモノそのもの」を手元に置く必要はなく、証券εのバックにある「証券バスケット」も「商品としてのモノそのもの」で構成される必要はない、という話になるのかもしれない。しかし果たして、まだ一般的等価物が登場していない商品世界において、かかる証券εなるものは成立可能であろうか。

証券εは、同じ「価値量」のさまざまな商品種（さまざまな構成の商品セット）と引き換えられるべき証券であるから、百貨店の発行する商品券に近いものと想像できる。しかし百貨店の商品券の場合、額面価格と同額のさまざまな商品種と交換できることは確かであるが、百貨店のなかで売られていない商品種とは交換できないことも確かである。交換リストに載る対象が、百貨店と契約関係にある加盟店の商品種にまで広がるとしても、それはその商品種の現物があくまで百貨店の手の届く範囲——求めに応じていつでも調達可能な範囲——に置かれていることを前提としている。したがって、そのような前提の下で「証券バスケットの構成」を自由に組み替えうるからといって、「商品として

のモノそのもの」を超越した「価値量」のみを流通させることが可能であるという同書の第一の主張が裏づけられたことにはならないであろう。もしも商品券がオールマイティな「価値量」の引換券なのだとすれば、商品券をわざわざ換金するための転売市場がどうして広範に存在するのであろうか。そもそも、証券εが引き換えることを約束しているのが「商品セットの価値量」であるという同書の説明でとられているのは（さくら原論 [2019] 27頁）、ミスリーディングな用語法であって、正しくは「商品セットの価値量」ではなく「同じ価値量の商品セット」ではないか。証券εは主体B'の自己宛債務であろうが、その債務を清算する支払手段として用いられるのは、鉄や砂糖であれ、あるいは金や中央銀行券であれ、ともかく何らかの価値物であって、決して「価値量」ではない。

もっとも、主体B'が「商品としてのモノそのものを流通させる必要はない」という同書の説明は、1つ前の「簡単な価値形態」の項における次のような説明によって裏づけられているように読める。すなわち、商品の価値表現には、主体が欲しい他商品にたいして交換要求を行おうとする「交換を求める形態」の側面と、主体が所有する資産（自商品）の価値量を他商品を用いて測ろうとする「評価を求める形態」の側面とが併存している、という説明である（さくら原論 [2019] 21-25頁）。おそらく、「評価を求める形態」における主体の目的は、「より安定的な価値表現」を行うために価値量の安定した他商品（商品セット）を等価物に選ぶことにあるから（さくら原論 [2019] 27頁）、そのような等価物として証券εを選んだ主体も、鉄や砂糖という「商品としてのモノそのもの」の引き渡しを実際に求めるつもりは端からないはずであり、したがって証券εを発行した主体B'も、鉄や砂糖という「商品としてのモノそのもの」を所有している必要はないであろう——というのが、同書の採用している論法ではないかと思われる。

以上のうち、「交換を求める形態」と「評価を求める形態」との区別にかんしては、本稿も特に異論はない。というよりも私自身、かつて商品論における価値概念を再検討した旧稿のなかで、価値表現には交換要請に還元できない価値評価の側面があること、したがって価値概念にも交換性に還元できない資産性の側面を読みとる必要があることを、主題的に論じたことがある(拙稿 [2008b])²⁾。しかしその私から見ても、同書の論法には疑問が残る。疑問が残るのは、煎じ詰めると、証券εの価値量の安定性というポイントをめぐってである。

まだ一般的等価物が登場していない商品世界では、(鉄0.5kg, 砂糖15kg)という構成をもつ商品セットと、たとえば(砂糖15kg, コメ10kg)という構成をもつ商品セットとが、同じ価値量をもつかどうかを客観的に確定すること自体に困難が伴うはずである。市場の内部にある同種の商品の価値量は同じであるという社会的通念が成立するからといって、主体B'が次々と構成を組み替えた異種の商品セットの価値量と同じであるという社会的通念が成立するとは限らない。異種の商品セットの価値量と同じであるから、証券εの価値量も同じ(安定的)であるというのは、あくまでも証券εを発行する主体B'自身の主観的評価にすぎないのであり、他の主体がその評価に同意する保証はどこにもないのではないか。したがって、証券εを等価物に選ぶかどうかを思案している主体(同書の設例では小麦を所有する主体A)は、たとえ特定の他商品を手に入れることを求めておらず、価値量の安定した他商品を用いて自商品の価値量を計ることだけを求めているのだとしても、主体B'の主観的評価を吟味するために、証券εと引き換えにどのような構成の商品セットを引き渡す用意があるのかを主体B'に確認せざるをえないであろう。その商品セットのリストのなかに、主体B'がまだ所有していない商品Xを加えることができるとすれば、それは主体B'が何らかの手持ちの商品または証券εと引き換

えに商品Xを直ちに外部から調達できるという保証が与えられている場合に限られる。しかし、まだ一般的等価物が登場していない商品世界では、そのような任意の直接的交換可能性を保証された商品または証券はまだ存在しないはずである。本稿としては、主体B'に「商品としてのモノそのもの」の引き換えが求められないことは、主体B'が「商品としてのモノそのもの」を所有していなくてもよいことの十分な理由にはならないと考えるが、同書の考え方はどうやら反対のようである³⁾。

以上の疑問は、任意の商品セットと引き換えられるという意味で使用価値的制約を解除された信用貨幣が、直ちにどんな商品とも引き換えられる必要のない「価値量」としての自立化を果たしうるかどうか、という疑問に置き換えられる。特定の商品を引き渡すことを約束した証券は、せいぜい兌換銀行券の原型にしかならないが、任意の商品セットを引き渡すことを約束した証券は、いかなる商品も引き渡さない不換銀行券の原型になりうる、という理解の真偽である。岩田は『これからの経済原論』の信用貨幣論を批判的に検討しているが、その岩田の信用貨幣論にも、「特定のモノという性質を失うことで、使用価値による制約を解除された価値そのもの」が貨幣化したものが信用貨幣である理解が垣間見える(岩田 [2022] 67頁)。「価値そのもの」が貨幣化するという発想は、商品セットの「価値量」のみが証券化するという『これからの経済原論』の発想と大差ないように読めるが、どうであろうか。

そこで次に、若手研究者たちの3種の信用貨幣論のなかでは発表された順番が1つ飛んで3番目になるが、岩田の信用貨幣論の検討に移ろう。岩田は、信用代位主体Xの存在を明示的に導入した上で、いま上衣と直接交換できないリンネルの将来の価値実現を見越したXが、リンネルを受け取るのと引き換えに「Xが保有する次の複数の商品(上衣所有者の欲する茶を含む)のなかからいずれかを特定の量で引き渡

す」という債務をリンネル所有者に渡し、このXの債務を用いてリンネル所有者が価値表現を行うことで、上衣所有者にもXの債務を用いた価値表現を「するようにさせる」という複雑な議論を展開している（岩田 [2022] 64-67頁、括弧内は引用者）。岩田の設例では、まずリンネル所有者がXの債務を用いた価値表現を行った後で、その価値表現を了承したXが債務をリンネル所有者に引き渡すという順序になっているようである。なるほどこれは、銀行券が発行されるまでの通常の順序、〈資本からの受信代位要請→銀行による資本の受信力の審査→銀行による受信代位〉という順序と同じように見えるから、その限りでは違和感のない説例である。しかし子細に検討してみると、やはりいくつかの疑問が生じる。

まず、「Xが保有する次の複数の商品（上衣所有者の欲する茶を含む）のなかからいずれかを特定の量で引き渡す」ことを、リンネル所有者がXの合意を俟たずに、あるいは事前にXと何らの相談を行うこともなく決められるのかどうか、という疑問がある⁴⁾。それに、リンネル所有者が上衣所有者に「あなたの欲しい茶はXが引き渡してくれるらしいですよ」と知らせ、上衣所有者にもXの債務を用いた価値表現を勧めることが「するようにさせる」ことの意味であると理解した場合、リンネル所有者はXの債務を入手した時点で「するようにさせる」動機を失うのではないか、という疑問もある。リンネル所有者としてはわざわざ上衣所有者に働きかけて「するようにさせる」手間を取らずとも、Xから茶を引き渡してもらい、それを上衣所有者に引き渡すだけで済むからである。岩田は、上衣を入手できないリンネル所有者が、上衣所有者が茶との交換を求めることを知って（見越して）自分も茶を求めようとする場合、「リンネル＝上衣」という第1の価値表現の次に「上衣＝茶」という第2の価値表現を行い、さらにその次に「リンネル＝茶」という第3の価値表現を行うという手順を踏むものと見ている（岩

田 [2022] 62-63頁）。第2の価値表現の主体がリンネル所有者から上衣所有者に切り替わることが「するようにさせる」ことの意味であるらしいが、商品所有者が他商品の価値を表現する——『これからの経済原論』の場合でいえば、自分の所有していない商品までをセット商品に組み込んでその価値を表現する——というのは、果たして価値形態論のなかで許容されうる想定であろうか。

しかも岩田は、Xが見越すリンネルの将来の価値実現とは、リンネルがこれから他商品の等価形態に置かれることを指すと説明している（岩田 [2022] 65頁）。この説明にしたがうと、リンネル所有者にとって「するようにさせる」ことは、リンネルの将来の価値実現の可能性を自分でわざわざ低下させる不合理な行為になるのではないか。他商品所有者にもXの債務を用いた価値表現を「するようにさせる」ほど、リンネルがこれから他商品の等価形態に置かれる可能性は低下せざるをえないからである。むしろ銀行信用では、銀行がA商品の将来の価値実現（資金形成）を見越すからこそ、A商品所有者への債権が銀行に引き渡されるのと同時に、銀行への債権がA商品所有者に引き渡される。しかし、この場合のA商品の将来の価値実現とは、A商品がこれから貨幣によって買われることを意味するのであって、これから貨幣になり代わって他商品の等価形態に置かれることを意味するわけではない。したがって、A商品所有者が他商品所有者にも銀行券を用いた価値表現を「するようにさせる」ことがあったとしても、それは何らA商品の将来の価値実現の可能性を低下させることはない。目利きのXがリンネルの将来の価値実現を見込んだということが、一種のアナウンス効果を發揮して、他商品所有者にまでリンネルの将来の価値実現を見込ませるといふ筋——銀行による信用調査の代行という筋——は考えられるかもしれないが、だからといってリンネルが他商品の等価形態に置かれる可能性が高まるとは考えられない

であろう。

すでに確認されたように、岩田が設定しているのは、Xの債務を用いたリンネルの価値表現をXが了承した後で、Xの債務とリンネルとが交換されるという状況である⁵⁾。この設定に基づく岩田の理論展開は、もはやリンネルの価値形態の変化のプロセスを追ったというよりも、Xの債務の貨幣化のプロセスを追ったといった方がいい内容になっているのではないかと。銀行券を引き渡された割引依頼者が銀行券による買い手という立場で行動しうると同様、Xの債務を引き渡されたリンネル所有者は、もはやリンネル所有者という立場ではなく、Xの債務の所有者という立場で行動しうようになるからである。

このことが示すように、岩田の理論展開におけるリンネルは、あらかじめ価値実現の困難を半分ほど取り除かれたような特殊な商品になっている。そして、この困難を半分ほど取り除いてくれるXは、多種多様な商品を集積しているだけでなく、リンネルの将来の価値実現を見越すのに必要な情報をも集積し、それらの集積効果を活かして信用代位業務までを手がけるような特殊な主体——商業資本と銀行業資本とを合成させたかのような主体——になっている。岩田のいうように、リンネル所有者が上衣所有者にもXの債務を用いた価値表現を「するようにさせる」ことが可能であるとすれば、それはXの信用力がすでに商品世界のなかで高い評価を得ていることに理由があると考えられない。しかしこのような、明らかに一般的な商品所有者よりも恵まれた条件にある特殊な主体の存在を、果たして価値形態論次元の商品世界のなかで想定しうるとかという疑問も拭い去り難く残る。

ただ、これまで述べてきたような細かい疑問はさておくとしても、なお根本的な疑問がある。岩田のいうXの債務は、あくまで「Xが保有する次の複数の商品」のいずれかを引き渡すという証券である。これは、特定の商品の現物では

なくても何らかの商品の現物の引き渡し義務化する証券であるから、岩田の最大のターゲットである不換銀行券にはつながりえないのではないかと、という疑問である。

この疑問に関連しようが、岩田は、もしも上衣所有者が「すぐに商品の現物を欲しなければ」、Xは上衣所有者に茶の現物を引き渡すことなくXの債務を引き渡すだけで足りるという説明を追加している（岩田 [2022] 66頁）。「等価形態に置かれた商品の所有者は、自分が欲する商品であってもその現物をすぐに受け取るとは限らない」という（岩田 [2022] 65頁）。この説明自体は正しいが、そもそも兌換銀行券の場合も、すぐに貨幣の現物（現金貨幣）を欲しない資本や、貨幣の現物（現金貨幣）をすぐに受け取るとは限らない資本の間で用いられるからこそ輾転流通しうるのである。そして、すぐに商品の現物を欲しないことは、商品の現物を欲しないこととは明らかに異なる。すぐに兌換請求がなされないからといって、いつまでも兌換請求がなされないという保証はどこにもない。商品所有者の誰もが商品の現物を欲しないのであれば、岩田自身の説明に相違して、Xは兌換準備金に当たる商品集積体を維持する必要はなくなるであろう。

確かに、銀行券の価値は、銀行に集積された貨幣債権の価値によって裏づけられている。そして銀行業務が行われるなかで、債権集積体の中身は不断に入れ替わる。とはいえ銀行券の場合、金が引き渡されることはあっても、債権集積体そのものの一部が引き渡されることはない。100ポンドの兌換請求にたいして、100ポンド相当の価値量の割引保有手形が引き渡されることもない。Xの保有する商品集積体のいずれか一つが引き渡されるという岩田の信用貨幣論にせよ、主体B'の保有する（または保有しない）商品セットの「価値量」が引き渡されるという『これからの経済原論』の信用貨幣論にせよ、価値形態論のなかで銀行信用論の内容を先取りするための工夫をあれこれと講じつつも、実の

ところ銀行券には発展しえない何か——先述した商品券かもしれない——を論じているのではなからうか。

さらに、以上2種の信用貨幣論は、誰が価値形態論の主役を務めるかという点でもかなり似通っている。岩田の信用貨幣論の場合、リンネルの価値表現が行われなければXの出番はないが、Xが債務を発行しなければリンネルの価値表現も行われえないという設定になっているから、信用代位主体Xはもう一人の主役であるリンネル所有者とともに、いわば価値形態論のダブル主演を果たしているといえる。もしかすると、リンネル所有者がX宛の債務（支払指図書）を発行するという設定になっているのかもしれないが、それにしても名宛人Xの合意なしにはこの債務を用いたリンネルの価値表現が行われえないことに違いはない。この点、『これからの経済原論』の信用貨幣論の場合はいっそう明示的であって、豚2頭との「交換を求める」ために自己宛債務 ϵ を発行する主体B'が相対的価値形態のポジションに据えられている。その後、価値表現の主体は、いったん自商品価値の「評価を求める」ために証券 ϵ を等価形態に据える主体B'以外の商品所有者（小麦を所有する主体A）に切り替わるが、かかる理論展開が、主体B'による価値表現＝債務発行が先に説かれなければ成立しないことは自明であろう。つまり、以上2種の信用貨幣論は、債務の発行主体が実質的な主役を務める価値形態論になっているのである。

このことから明らかなように、以上2種の信用貨幣論＝価値形態論と従来の価値形態論との間には、真逆ともいえるほど大きな仕様の違いが存在している。従来の価値形態論は、上衣を欲するリンネル所有者が終始一貫して能動的な役割を担い、各形態の等価商品（上衣→茶→金）の所有者たちは受動的な役割に据え置かれるという仕様になっていた。またそのために、リンネル所有者は誰の協力も仰ぐことなくリンネルの価値表現を遂行せざるをえず、この孤立無援

ぶりが、おのずからリンネルの価値実現の困難を強く印象づけるという仕様になっていた。しかし以上2種の信用貨幣論＝価値形態論は、むしろ他商品所有者によって等価形態に置かれるべき信用貨幣（証券 ϵ ・X債務）を発行する主体が能動的な役割を担うという仕様になっている。またそのために、商品の価値実現の困難よりも、むしろ商品の価値表現に用いられる信用貨幣の一本化の困難の方が強く印象づけられるという仕様になっている。なお先ほど述べたように、岩田の信用貨幣論は、債務発行者Xとリンネル所有者とが協力してダブル主演を果たしていると解釈しうる内容になっていたが、次項で検討する江原の信用貨幣論では、「代理物とは区別された、固有の意味での債務証券の発行を説くためには、最低2人の主体が必要である」という見方の下、債務発行者Bがもう1人の債務発行者であるCと「タッグを組んで」行動することがはっきりと想定されている（江原[2021] 11-13頁）。これも明らかに、従来の価値形態論からの大幅な仕様変更を伴う想定であろう。

むしろ、仕様変更そのものが悪いというつもりは毛頭ない。しかし素朴な疑問であるが、信用貨幣の発生を説くための特殊仕様になっている信用貨幣論＝価値形態論では、金属貨幣の発生はどのように説かれるのであろうか。説けないが、説けなくてもよいのだ、というのが直感的に予想される回答であるが、もしもこの予想が当たっているとすれば、これは金属貨幣説を批判せんとするがあまりの理論的なオーバーランにならないであろうか。現代の不換銀行券を説けない従来の価値形態論にたいして、かつての金属貨幣を説けない新たな価値形態論を対置しただけでは、悪くするとドングリの背比べという残念な結果に終わりがかねない。少なくとも、金属貨幣と信用貨幣とが対等な資格をもって分立する「商品貨幣の分岐構造」を明らかにする結果にはならないのではないか。

1-2 江原慶の信用貨幣論

それでは項を改めて、江原の信用貨幣論の検討に移ろう。江原は、2018年に発表された「価値形態論における計算貨幣」と題する論文のなかで、価値形態論のなかで信用貨幣論を導出するためのプログラムの一端をすでに示していた。2018年といえば、江原自身が執筆陣に加わっている『これからの経済原論』の出版年よりも少し早い。また、同書の信用貨幣論の内容は、江原の上掲論文の内容とも多分に重なり合っている。その意味では、おそらく江原こそ、若手研究者たちを巻き込んで今日の信用貨幣論のトレンドを作り出した実質的な仕掛け人であると見てよい。ただ、江原自身の信用貨幣論としては、2021年に発表された「資本による貨幣の変容——現代資本主義像の再構築のために——」と題する論文の方を取り上げるべきであろう。この論文では、江原の上掲論文の成果を発展的に継承するための新たな試みが行われているからである。

この論文の根底にあるのは、商品貨幣としての信用貨幣の発生を説くためには、価値形態論のなかに銀行業資本に相当する債務の発行主体を明示的に登場させる必要があるという認識である。すぐにわかるように、この認識は、前項で検討した岩田の信用貨幣論にも共通している。そして、江原の最大のターゲットになっているのも、岩田のそれと同様、やはり不換銀行券である。

前項の末尾でも紹介したが、江原によれば、「代理物とは区別された、固有の意味での債務証書の発行を説くためには、最低2人の主体が必要である」という。江原はこの見方の下、上衣1着をもつBが茶10lbと上衣1着をもつCと「タグを組んで」行動する価値形態論を展開している。(1) まずBは、〈茶10lbと上衣1着の請求権と引き換えに、上衣2着の請求権を渡そう〉とCに申し出る。Cは、当初は交換の場に提供するつもりがなかった[上衣1着]に手をつけることを決めて、Bの申し出を了承

する。Bは、上衣2着を引き渡すことを約束した自分の債務Sと引き換えに、茶10lbと上衣1着とを引き渡すことを約束したCの債務S'を入手する。ここまでの「タグ」の具体的な中身である。(2) 次にCは、債務SによってAからリンネル40ヤールを入手する。(3) その後でBは、債務S'によってCから茶10lbと[上衣1着]とを入手する。(4) そして最後にBは、Cから入手した[上衣1着]と自分の手元にあった上衣1着とをまとめてAに引き渡すことで債務Sを完済する。結果としてA~Cの3人は、各自が望んでいた他商品を手に入れる。(1)~(4)の4段階にわたるかなり複雑な手続きであるが、およそ以上が、江原の価値形態論の中身である(江原[2021] 11-13頁)。

もともとBは、上衣1着しか所有しておらず、独力ではAやCにたいする交換要求を行うことができない。独力で交換要求を行うことがデフォルトになっている、通常の価値形態論の舞台には上る資格のない商品所有者である。そんなBも、Cと「タグ」を組めば、上衣2着の自己宛債務を発行して、本来手の届かなかったはずの茶10lbを入手した上で、価値増殖を行うことも可能になる。そして、彼が発行した債務Sが、やがて不換の信用貨幣に発展する、という。債務Sと債務S'との交換は銀行券による手形割引に相当し、Bにたいする茶10lbと[上衣1着]との引き渡しは銀行業資本への支払還流に、Aにたいする上衣2着の引き渡しは銀行券の兌換還流に、それぞれ相当するのである。すると差し詰め、Bの手元にあった上衣1着は、銀行券の兌換請求に備える支払準備(兌換準備金)に相当する、ということになりそうであるが、果たしてどうだろうか。いずれにせよ、まさに新仕様の価値形態論といってよいが、その有効性のほどを実地に検証してみよう。

第一に疑問となるのは、Bにかんする江原の設定、すなわち「貧しい、あるいは過大な欲求を抱く商品所有者」(江原[2021] 10頁)が銀

行業者に転化するという設定は妥当であるか、という点である。まずこの設定は、相当規模の自己資本を有した商業資本が銀行業資本に転化するという発券先行説の定説からは決定的に乖離している。おそらくそうなるのは、直後に述べるように、Bの営みが貸倒準備不要の銀行業務として説かれている所為でもあろう。しかしそれ以前に、お目当ての茶10lbを入手するために自商品の上衣1着を（その着数であれ価値量であれ）増やそうという動機に基づいたBの行動が、果たして江原のいうように価値増殖の原型になりうるのか、という根本的な疑問がある。私自身は、不足分を補って必要分を満たすという行為と、必要分を超える余剰分をさらに殖やすという行為との間には、対極的ともいえる隔たりがあると考え。

第二に疑問となるのは、江原の信用貨幣論の舞台が、江原[2018]の描いたそれと同様に、3人の商品所有者全員が欲しいものを入手する三角取引をベースにしていることの帰結かもしれないが（江原[2018] 59-60頁）、Bが債権S'を無事に回収できることが確約されているような、貸倒準備不要の世界になっているのではないかと、いう点である。しかも論文の後半になると、債務SはBが営々と資産集積を進める限りどこまでも輾転流通しうるのかのような論調が加わり、江原の信用貨幣論の舞台からは支払準備の必要性さえが失われてゆく。確かに中央銀行であれば、中央銀行券による中央銀行への支払いが一般化するとともに、中央銀行券の現金化が進み、中央銀行への兌換請求は行われなくなるから、その限りで貸倒準備はともかく支払準備は不要化する。しかしこれは、発券銀行一般には当てはまらない中央銀行の特殊事情である。発券銀行一般の場合、どれだけ自行券による支払還流を受け入れて、どれだけ自行券の現金化を進めたところで、他の発券銀行の存在を排除できない以上、他行券または金属貨幣による支払準備をゼロにできるわけではない。産業資本をベースとした銀行間組織が舞台になる場合で

も、発券集中は説けても発券独占までは説けないというのが通説的な考え方であろう⁶⁾。Bが中央銀行になるという想定は、一般的等価が金に絞り込まれるという想定以上に、原理論の世界には馴染まない（強すぎる）想定になるのではないかと⁷⁾。

仮に、Cによる債務不履行のリスクを加味した場合、BはAにたいする貸倒準備として上衣1着を用意しておかなければCにたいして自己宛債務Sを発行することはできなくなる。CがBから入手した債務Sによってお目当てのリンネル40ヤールを入手した後で、Bにたいして債務S'を履行することが確実であるのは、Cが当初から交換に提供していた茶10lb以外にも、当初は提供するつもりがなかった[上衣1着]を確実に所有しており、そのことをBが確認できるという前提に基づいている。江原は、「SがCからAに手渡されている時点で、Bの手元には未だ上衣2着がそろっていない」という点に注意を促し、その時点で債務Sが現時点のモノの引換券（代理物）ではなく将来時点の商品の請求権（固有の意味での債務証券）になっていると主張している（江原[2021] 12頁）。しかしこのように、Cの[上衣1着]のなかに、現時点ではまだ引き渡されない、将来時点で引き渡されるであろう[これからの上衣1着]という性格を読み込むのであれば、Cによる債務不履行に備えようとするBの準備行動を説かないのは不自然である。それに、将来時点における債務S'の回収が確実であるとしても、それ以前の時点でAから債務Sの履行を請求される可能性がある以上、早めの債務履行に備えようとするBの準備行動を説かないのも不自然である⁸⁾。これらの行動を説く場合、Bは交換用の上衣1着の他にも、準備用の上衣1着を用意して、合計上衣2着を元手としなければならないことになるから、価値増殖は行われな計算になってしまう⁹⁾。あるいは逆に、もしもBが交換用の上衣1着しか用意できないような「貧しい」商品所有者であれば、彼は価値

増殖に踏み出すことはできないはずである、と
考えざるをえなくなる。

第三に疑問となるのは、Bの価値増殖にかん
する江原の設定、すなわち資産増加が価値増殖
になり、その増殖率が外部の交換レートを基準
にして計算されるという設定は妥当であるか、
という点である。明らかにこの設定は、すでに
相場が形成されている市場像に基づいている。
しかし、まだ商品価値の「同名の大きさ」（計
算貨幣）が存在しない価値形態論の世界で、果
たして相場の形成を説けるのであろうか。等価
物がバラバラであれば、価値実現以前に価値比
較が困難になるというのが通常の価値尺度論の
考え方であるが、江原の信用貨幣論では、価値
実現の困難以前に価値評価の困難が軽視され
ているように読める。そもそもA～Cの3人は、
いずれも自分の価値表現が主観的な価値評価に
基づいていることは自覚しているはずであるが、
同時にまた、自分以外の2人の価値表現も決し
て客観的な価値評価に基づいているわけではない
と考えるのではないか¹⁰⁾。少なくとも、A以
外にもリンネル所有者が存在しており、あるい
はC以外にも茶所有者が存在しており、彼ら
が銘々価値表現を行っている商品世界において
は、そう考えざるをえないであろう。

以上の疑問に関連して、江原の説明では、増
殖率の計算に必須の期間の契機はどのように扱
われるのか、という点も気になってくる。むろ
ん価値形態論の次元では、Bの増殖率が資本の
利潤率のように1年単位で計算される必然性ま
では説けないであろう。それでも増殖率である
からには、一時点ではなく何らかの期間にわた
る率として計算される以外にない。しかし江原
は、「Bは、上衣2着の債務を負うことで、茶
10lbと上衣1着、合計上衣3着分の価値をも
つ資産を形成したと計算する。このとき、上衣
建ての利率は50%であり、Bの資産価値は上
衣1着分の純増となる。元手は上衣1着だから、
上衣を価値増殖の単位として、増殖率は100%
となる」と説明している（江原〔2021〕11頁）。

これでは、Bの増殖率は、債務SとCの債務S'
とが交換された一時点だけで計算可能である
という話になる。しかし銀行利潤は、銀行業資本
が銀行券を発行して手形を割り引いた時点では
まだ確定せず、債権回収と債務履行とが終わ
った時点ではじめて確定する。

もともと銀行業資本の場合、日々複数の債権
を取得し、回収し続ける一方で、日々複数の債
務を発行し、履行し続けるというかたちで業務
が進行するから、今回の債務履行に充てられる
原資がいつの債権回収によって得られたのかを
特定することは事実上不可能である。そのため
に、1年間をつうじて回収された債権の総額と
履行された債務の総額とが対比されることによ
り、年銀行利潤総額と年増殖率とが計算される
のが通例となる。しかし江原の設例のように、
Bの発行する債務と取得する債権とがそれぞれ
SとS'との一種類ずつしか存在しないという状
況では、Cから回収された〔上衣1着〕がその
ままAへの支払いに充てられるから、一種類
しかない債権S'の回収と一種類しかない債務S
の履行との間には明確な対応関係が生まれる。
とすれば、Bは自らの債務Sを履行し終えた時
点、つまりCから入手した〔上衣1着〕と自
分の手元にあった上衣1着とをまとめてAに
引き渡す（4）の段階を終えた時点で、はじめ
て増殖率の計算にとりかかることが可能になる
はずである。しかし江原の説明では、（2）～（4）
の段階におけるBの行動は、お目当ての茶10lb
を入手することには寄与していても、Bの裏の
（あるいは真の）目的である価値増殖には何ら
寄与していない。

しかも、（4）の段階を終えた時点でのBの資
産（茶10lb）と、Bの元手（上衣1着）とを比
較して、増殖率100%の価値増殖が行われたと
いう計算になるのは、あくまでBが「自身の
所有する商品すなわち上衣を尺度として、Aと
Cのレートで価値増殖を測定している」場合だ
けに限られよう（江原〔2021〕11頁）。または
先に述べたように、Bが準備用の上衣1着を用

意できないか、用意する必要を認めない場合だけに限られよう。もしもBが、(1)の段階で設定した「上衣1着→茶10lb」という自分のレートで測定した場合、価値増殖は行われなかった計算になってしまう。Bが準備用の上衣1着を用意する場合も同様である。

さらに加えて、他商品ではなく自商品を「尺度として」価値増殖が測定されるというのは、そもそも自商品の価値が他商品を「尺度として」計測されるという価値尺度論の基本命題と背馳するのではないか。むしろ増殖率の計算式は、元手となる自商品の価値を分母に置いた分数式になる。自商品を「分母として」計算されることと、自商品を「尺度として」測定されることは同じだというのが、おそらく江原の理解であろうと推測される。しかし江原の設例では、BはAとCとのレートにしたがって価値増殖を測定するものとされているから(江原[2021]11頁)、Bの内部では「リンネル40ヤール=上衣2着=茶10lb」という等値関係が成立していることになる。とすれば、Bの元手となる「上衣1着」を上記のレートにしたがって「茶5lb」に置き換えて、上衣の代わりに茶を「尺度として」価値増殖を測定したところで、Bの内部では何ら反則にはならないはずである。この測定方法でも、Bの最終的な資産は「茶10lb」であるから、増殖率は100%になる。

詰まるところ以上の疑問も、江原が、いかなるレートにしたがって価値増殖を測定するかという問題を、価値表現の本質とはかかわりのない技術的な問題として処理している(ように見える)ことへの疑問に帰着するのかもしれない。改めて江原の説明を読み直してみると、Bは増殖率の計算に際して、密かに価値表現をやり直しているのではなからうか。すなわちBは、自分が当初設定した「上衣1着=茶10lb」というレートの代わりに、AとCとが設定した「上衣2着=茶10lb」というレートを採用し、それにしたがって価値増殖を測定するものとされている(江原[2021]11頁)。しかしBが、後者

のレートにしたがって自分の最終的な資産「茶10lb」を「上衣2着」に置き換えるのは、たんに上衣を「尺度として」価値増殖を測定するための技術的な手続きにすぎないとはいえないであろう。それはむしろ、〈上衣1着は茶10lbに値する〉という1回目の価値表現を撤回した上で、〈茶10lbは上衣2着に値する〉という2回目の価値表現を行うことに等しいのではなからうか。

もっとも通常は、商品所有者たちが互いの行動に厳しい目を光らせている商品世界において、価値表現のやり直しを大っぴらに行うことは極力避けなければならない。現に、BがCにたいして〈茶10lbと上衣1着の請求権と引き換えに、上衣2着の請求権を渡そう〉と申し出るとき(江原[2021]11頁)、実はすでに〈上衣2着の請求権→茶10lbと上衣1着との請求権〉というBの請求権の価値表現が行われているといつてもよいが、この価値表現は、B自身が当初設定した「上衣1着=茶10lb」というレートにしたがっており、その限りではBの上衣の1回目の価値表現を(左右両辺に上衣1着を加えて)くり返したものでしかない。Cの目から見ると、AとBとが設定した「リンネル20ヤール=上衣1着=茶10lb」というレートの方が相場に見えるという江原の説明が正しいとすれば(江原[2021]11頁)、Cにとって〈上衣2着の請求権→茶10lbと上衣1着との請求権〉というのは、相場のレートにしたがった妥当な価値表現に見えるであろう。いずれにせよBは、Cの目の前で大っぴらに価値表現のやり直しを行うことは避けているわけである。しかし、Bが1回目に行うのはCにたいする交換要求としての価値表現であるのにたいして、2回目に行うのは交換要求を伴わない増殖率計算のための価値表現であるから、それ自体としてCの目に触れることはない。そのためにBは、自分が当初設定した相場よりも高すぎるレートを是正する体裁をとりつつ、自分の内部だけで密かに価値表現をやり直すことが可能になるの

である。念のために断っておくが、以上は、あくまで江原の説明が正しいという前提に立った上での本稿の推論である。

ただ、ここで考えてみる必要があるのは、2回目の価値表現が、果たして上衣所有者による上衣の価値表現になっているのかという点である。〈茶10lbは上衣2着に値する〉という価値表現が、上衣の価値ではなく茶の価値を表現していることは、価値形態論における常識中の常識であろう。上衣所有者は、自分が所有している上衣を材料として、自分が所有していない茶の価値を表現することはできない。同様に、自分が所有している上衣を「尺度として」、自分が所有していない茶の価値を測定することもできない。しかし、Aへの債務を履行して増殖率を計算する時点では、Bはもはや上衣1着の所有者ではなく、茶10lbの所有者になっている。そのためにBは、自分が所有していない上衣を「尺度として」、自分が所有している茶の価値を測定することが可能になるのである。ここには、リンネル所有者がもはやリンネル所有者という立場を離れて、Xの債務の所有者という立場で行動することが可能になっていた、岩田の信用貨幣論との設定上の共通点が見てとれよう。岩田の信用貨幣論が、リンネルの価値実現の困難があらかじめ半分ほど取り除かれた価値形態論になっていることはすでに述べたが、江原の信用貨幣論でも、〈茶10lbと上衣1着の請求権と引き換えに、上衣2着の請求権を渡そう〉というBの申し出がCに了承された時点で、Bの所有する上衣1着の価値実現の困難はあらかじめ半分ほど——債務不履行のリスクを無視すればむしろ完全に——取り除かれているのである¹³⁾。

このように子細に検討してみると、Bの行動を価値増殖という概念を使って説明しようとする江原の試みは、価値形態論のなかに何とかして銀行業資本に相当する主体を登場させなければならないという要請に基づいて敢行された、理論上のアクロバットのように思われてならな

い¹²⁾。信用貨幣が発行されるからには銀行業資本に相当する主体が存在するはずである、そしてかかる主体であるからには銀行業資本に相当する価値増殖を行っているはずである、という江原の論法は、一聴すると正論らしく聞こえなくもない。しかしこの論法を、価値増殖を可能にする諸条件と照らし合わせてみると、残念ながらあちこちに論理の綻びが見えてくる。江原は、価値形態論を始めとする商品論のなかだけで信用貨幣を導出しようとする江原 [2018] の試みは「無理筋」であった、商品→貨幣→資本という流通論の展開そのものを組み替えて、銀行業資本に相当する主体を価値形態論に登場させる必要があった、という趣旨の反省の弁を述べている (江原 [2021] 14頁)¹³⁾。この反省を踏まえて江原がくり出す数々のアイデアの斬新さには舌を巻くが、一つの「無理筋」を回避した後には、より深刻なもう一つの「無理筋」が待ち受けていたのではないか、という気もしてくる。

なおすでに確認されたように、江原の信用貨幣論は、最終的には不換銀行券にまで分析の射程を伸ばそうとする狙いの下に構想されている。江原は論文の後半でいよいよこの狙いの実現に取りかかるが、そこで展開されるのは、Bが資産集積の推進とそれによる資産価値の安定化とを自己目的的に追求する結果として、〈債務Sの期限の長期化→その無期化→債務Sの不換化〉というプロセスが直線的に進むという論理である (江原 [2021] 12-14頁)¹⁴⁾。しかし、この論理にも納得し難い点が残る。兌換銀行券を発行する銀行業資本も、資産集積の推進とそれによる資産価値の安定化とを不断に追求しているはずであるが、だからといって直ちに兌換停止に踏み切れるわけではない。兌換銀行券がある流通圏の内部で現金化し、兌換されることなく輾転流通するという現象を説くことは可能であるが、これはせいぜい発券銀行一般にも見られる兌換還流の縮小にすぎず、この現象の延長線上にそのまま兌換停止が位置づくわけではな

い。それに、江原の上記の論理では、銀行債務が一覧払い形式になるという意味でのもう一つの「無期化」が省かれているのではないか。

1-3 「兌換」の両義性

ここまで、若手研究者たちの3種の信用貨幣論の概要を紹介した上で、その内容にかんする疑問点を述べてきた。もっとも私自身は、本稿の「はじめに」でも述べたように、彼らの信用貨幣論の根底にある問題意識を共有したいとは考えているものの、価値形態論のなかで信用貨幣を説くための特段の妙案をもち合わせているわけではない。強いていえば、差額計算のための価値尺度であると同時に差額決済のための支払手段でもあるような信用貨幣の発生を、価値形態論のフォーマットを借りて説こうという構想があるにはある。ただ、この構想に基づく素案はまだすっきりと整理されてはおらず、お世辞にも妙案とはいえない。したがって、何であれコンパクトにまとめられた若手研究者たちの成案には教えられることが数々あり、それらをまとめるまでに彼らが傾けた多大な努力には率直に敬意を表したい。とはいえ、ここまで彼らの成案についての疑問点を細々と述べてきた以上、彼らの成案に共通して欠けているのはいかなる視点であるかについて、現時点での私なりの考えを述べないわけにはいかないであろう。本項で論じるのは、その考えである。

これまでに紹介してきた3種の信用貨幣論はいずれも、金貨幣を介さずに発生した信用貨幣は不換銀行券であるから、最初から「兌換」の問題とはほとんど無縁である、という論法を採用しているのではないか。いずれの信用貨幣論でも、不換化のプロセスについての説明がかなり簡略に済まされているのは、おそらくこの論法の所為であろうと思われる。むしろ、「兌換」といえば金兌換のことを指すという常識的な見方からすれば、この論法に疑問の余地はない。しかし改めて読み直してみると、『これからの経済原論』の信用貨幣論に出てくる主体B'の

債務 ϵ は、あくまで(鉄0.5kg, 砂糖15kg)という「商品セットの価値量」を引き渡すことを約束した証書であるから、債務者から所定の価値量の何らかの商品セットの引き渡しを請求されるのが原則である。岩田の信用貨幣論に出てくるXの債務も、「Xが保有する次の複数の商品(茶を含む)のなかからいずれかを特定の量で引き渡す」ことを約束した証書であるから、やはり債権者から特定量の商品の引き渡しを請求されるのが原則である。江原の信用貨幣論に出てくるBの債務Sも、あくまで「(将来の)上衣2着の請求権」であるから、江原自身の設例でもそうなっているように、債権者から上衣2着の引き渡しを請求されるのが原則である。商品セットや上衣2着などの引き渡しは、債務 ϵ や債務Sの発行者にとっては、事実上の「兌換」に当たるのではないか。

私見では、「兌換」の本質の一つは、価値量さえ同じであれば何で支払ってもよいというわけにはいかない性質、いわば代替不能性にある。支払手段は、必ずしも金でなくてもよい。他行債務であってもよいし、場合によっては商品であってもよいが、あくまで債権者との間で取り決められた特定種・特定量の価値物でなければならない。茶の引き渡しを請求している上衣所有者にたいして、茶が品切れになったからといって、Xが保有する茶以外の商品を引き渡すことは許されない。実のところ、岩田のいうXの債務と江原のいう債務Sは、金貨幣を介さずに発生した信用貨幣であることは確かであるものの、それぞれ茶と上衣とを支払手段とする「兌換」銀行券なのである¹⁵⁾。したがって、茶や上衣の引き渡しがたんに延期されるのではなく、終局的に停止される論理を説かない限り、不換銀行券の発生を説いたことにはならないであろう。

ただ、茶や上衣を引き渡すのがXやBという特定の商品所有者ではなく、XやBが所属する商品世界全体であるという話になれば、XやBの債務は「兌換=支払」を請求されるこ

となく不換化する。そもそも江原や岩田のように、XやBがどこまでも資産集積を進められると考えることは、XやBが一介の商品所有者の立場を超越して、「商品の共同の貯蔵庫」たる商品世界の立場にどこまでも接近できると考えることに等しい。超越性を帯びたXやBの債務は、たとえ不換化しても、いつでも、そして商品世界のどこでも、債権者が要望する任意の商品種と「兌換＝交換」されうる。任意の商品種である以上はむろん金も含まれることになるが、金で行われるのは、発券銀行で兌換銀行券と引き換えに金を支払ってもらおうという意味での「兌換」ではない。金市場で不換銀行券と引き換えに金を買うという意味での「兌換」である¹⁶⁾。

また、超越性を帯びたXやBの債務は、XやBが多数種の資産を集積させているために価値が安定化し、その結果として貨幣化するわけでは必ずしもない。むしろ、商品世界において多数種の商品と「兌換＝交換」されうるために貨幣化し、その結果として価値が安定化するのである。どうしても特定種の商品を買い急がざるをえない事情を抱えた商品所有者以外は、「兌換＝交換」の有利なタイミングが到来するまでXやBの債務を手元に置こうとするであろう。これは、約定された「兌換＝支払」の期日が到来するまでXやBの債務を手元に置いておくしかないという理由とは異なる、もっと積極的な理由による債務保有である。江原や岩田の信用貨幣論では、債務を発行するXやBだけが資産集積の動機をもった商品所有者（資本の原型）として規定されており、それ以外の商品所有者はたんに欲しいものを入手したいという動機をもった主体として規定されている。しかし後にも述べるように、債務を受領する主体の動機にかんしてはもっと掘り下げる余地がある。

もっとも、このようにXやBの債務の「兌換＝交換」というポイントを強調することは、他人もXやBの債務を受け取るから自分もそ

れらを受け取ってよいという循環論法に陥ることと、ほんの紙一重の違いしかないことに注意しなければならない。そして、この紙一重の違いをしっかりと保持するためには、XやBの債務の価値だけでなく、それらの債務と「兌換＝交換」される諸商品の価値にも目を向けることが必要になる。

ここで、若手研究者たちの信用貨幣論の出発点であった小幡『原論』に立ち戻ってみよう。ただし立ち戻るのは、信用貨幣の発生が論じられている小幡『原論』の商品章ではなく、その2つ先にある資本章である。この章のなかで、小幡はマルクス以来の「貨幣の資本への転化」論を斥けて、「貨幣価値の不可知性」に起因する資本の発生という論理を独自に展開している。小幡によれば、「貨幣の価値の大きさは、原理的に不可知性を帯びている」。この「不可知性」とは、「貨幣の価値は、価格が上昇した商品を基準にすれば下がったのであり、下落した商品を基準にすれば上がったということであり、それ以上でもそれ以下でもない」ということを意味している（小幡 [2009] 61-62頁）。したがって「貨幣価値は、価格が上昇する商品に照らしてみると、減価の危険にさらされている。商品経済的富を保有するには、変動し分散する価格をにらみながら、転売を繰り返し、できるだけ価値量をふやしてゆく以外ない」というのが、小幡独自の論理である（小幡 [2009] 79頁）。「貨幣価値の不可知性」という概念については、以前にも一再ならず検討を行ったことがあるが¹⁷⁾、それらの検討をここでくり返すのは止める。ここでは、小幡の論理の内容はそのまま受け入れた上で、その論理の主語だけを貨幣価値から商品価値に置き換えてみたい。

もしも諸商品の価値が安定的であり、その価格変動も起こらないのであれば、どの商品を基準にして測ったところで貨幣価値は安定的であり、貨幣は「減価の危険」には晒されない。逆にいえば、貨幣価値が「減価の危険」に晒されるという意味で「不可知」であるのは何故かと

いえば、商品価値が不安定であり、商品価格が「変動し分散する」からである——これが、主語を商品価値に置き換えたときの小幡の論理であるといつてよい。この論理で「貨幣価値の不可知性」という命題と対をなすのは、「商品価値の不安定性」という命題である¹⁸⁾。そしておそらく、「商品価値の不安定性」という命題と対をなすのが、江原や岩田の信用貨幣論のキーワードである「貨幣価値の安定性」という命題であろう。〈貨幣価値は不可知であるが安定的でもある〉という命題は、どこことなく語義矛盾を来しているようではあるが、〈対義の対義は同義になる〉という考え方をすると納得できなくもないのではないか。いずれにせよ、XやBの債務の「兌換＝交換」は、無媒介に置かれるべき前提ではなく、むしろ「商品価値の不安定性」という命題から論理的に演繹されるべき帰結なのである。

多数種の資産を集積させているXやBの債務が価値の安定性をもつことは、裏返してみると、特定種の商品しか所有していない大多数の商品所有者たちが、価値の不安定性というリスクを恒常的に抱えていることを意味してもいる。したがって彼らは、欲しい他商品を今すぐ入手しようとは考えない場合でも、自商品の価値が目減りするのを防ぐために、XやBの債務をできるだけ早く入手しようとするであろう。ただ彼らは、それらの債務を入手しても、XやBから茶や上衣を今すぐ引き渡してもらおうとはしないであろう。自分が欲しい茶や上衣も、価値の不安定性というリスクがある点では、自分が欲しくない自商品やその他多くの他商品とも何ら違いはないからである。すると彼らには、大多数の他商品所有者も自分と似たり寄つたりの事情を抱えているはずであるから、XやBの債務の次の受け取り手はいつでも、またいくらでも見つかるはずである、という判断がおのずと働くであろう。いつでも「兌換＝支払」されうる銀行券が、債務者への兌換請求を先送りにされて市場のなかに滞留するようになるのと

同じ理屈ではあるが、商品世界のなかでいつでも——いわば一覽払いで——「兌換＝交換」されうる債務は、むしろ他商品への交換要求を先送りにされて、各商品所有者の下で保有されるようになるのである。そして、かかる保有動機だけに照らすと、各商品所有者にとっては、債務の「兌換＝支払」の期限はできれば長いほど好ましい——理屈の上では無期限にくり延べられるのが理想的——であろう。茶や上衣を引き渡される期日が早まるほど、XやBの債務を保有できる期間はそれだけ短くなってしまふからである。

もっとも、商品所有者が一度入手したXやBの債務を無期限に保有するというのは、商品所有者の交換動機を無視した極論である。いかなる商品所有者も、欲しい商品を手入れするのを無期限に先送りできるわけではない。また、XやBの債務以外にも、価値の安定性のために保有の対象となりうる商品——金を始めとする安全資産型の商品——は何種類も存在する。資産価値を安定化させるためには、特定種の債務だけを保有するよりも、それらの商品を資産項目のなかに適当な比率でできるだけ多く加える方が理に適うはずである。むしろその場合、それらの商品と債務との保有比率を調整するべく、手持ちの債務の一部は手放されることになる。それに、そもそも価値の不安定性は、価値が減るリスクと増えるチャンスとの両方を含んでいる。価値が安定している債務は、価値が減るリスクが少ない代わりに、価値が増えるチャンスも少ない。したがって、もしもある他商品の価値がこれから増えることが予想されるのであれば、あるいは、もしもある他商品を相場よりも低い交換比率で手放しそうな所有者が見つかるのであれば、その時こそ、当該の他商品所有者にたいして手持ちの債務の「兌換＝交換」を要求するのに絶好のタイミングになろう。入手した当該の他商品の価値が実際に増えた後で、債務保有者からの「兌換＝交換」の要求に応じて当該の他商品を手放せば、以前よりも多くの債

務を保有することが可能になる。結果として、手持ちの債務の「兌換＝交換」を要求するのに有利なタイミングを見計ろうとする行動が、商品世界のなかに滞留する債務の量を調整する機能を果たし、債務保有者の有利なポジションを下支えするわけである。

XやBが発行する債務の量は、XやBが債務と引き換えに商品世界から入手しようとする商品の量によって規定されるから、XやBの方針に基づいて調整することができる。しかし、商品世界のなかに滞留する債務の量は、商品世界全体における商品の流通量によって規定されるから、XやBによる計画的な調整の及ぶところではない。ここにはちょうど、産金業者によって調整されうる金の生産量と、調整されえない金の流通量との間に存在するのと同じコントラストを見出すことができよう。さらに、同じコントラストは、銀行業資本によって調整されうる銀行券の発行量と、調整されえない銀行券の市中滞留率（未償却発券残高）との間にも見出すことができる。これらのコントラストは、XやBの債務であれ、金であれ、銀行券であれ、XやB、産金業者、発券銀行といった特定の主体によって私的に保有されるわけではなく、むしろこれらの主体にかかわり合う全ての商品所有者によって社会的に保有されるという共通の事情から生まれてくる。

いかなる理由でXやBの債務を受け取るのか、という問いからいきなり出発すると、すでに注意しておいたように、他人もそれらを受け取るからである、という循環論法的な答えに飛びつきそうになる。しかし、いかなる理由でXやBの債務を保有するのか、と問い直すと、自商品に宿されている価値を安定化させるという動機のためである、という明確な答えが浮かんでくる。そしてこの答えを敷衍して、自分と同じような保有動機を抱えているために、他人もXやBの債務を受け取るはずである、というように論を運ぶことができる。ここにはちょうど、出資動機によって出資持分の流動化が説

かれ、出資持分の流動化機構の存在が出資動機をさらに強めるという再帰的な連関を読みとることができる。G—W—G'という姿態変換は、「貨幣価値の不可知性」から逃れようとする貨幣所有者の動機に基づいて説明できるが、W—G—Wという姿態変換は、「商品価値の不安定性」から逃れようとする商品所有者の動機を考慮に入れないと説明できない。XやBの債務の「兌換＝交換」は、後者の動機によって説明づけられるのである。

ここまでの議論を踏まえつつ、改めて江原や岩田の信用貨幣論を読み直してみると、どちらも債務を発行するXやBの動機——岩田の場合は利得動機、江原の場合は価値増殖動機——については詳しい考察が行われているものの、債務を受け取る側の商品所有者の動機についてはかなり簡略な考察で済まされるというアンバランスが潜んでいたことに気づく¹⁹⁾。

江原の信用貨幣論は、CはAからリンネル40ヤールを入手し、AはBから上衣2着を入手する設定になっているが、AとCとはどちらも自分の欲しい他商品を手入するためにBの債務Sを受け取るだけであって、それを手許に保有しようとは考えていない。Cの場合、債務Sを入手したのと同時にその履行をBに要求するから、そもそも債務Sの保有期間はゼロである。しかしAの場合も、ただ自分が上衣2着を入手する順番が最後に回されているという事情からBへの債務履行要求を先送りしているだけであるから、債務Sの積極的な保有動機は抱いていない。せいぜい、上衣2着を入手するための鑄貨準備金に当たるものとして、債務Sを一時的に保有するだけである。岩田の信用貨幣論も、Xの債務を入手したリンネル所有者は、上衣所有者がXの債務を用いて価値表現を行うのを待って上衣を入手する設定になっているから、やはりXの債務が保有されるのは一時的であろう。もっとも岩田は、すでに紹介したように、上衣所有者が「すぐに商品の現物を欲しない」という想定を追加して

いる（岩田 [2022] 66頁）。しかし、この想定を追加しただけでは、上衣所有者がXの債務の保有を積極的に欲しているという話にはならない。

そして両者の信用貨幣論では、このように積極的な債務保有がほとんど考慮に入れられていないために、資産集積による債務の価値の安定性というポイントも、もっぱら債務を受け取る根拠の説明にしか活かされていない。いいかえれば、〈資産集積→債務履行の確実性→交換動機に基づく債務受領→債務の貨幣化〉という論理だけが強調されており、〈資産集積→債務価値の安定性→保有動機に基づく債務受領→債務の資産化〉という論理が没却されているのである。債務の流通手段機能だけが強調されており、その蓄蔵手段機能が没却されているといいかえてもよいであろう。前者の論理に特化するほど、信用貨幣の存在する商品世界は、商品所有者たちがひたすら各自の直接的欲望を満たすことに腐心する商品交換の場に近づいてゆく²⁰⁾。そうなると、若手研究者たちが苦心惨憺の末に描いたのは、価値増殖動機や利得動機を抱いた債務発行者が存在するという点ではいかにも特異であるものの、それ以外の点では従来の宇野学派の価値形態論で描かれてきたのときほど変わり映えのしない商品世界であった、ということになりはしないか。

XやBの債務をめぐる交換動機と保有動機とが分立することは、商品世界の構造にたいしても一定の変化を及ぼさずにはいない。これまでの宇野学派の価値形態論は、自分の欲しい他商品が決まっている商品所有者だけが価値表現の場に参加できるという設定になっていた。しかしここまでの行論から明らかなように、大多数の商品所有者たちが価値の不安定性というリスクを抱えている以上、たとえ欲しい他商品が決まっていない商品所有者にも、債務の保有動機は芽生えうる。というよりも、欲しい他商品が決まっていないのに債務を入手しようという動機こそが、もともと他商品を入手するため

の手段にすぎなかった債務を自己目的的に求めているという意味において、純粋な保有動機と呼ぶのに相応しいのである。交換動機なき保有動機が芽生えると、価値表現の場に参加する商品所有者の人数が増えるとともに、価値表現の対象となる商品の種類も増える²¹⁾。このことはまた、債務の受け取り手が増えるとともに、債務と「兌換＝交換」される商品の種類も増えることを意味するから、商品世界における債務の流通性を増強する効果をもたらす。さらに、債務発行者が保有しうる商品の種類が増えることをも意味するから、債務の価値の安定性をも増強する効果をもたらす。それと同時に商品世界は、債務を流通手段とする商品交換の場から、債務を蓄蔵手段とする価値保蔵の場へ、そしてさらに債務を投資対象とする資産運用の場へと変質することになるのである。

ここから先は、もはや若手研究者たちの信用貨幣論とは関係のない話題になるかもしれないが、もう少し話を進めてみよう。兌換銀行券の場合、「兌換＝支払」がいつ請求されるか分からないという不確実性はあるものの、その「兌換＝支払」が金貨幣によって行われること自体は確定している。すでに述べたように、債権＝債務関係を清算する支払手段は、あくまで債権者との間で取り決められた特定種の価値物でなければならない。100円の貨幣と100円の商品とでは価値量は同じであるが、そのことは、100円の貨幣を支払うことを取り決めた債権者にたいして100円の商品を支払ってよい理由にはなりえない。こうした支払手段の代替不能性は、強い負荷となって債務者にのし掛かってくる。しかし実は、一度取り決めた支払手段の種類を後になって変更できないという点にかんする限り、債権者も債務者とともに被拘束的な立場に置かれているのである。

もっとも、貨幣があればいかなる商品でも買える以上、貨幣よりも商品で支払うことを取り決めようとする債権者など存在しないと思われるかもしれない。しかしよく考えてみると、必

ずしもそうではないことが分かる。支払手段の種類が取り決められるのは、債権＝債務関係が設定されたA時点においてである。A時点では100円であった商品も、支払期日が到来するB時点では120円に値上がりするかもしれない。つまり、B時点で支払われた100円の貨幣では、この商品を手に入手できなくなるかもしれない。それでも、100円の貨幣で支払うことをA時点で取り決めた場合、債権者はB時点になって120円に値上がりしたこの商品での支払いを債務者に請求するわけにはいかない。これにたいして、100円の商品で支払うことをA時点で取り決めた場合、債務者はあくまでA時点で100円であった商品をB時点で債権者に支払う必要がある。したがって債権者は、たとえこの商品がB時点で120円に値上がりしても、この商品を手に入手できなくなる事態は回避できる²²⁾。むしろ反対に、この商品がB時点で90円に値下がりしても、債権者は10円分の損失補填を債務者に請求するわけにはいかない。ただ、どうしてもB時点でこの商品を手に入手したいと考える債権者であれば、たとえ10円分の損失のリスクを被ってでも、100円の貨幣ではなく100円の商品で支払ってもらおうことをA時点で取り決めようとするであろう。また、もしもこの商品を支払手段とする額面100円の一覧払い形式の債務が発行された場合、多くの債権者は、この商品の市場価格が100円よりも高くなった（または天井を打ったと考えられる）任意の時点で「兌換＝支払」を請求するであろう。

このように、債権者にとってのメリットだけを考えれば、商品が支払手段になるケースはむしろ十分に起こりうる。ただそのケースでは、債務者にとってのデメリット、特に一覧払い形式の債務の発行主体にとってのデメリットがあまりにも大きくなる。おそらく、このアンバランスを調整し、一覧払い形式の兌換銀行券の発行を可能にすることが、金本位制の担っていた資本家社会的意義の一つに数えられてよいであろう。金本位制は、支払手段を金に限定するこ

とで、支払手段の価格変動のリスクを債務者の側から取り除くという役割を果たす。A時点で100円という重量をもっている金は、A時点で100円という価格が刻印されている金貨幣もそうであるが、A時点で100円という価格が表示されている商品とは違って、B時点でも絶対に100円のままである。二時点間でいかなる物価変動が生じ、貨幣価値（金貨幣の購買力）のいかなる増減が生じようと、債務者、すなわち兌換銀行券の発行主体は、100円よりも重い金を支払う必要はない。そして、債務者から取り除かれたリスクは、金貨幣で買われる商品の価格変動のリスクへとかたちを変えて、債権者、すなわち兌換銀行券の受領主体へと転嫁される。このリスクは、債権者が「兌換＝支払」を請求するタイミングをどれだけ見計ったところで些かも軽減されない。どのタイミングで請求したところで、債務者から支払われるのは100円の金と決まっているからである。したがってこのリスクは、債権者が商品との「兌換＝交換」を行うタイミングを見計らうことで軽減される以外にない。120円になるか90円になるかが分からないB時点の商品を、A時点において100円で買っておきたいと考える債権者は、貨幣市場（貨幣貸借）ではなく先物市場（商品貸借）を利用してリスクヘッジを図る以外にないのである。

以上を踏まえると、金本位制が廃止されたことで何が変わり、何が変わらないかについても、本稿なりの一定の見通しを得ることができる。金本位制が廃止されれば、支払手段は不換銀行券（または預金通貨）に限定されるが、この銀行券の発行主体にたいして金での「兌換＝支払」が請求されることはないから、そもそも債務者の負う支払手段の価格変動のリスクは存在しなくなる。しかしこのことは、むしろ債権者が負う商品の価格変動のリスクが存在しなくなることを意味するわけではない。A時点で100円という価格が表示されている商品は、A時点で100円という価格が印刷されている不換銀行券とは

違って、B時点でも絶対に100円のままであるという保証はない。値上りのリスクが存在する以上、債権者は依然として、商品との「兌換＝交換」を行うタイミングを見計らうことに神経を尖らせ続けるしかない。ここまでは、金本位制が廃止されても変わらない部分についての説明である。

とはいえ、何も変わらないというわけではない。すでに述べたように、兌換銀行券には、金での「兌換＝支払」がいつ請求されるか分からないという不確実性がつき纏っていた。兌換停止によって、この不確実性はゼロになり、この不確実性に備えるための兌換準備金の存在意義もゼロになる。しかし不換銀行券にも、いかなる商品との「兌換＝交換」がいつ請求されるか分からないという不確実性がつき纏っている。しかも、兌換銀行券の発行主体にたいして金での「兌換＝支払」を請求するという行動と、金市場において不換銀行券と金との「兌換＝交換」を請求するという行動とは、それらを行う債権者にとっては同じ意味合い——兌換銀行券や不換銀行券から金へと保有資産の中身を切り換えるという意味合い——をもっている。そして、保有資産の中身を切り替えようとする債権者の要請は、価値保蔵を求める商品所有者の本源的な性向に根ざす以上、金本位制が維持されるか廃止されるかにはかかわりなく生まれ続ける。したがって、金本位制の廃止とともに前者の行動が封じられてしまえば、それだけ後者の行動にたいする債権者の依存度が増すことは避けられない。またその際には、自分が使う分だけの原材料の値上りのリスクを軽減しておこうとするような、いわば実需に基づいた「兌換＝交換」が活発化するだけでなく、値上がりしそうな原材料を自分が使う分以上に買い溜めしておこうとするような、いわば投機目的の「兌換＝交換」までが活発化することは避けられない。金市場以外にも、石油や天然ガスを始めとするエネルギー市場、株式市場、土地市場、穀物市場など、特に転売可能性の高い商品が売買され

る諸種の市場（取引所）にたいして、許容量を超えた「兌換＝交換」の請求が押し寄せやすくなるのである。

2. 小幡道昭の「貨幣変容の構造論」をめぐって

2-1 小幡の新説の解説

それではいよいよ、難物中の難物である小幡道昭の最新の論文「貨幣変容の構造論」の検討に着手しよう。この論文は、ある時は金属貨幣の姿をとり、またある時は信用貨幣の姿をとるが、それら両方の姿を同時にとることはないという、択一性をもった商品貨幣の分岐構造を明らかにすることを主題としている。最初に断っておくと、表題にある「貨幣変容」とは、かかる商品貨幣の論理的な分岐のことを意味しており、金属貨幣から信用貨幣へと姿を変えてきた商品貨幣の歴史の変容のことを意味しているわけではない。

もっとも、この意味での「貨幣変容」は、小幡『原論』などでも論じられてきたから、小幡の読者にとって特に耳新しいものではないであろう。私見では、小幡が今回の論文で行おうとしたのは、新たな主題の提示ではなく、以前からの主題を論じる上での新たな方法の提示であるように思われる。とはいえ、この新たな方法は、小幡自身の以前の方法を大幅に変更して——ほとんど棄却して、といった方がよいかもしれない——提示されているために、おそらく小幡の読者の多くをも困惑させるものになっているように思われる。少なくとも私自身は、初読の段階でかなり困惑し、いまなおその困惑から脱し切れないでいる。それゆえ本稿でも、小幡の新説を検討しようとして、たんに私自身の貨幣理解の浅薄さを白状するだけの結果に終わるのではないかと強く懼れるところではある。しかし、小幡の新説を避けていたのでは、「現代マルクス貨幣論の論点」という本稿の題名が

偽りになる。当たって砕けるつもりで、真正面から向き合う以外にない。

小幡の今回の論文は、大きく分けると、価値形態論のなかで用いられる諸概念についての厳密な定義を与える前半部分（第1～3節）と、実際に価値形態論を展開した上で、「貨幣変容の構造」を総括する後半部分（第4・5節）との2部構成になっている。ただし、第4節で展開される価値形態論は、小幡によると「形式的な構造分析」であり（小幡 [2023] 50頁）、数学的な集合論・写像論をベースにしているので、残念ながら現時点での私の理解力をほとんど超えている。そこで本稿では、主として前半部分における小幡の議論と、後半部分の一部における小幡の議論とを取り上げる。小幡によると、前半部分で行われるのは価値形態論を展開する上で必要な「基礎」固めの作業であるが（小幡 [2023] 50頁）、この作業をつうじて、従来の価値形態論研究の「基礎」が掘り崩され、さらに小幡自身の以前の方法にも大幅な変更が加えられている。しかも、その変更点は多岐にわたる。本稿では、それら全てを網羅的に取り上げることができない。私自身が特に重要と考える——ことによると私の困惑の元になっている——3つの変更点を集中的に考察することにする。

(1) 「潜在的な全面的等置可能性」としての価値

今回の論文を読み始めてすぐに気づくのは、価値形態論の出発点をなす価値概念に加えられた変更である。以下の3つの引用文は、その変更の内容を端的に示している。

引用文1. 「等置可能性は『売買』に発展する。……『売買』は、 x と y を入れ替える可逆的な『交換』exchange と対極をなす不可逆な関係である。そのため、価値を『交換可能性』ないし『交換性』と交換に引きつけて定義することも本稿では避ける」（小幡 [2023] 45頁）

引用文2. 「価値の表現形態を『交換を求め

る形態』と捉えることは、等価物が実物の商品とは異なる独自の構成体であることを不明確にする。等価物は、交換の対象として実物の商品となり、価値形態論の焦点は、どの商品が等価物に選ばれるかという選択に移ってしまう。この意味でも、価値の定義から『交換』という用語を払拭しておく必要がある」（小幡 [2023] 46頁）

引用文3. 「価値形態を『交換を求める形態』だとみると、同種の商品でも交換を求める主体に応じて、その価値表現はバラバラになる。しかし、表現される価値はもともと種の属性なのであり、出発点となるのは、商品種を要素とする商品集合である。リンネル所有者が何人いようと、集合の要素としてのリンネルは一つである」（小幡 [2023] 48頁、強調文字は原著者）

これらの引用文は、明らかに、小幡の過去の自説を廃棄するという宣言として読まれるべきであろう。小幡『原論』の価値概念は、「他の商品と交換できるという一般的性質、交換可能性、すなわち交換性を価値とよぶ」という内容になっていた（小幡 [2009] 29頁、強調文字は原著者）。さらに遡ると、小幡の『価値論の展開』では、「商品の二要因」論から始めて価値形態論に進むという標準的な商品論のプログラムとは逆に、最初に「交換を求める諸形態」としての価値形態の展開を説き、その後で価値概念についての説明を行うという独自の方針が打ち出されていたが（小幡 [1988] 38-40頁）、そこでの価値概念についての説明も、当然ながら「価値＝交換性」という内容になっていた。しかし、今回の論文で打ち出されているのは、まず「潜在的な全面的等置可能性」という価値概念を立てて、その概念からの論理的演繹によって価値形態論を説くという方針である。まさに180度の方針転換といってよい。

もっとも今回の論文の冒頭では、①商品は混ぜたら区別のつかない同種大量性をもつ、②商

品は「他人のための使用価値」になり切ったモノである、という2つの命題が提示されている(小幡[2023] 45頁)。そして、これらの命題自体は、小幡『原論』で提示されたものと同一である(小幡[2009] 27-28頁, 31頁)。にもかかわらず、同一の命題から導き出された価値概念は、片や「価値=交換性」、片や「価値=潜在的な全面的等置可能性」という具合に、相異なる内容になっているわけである。したがって、第一に検討しなければならないのは、①・②の命題から、直ちに「潜在的な全面的等置可能性」という価値概念を導出できるのかどうか、という問題である。

商品は「他人のための使用価値」になり切ったモノである以上、全て「他人」に譲渡される必要がある、ただし混ぜても区別のつく特定の「他人」にしか譲渡できないわけではなく、いかなる商品種のいかなる所有者にも譲渡される可能性がある——という考え方をすると、価値が全面的譲渡可能性であることまでは、①・②の命題から難なく導出できそうに思われてくる。しかし、譲渡は交換とほぼ同義であろうから、このような考え方が引用文1で示された小幡の理解に反することは明らかである。小幡が「潜在的な全面的等置可能性」という場合の「等置」は、譲渡でも交換でもない何か別の事柄を指している。しかしそれがいかなる事柄であるのかは、「商品の使用価値が他人のためのものであることの反面として、商品は、市場という共通の《場》において、他の『すべて』の商品と『潜在的』に『等しい』性質をもつ」という小幡の説明を読んだだけでは判然としない(小幡[2023] 45頁)。従来の「価値=交換性」という価値概念も、「商品の使用価値が他人のためのものであることの反面として」導出されることが多かったのではないかと²³⁾。

ただ実のところ、もっと気になる点は、「他の『すべて』の商品と『潜在的』に『等しい』性質をもつ」という場合の「潜在的」にある。「全面的等置可能性」にこの「潜在的」という

制約条件がつくのは何故かといえば、やはり、自商品の価値が特定の使用価値から分離できないために、その使用価値を欲しない他商品所有者の商品とは等置されないことに理由があるとしたか考えられないのではないか。後にも述べるように、小幡は今回の論文のなかで商品所有者の存在を全面的に捨象するという方法をとっているから、おそらくこのような理由づけには同意しないであろう。現に小幡自身は、「等しい」という関係が「一方向の相対的同一性」をもつだけで、「同じ」という関係のように「可逆的な絶対的同一性」をもたないことを理由に、「商品どうしを結びつける『等しい』という関係は、この意味で潜在的である」と説明している(小幡[2023] 45頁)。しかし、この説明は腑に落ちない。

確かに小幡がいうように、〈リンネル20ヤールは1着の上衣に等しい(値する)〉ということは、〈リンネル20ヤールは1着の上衣と同じである〉ということとは違って、リンネルの側からの「一方向の相対的同一性」の表現にとどまる。〈上衣1着は20ヤールのリンネルに等しい〉という上衣の側からの「一方向の相対的同一性」の表現が同時に行われられない限り、両商品の「可逆的な絶対的同一性」は成立しない。しかし以上のことを理由にして、商品が「他の『すべて』の商品と『潜在的』に『同じ』性質をもつ」と主張されるのであればわかるが、商品が「他の『すべて』の商品と『潜在的』に『等しい』性質をもつ」と主張されると面食らう。「全面的等置可能性」という以上、リンネルはリンネル以外の「他の『すべて』の商品」を等価形態に置くことができるはずであるが、実際にそうした場合のリンネルは、むしろ「他の『すべて』の商品と『顕在的』に『等しい』性質をもつ(それでも『同じ』性質はもたない)」のではないか。「潜在的」には1着の上衣と等置されるリンネル20ヤールを、現実に1着の上衣と等置したとき、リンネル20ヤールの価値は1着の上衣と「等しい」ものとして顕在化する(表

現される) のであり、この「等しい」にはもはや「潜在的」という制約条件はつかないのではないか。

やや揚げ足取りのような物言いになったかもしれないが、以上の疑問は、今回の論文における商品の使用価値の扱い方についての疑問として受け止めてもらってもよい。先述したように、今回の論文では、自商品の使用価値を他商品所有者が欲する保証がないために自商品の価値にかかってくる制約条件は無視されている。そして使用価値は、ただ一言、「モノが主体に与える有用性」と規定されている(小幡 [2023] 45頁)。しかし、商品が「他人のための使用価値」になり切ったモノであるという②の命題には、モノとしての商品が、その商品を欲する「他人(他商品所有者)」にとってのみ有用たりうるという内容が含まれざるをえないのではないか。「他人」は不特定多数の存在であるといっても、種差性をもったモノは、そのモノを欲しない「他人」にとっては無用である。

このように、「モノが主体に与える有用性」から主体の欲望という契機やモノの譲渡という契機が取り除き難いことを踏まえると、今回の論文にたいする根本的な疑問といえるものが早くも浮かんでくる。すなわち第二に検討しなければならないのは、果たして価値概念は、小幡がいうように「交換を求める個別主体の行動」を抜きにして設定できるのかどうか、という問題である(小幡 [2023] 49頁)。商品所有者の捨象という方法の妥当性については、次項のなかでより詳しく検討することになるが、ここではひとまず、その方法と価値概念との整合性的を絞ろう。

従来の価値概念は、同質性と交換性という2つの側面から規定されてきた。今回の論文では、まず交換性の側面が切り捨てられている。とはいえ、同質性の側面だけが残されたのかといえ、決してそうではない。すでに確認されたように、同質性と等置可能性とは違う——「質的に同じ」と「量的に等しい」とは違う——とい

うのが今回の論文の基本線であるから、〈価値 = 等置可能性 / 使用価値 = 有用性〉という内容をもつ小幡の「商品の二要因」論は、〈価値 = 同質性 / 使用価値 = 異質性〉という内容をもつ伝統的な「商品の二要因」論とは根本的に異なるはずである。

しかし、「交換を求める個別主体の行動」を抜きにして「他人のための使用価値」を規定しようとする、使用価値の内実は、「モノが主体に与える有用性」とはいいながらも、むしろ「主体」が誰であるかを問わない——形状や質量といったモノの物理的な属性のレベルで定義可能な——異質性に近いものにならざるをえないのではないか。商品はその有用性の如何にかかわりなく、いかなる異種の商品とも「潜在的」に「等しい」という方向に話が進んでゆくからである。同質性と同種性とが違うように、異質性と異種性とが違うことは確かであるが、異質性であれ異種性であれ、ある商品種を欲する「他人」にのみ与えられるその商品種の有用性から隔たりがあるという点では違いがない。自分の欲しない商品種Aが、その無用性の程度においては同等であるとしても、自分の欲しない商品種Bと異なる——異質もしくは異種である——ことは誰にでもわかる²⁴⁾。

そのことに関連するが、「交換を求める個別主体の行動」を捨象しなければならない理由についての小幡の説明には、他にもいくつかの疑問が出てくる。引用文2では、その理由の一つが、「等価物が実物の商品とは異なる独自の構成体であることを不明確にする」という点に求められている。価値の表現形態を「交換を求める形態」と捉え、等価物は「交換の対象」として「実物の商品」になってしまう、という。しかし、「交換の対象」であることと「交換を求める」対象(交換要請の対象)であることとは、必ずしも同義ではないであろう。むしろ、実際に目の前で「 x と y を入れ替える可逆的な『交換』exchange」が行われる場合には、 x と y とが「実物の商品」として目の前に置かれて

いなければならない。その意味において、「交換の対象」は必ず「実物の商品」である（しかも手交商品である）という命題は成立するかもしれない。しかし、価値形態を「交換を求める形態」として捉えてきた従来の議論では、交換過程論とは異なり、 x と y との間に直接的な物々交換が成立する可能性は慎重に排除されてきたはずである²⁵⁾。そして、目の前にはない y までを含めた不特定多数の y にたいして「交換を求める」のが x の価値形態である以上、 y は特殊な観念的性格を帯びざるをえないことが強調されてきたはずである²⁶⁾。 y が x 所有者の頭のかなかでイメージされた「 y なるもの」という抽象的性格を帯びることは、「等価物が実物の商品とは異なる独自の構成体であること」と別段矛盾する関係にはない。

さらに引用文3や、後に紹介する引用文7では、「交換を求める個別主体の行動」を捨象しなければならない理由の一つが、同種商品の価値表現における等価物の選択がバラバラになるという点に求められている。しかし、この理由づけにも疑問が残る。等価物が異なるとそれによって表現される価値も異なるという理屈であろうが、これは価値が「それぞれの商品《種》に属する性質」であるという説明とどのようにつながるのか（小幡 [2023] 45頁）。小幡の説明では、価値が「それぞれの商品《種》に属する性質」であるのは、商品が混ぜたら区別のつかない同種大量性を持ち、互換的であることに理由があったはずである。この説明に基づく、たとえリンネル所有者ごとに等価物の選択がバラバラでも、いずれのリンネルもリンネル種の互換性をもった構成要素であることに変わりはない以上、それぞれの等価物によって表現されるリンネルの価値自体がバラバラになることはない、という話になりはしないか。釈迦に説法ではあるが、「それぞれの商品《種》に属する性質」というのは、あくまで商品に内在する価値の性格であり、その内在的価値を外部に表現した等価物（商品の価値形態）の性格ではなかつ

たはずである。

また逆に、等価物が異なるとそれによって表現される価値も異なるという理屈が正しいとすれば、たとえば「単純な価値形態」において上衣で表現されていたリンネルの価値は、「一般的価値形態（あるいは貨幣形態）」において茶や金で表現されるリンネルの価値とは異なる、という話にならざるをえない。つまり価値形態論では、価値表現の様式が変わるのではなく、表現される価値自体が変わる、という話になってしまう。これでは下手をすると、マルクスが否定した相対的価値説の論理——ある商品は x 量の靴墨や y 量の絹や z 量の金などと交換されるから、その商品に内在的な価値なるものは「一つの形容矛盾〔*contradictio in adjecto*〕」であるように見えるという論理（*K.*, I, S. 51, [1] 74頁）——を容認することにすらなりかねない。むろんそうなることは、価値の内在性を力説する小幡の本意ではないはずである²⁷⁾。

(2) 「純化された物量」・「モノに対する請求権」としての等価物

今回の論文の独自色を際立たせる要因の一つになっているのが、等価物の規定に加えられた変更点である。小幡『原論』の「簡単な価値形態」の設例では、リンネル20ヤールの等価物は、マルクス以来の慣例通りにあっさりと「上衣1着」とされていた（小幡 [2009] 36-38頁）。しかし今回の論文では、引用文2でもそうであったが、次のように主張されている。

引用文4。「重要なのは、商品そのものが等価物『である』のでも、直接に等価物に『なる』のでもなく、商品の物量と価値を一度切り離し、一定のルールで再結合させるかたちで、商品『からつくりだされる』独自の構成体である点にある。……モノは人にとって食べてうまいとか着て温かいとかいったさまざまな有用性、使用価値をもつ。こうした有用性を一切合切捨象し、どこでも、いつでも、だれにでも、同じ純粋な

モノの量にする必要がある。この純化された物量が、ある商品の内部で価値量と一意に対応することで、他の商品の価値を表現できる等価物は『構成』される」（小幡 [2023] 46頁、強調文字は原著者）

私は、かつて商品の使用価値にかんする原理的考察を行った論稿のなかで、「リンネルの等価形態に置かれた上衣の使用価値には、財一般としての上衣にも、諸他の商品の使用価値にも認めることのできない特殊な性格、つまり『この上衣』や『あの上衣』といった商品体の個別性を没却されて、不特定多数の『どの上衣』でも等し並びに有用であるという、優れて観念的な一般性が与えられている」こと、したがって「リンネルの価値鏡として用いられる使用価値が、上衣という商品体の姿を纏ってそこに現存するという前提自体、いわば『自然』や『現物』そのものと見紛う上衣の『自然形態』や『現物形態』自体が、リンネルの価値表現によって与えられる」と考えられること、などを述べたことがある（拙稿 [2007] (1)14頁）。したがって、等価物が「実物の商品とは異なる独自の構成体」であるという小幡の主張の大筋は（小幡 [2023] 46頁）、私自身としては素直に得心がいく。それでも、検討すべき問題がないかといえば、そういうわけではない。

第一に検討しなければならないのは、この「独自の構成体」としての等価物が、使用価値をもつかどうか、という問題である。一見すると、この問題を考える上では、不換銀行券のように債権証書をベースとした「債権型貨幣」（小幡 [2023] 54頁、強調文字は原著者）のことで取り上げるだけで十分であるように思われる。金貨幣のように特定のモノを等価物とする「物品型貨幣」は（小幡 [2023] 54頁、強調文字は原著者）、モノとして使用価値をもつことが明らかかなように思われるからである。ところが、いざ立ち入って小幡の説明を検討してみると、話はそう簡単には片づきそうにない。

小幡は、等価物を構成する方式には「特定の商品状態にあるモノから等価物を構成する方式」と「特定の商品状態にあるモノに対する請求権を表す証書（債権証書＝債務証書）から等価物を構成する方式」との2つがあるとした上で、前者を「直接型」の方式、後者を「間接型」の方式と名づけている（小幡 [2023] 46-47頁、括弧内および強調文字は原著者）。その上で、物品型貨幣のことを、「直接型+択一型」によって生じるタイプの貨幣であると説明している（小幡 [2023] 54頁）。小幡によれば、「択一型」とは、さまざまな商品種を要素とする商品集合から「特定の商品抜きだして準一般的等価物とする」方式である（小幡 [2023] 53頁）。これらの説明にしたがう限りでは、やはり物品型貨幣には使用価値がある、という話になるかと思われる。「特定の商品」には、特定の使用価値があるからである。

ところが引用文4では、物品型貨幣を構成する際にも、モノのもつさまざまな使用価値を「一切切捨象」する手続きが必要になると説明されている。この説明にしたがうと、物品型貨幣には使用価値がない（捨象されている）、という話にならざるをえない。では何があるのかといえば、価値量と「純化された物量」との2つであり、これらを「一定のルール」で再結合させたもの（一意に対応させたもの）が物品型貨幣である、という。すると、ある物量をもった「特定の商品」を等価物とするのではなく、「純化された物量」を等価物とするのが物品型貨幣である、と理解するのが、どうやら小幡の説明の正確な読み方になりそうである²⁸⁾。

ただそう理解した場合、〈リンネル20ヤールは1着の上衣に値する〉という価値表現で等価物になっているのは、上衣という使用価値を捨象して「純化された物量」そのものであり、「1着の上衣」ではなく「1着」そのものである、という話になるのであろうか。しかし物量とは、あくまで物の属性、小幡の用語でいえば「モノの量」であるから（小幡 [2023] 44頁）、モノ

から独立に存在することはありえない。「1着」という等価物でリンネルの価値を表現せよ、といわれても、この「1着」が上衣の「1着」なのか、それとも外套の「1着」なのかによって、価値表現の内容は変わらざるをえない。金価格が銀価格と変わらざるをえないようなものである。モノの種別までを捨象した「純化された物量」なるものは存在しえない。

すると「純化された物量」を作り出すこと、あるいは抽象的な等価物を構成することは、商品の使用価値を「一切切捨象」することと必ずしも同義ではない、と考えるべきではないか。商品の使用価値を文字通り「一切切捨象」してしまえば、商品が特定のモノとしてもつ種別も捨象されざるをえないが、そうなると、小幡が「特定のモノを等価物とする」貨幣として定義している物品型貨幣にはたどり着くことが不可能になる（小幡 [2023] 54頁）。別のいい方をすれば、この「特定のモノを等価物とする」という定義と、「純化された物量」を等価物とするという定義との間に、はっきりとした内容上の齟齬が生じてしまう。

些事の穿鑿のように見えるかもしれないが、この齟齬は、実のところ価値尺度論や計算貨幣論をめぐる古典的な論点ともかかわり合う。金本位制の下で価値尺度機能を果たすのは、観念上の金か、それともポンドやドルといった価格の度量標準か、という論点である。ポンドやドルが、金という特定のモノの物量単位をそのまま貨幣名にしている事例であり、金の素材性（美的使用価値など）を「一切切捨象」して作り出された「純化された物量」であることは間違いない。ただ問題は、金本位制の下ではこれらの貨幣名自体が等価物になっているのかどうか、つまりこれらの貨幣名自体で商品価値の大きさを計れるのかどうかにある。これらの貨幣名自体が計算貨幣であると考えられる論者は「計れる」と回答するであろう、しかし私は、貨幣名のつけられた価値尺度が計算貨幣であると考えられるために、「計れない」と回答する。そもそもポン

ドは、ヤード・ポンド法における質量一般の単位（元々の由来は「人間が1日に消費する大麦の重さ」）であり、必ずしも金専用の物量単位ではない。ポンドという等価物でリンネルの価値を表現せよ、といわれても、「1着」という等価物でリンネルの価値を表現せよ、といわれた場合と同様、価値表現の手掛かりは掴めない。金本位制は、ポンドという貨幣名を等価物とする貨幣制度ではなく、やはり金という「特定のモノを等価物とする」貨幣制度であると理解すべきであろう。

ただ金本位制においても、金という「実物の商品」がそのまま等価物に「なる」のではない。「実物の商品」としての金には品位のばらつきがあり、検査するまではその真贋さえも疑わしいが、等価物としての金は100%混じり気のない金であり、あれやこれやの金を思い浮かべて作り出された観念上の金である。このことを踏まえると、「彼女は薔薇の花だ」という比喩（隠喩）表現における薔薇の花が、さまざまな薔薇の花を思い浮かべて作り出された「美の典型あるいは観念R」であるという小幡の説明は（小幡 [2023] 46頁）、ごく自然と腑に落ちる。しかし、価値表現における等価物を作り出す際には、この「美の典型あるいは観念R」を作り出すための抽象化の手続きが「極限まで推し進められている」という小幡の説明は（小幡 [2023] 46頁）、「極限」がどこに設定されているかによって腑に落ちたり落ちなかったりする。「彼女は一輪の薔薇の花だ」という表現の抽象化を「彼女は一輪だ」というところまで押し進めると、「極限」を超えてしまうのである。

第二に検討しなければならないのは、等価物はいかなる仕組みで構成されるのか、という問題である。引用文4では、等価物を構成するためには、「純化された物量」をある商品の内部で価値量と一意に対応（リンク）させなければならないと規定されている。しかし、ある商品の計れる物量と計れない価値量とを一意に対応させることが、果たして可能であるのか、どう

か。

価値の計量可能性にかんして、少なくとも次の2つの命題は真であると考えてよい。すなわち、①等価物の価値は表現・計測できないが、等価物の物量は計測・加算できる。②計れない商品の価値量を計れる等価物の物量で表現・計測することはできる、という2つの命題である。①は、本稿の1-3でも紹介した小幡 [2009] の「貨幣価値の不可知性」命題と同義である。しかしこれらの命題から、上記の一意対応命題は出てくるのであろうか。ある商品の物量との価値量とを一意に対応させるためには、まずその商品の価値量を表現・計測することが不可欠であるように思われるが、①の命題により、等価物に相当する商品の価値は表現・計測できないはずである。等価物の物量と価値量とが一意に対応しているにもかかわらず、等価物の価値が「不可知」であるという状況は成立しうるのであろうか。

それとも、等価物の価値は表現・計測できないが、等価物の「物量が二倍になれば、それにリンクしている価値の量も二倍になる」ということが (小幡 [2023] 45頁)、一意対応命題の含意であろうか。しかし、価値量が物量に比例して増減することと、ある決まった物量がある決まった価値量と一意に対応することとは別の事柄であろう。「1個の商品A=価値量X」という対応関係におけるXが不明でも (あるいは可変的でも)、商品Aが2個に増えればその価値量が2Xに増えることは自明である。ところが小幡は、「商品の価値は、対応するモノの量がきまれば一意にきまる」というのは「物量と価値量との比例性」という公理公準であると述べている (小幡 [2023] 45頁)。私としても、商品Aが2個に増えれば価値量が2Xに増えるという「物量と価値量との比例性」には些かの疑問もない。それでも、1個の商品Aに対応するXが具体的にどれだけなのか、逆にいえば、ある商品の価値量に「対応するモノの量」がいかにして決まるのか、という疑問は拭い去

り難く残る。

ただ、いよいよ難しくなってくるのは、間接型・債権型の等価物を構成する仕組みについての説明である。小幡自身、直接型・物品型の等価物は「従来一般的に想定されてきた」等価物と同じであると述べた上で、第2節の紙幅のほとんどを間接型・債権型の等価物を構成する仕組みについての説明に割いている (小幡 [2023] 47頁)。その説明は、以下のようなものである。

引用文5。「間接型の場合、請求権の対象が商品ではなくモノである点に注意することが重要である。……債務証書の発生を商品売買から説明しようとする、貨幣の存在を前提に貨幣を説明する循環論に必然的に陥る。……重要なのは『モノに対する請求権は、商品売買に先立って、相対的に独立に存在しうる』という抽象的な一般命題なのである」 (小幡 [2023] 47頁)

引用文6。「間接型を理解するポイントは、請求権の対象がモノだという点にある。債務証書の対象となるモノが商品の状態にあることで、債権証書は商品に外在的でも、『債務証書→物量：物量→価値量』というかたちで、証書に明記された物量は価値量と間接的に一意対応する」 (小幡 [2023] 47-48頁)

第三に検討しなければならないのは、「モノに対する請求権は、商品売買に先立って、相対的に独立に存在しうる」という命題をどのように理解すべきか、という問題である。唐突なようであるが最初に私見を述べると、この命題には、今回の論文では全く言及されていないものの、貨幣蓄蔵論につづじる論脈が隠されているように思われる。

むしろ、価値形態論の次元で文字通りの貨幣蓄蔵を説こうとすれば、直ちに「貨幣の存在を前提に貨幣を説明する循環論」という陥穽に嵌る。しかし、『資本論』の貨幣蓄蔵論では、社会的富としての「財宝 schatz」を貯め込むと

いう行為の意義、いわば貨幣蓄蔵以前の蓄蔵行為一般の意義までもがかなり詳しく考察されていた。そうした考察のなかで出てきたのが、マルクスが以前から好んで多用してきた金銀蓄蔵という概念である。

ただマルクス自身は、「金銀蓄蔵 Gold-und Silverschatze」と「貨幣蓄蔵 Schatzbildung」とを明確に区別してはいない。金銀蓄蔵は、本来「財宝」の貯め込みを説明するのに有用な概念であるから、貨幣蓄蔵の同義語にはなりえないはずである。金銀を貯め込んでも貨幣蓄蔵にならない場合（金銀製品の蒐集など）がある一方で、貨幣を貯め込んでも金銀蓄蔵にならない場合（不換銀行券での預金や外貨準備など）もある。とはいえ、金銀を貯め込まなくても金銀蓄蔵になる場合は絶対にない。したがって、そもそも金銀蓄蔵は、貨幣素材が金銀でなくても成立する貨幣蓄蔵ほど抽象的な概念ではない。マルクス自身は、あくまで自由鑄造制とセットになったマルクス当時の金本位制や金銀複本位制を念頭に置いて貨幣蓄蔵を論じたために、金銀地金と金銀貨幣とを明確に区別することが必要であるとは考えず、結果として金銀蓄蔵と貨幣蓄蔵との区別までを不明確にしてしまったものと推察される。金銀蓄蔵は、『資本論』の貨幣蓄蔵論を読む限り、有用性よりもかえって有害性の方が大きい概念であると判断せざるをえないが、それも元を正せば、マルクスがこの概念を適切に用いなかったことが災いしていたのかもしれない。

しかし、たとえ金本位制や金銀複本位制が廃止されても、かつて金銀貨幣の蓄蔵に代表されていた貨幣蓄蔵という行為自体が全廃されるわけではないし、かつて金銀地金の蓄蔵に代表されていた「財宝」の貯め込みという行為自体が全廃されるわけでもない。むしろ現代では、埋蔵金や埋蔵銭などの事例はどこにも見つからないが、資産性のあるモノの貯め込みの事例であればいくらでも目にする事ができる。それらのモノは、貨幣によって資産価値を鑑定・評価

され、時には転売市場に流出することもあるから、決して商品売買の世界から絶対的に独立しているわけではない。とはいえ、所有者自身にとって無用な「他人のための使用価値」ではないからこそ貯め込まれているわけであり、その意味では商品売買の世界に完全に内属しているわけでもない。あくまで、商品売買から「相対的に独立に存在しうる」モノである。

この点に留意すると、「モノに対する請求権は、商品売買に先立って、相対的に独立に存在しうる」という命題には、価値形態論のなかで信用貨幣をいかにして説くかという個別の論点には解消されない、もっと全般的な内容が包含されていたことに気づく。すなわちこの命題は、古くから商品売買の世界に先立って存在し、現代でもなお商品売買の世界に完全に取り込まれるには至っていない、広大なモノの世界への注意を喚起するものであったことに気づく。おそらくマルクスの貨幣蓄蔵論も、本来、商品売買の世界の背後に広がるモノの世界への眺望を開くべき理論場であり、貨幣機能論の枠組みに押し込めるのには無理のある内容を包含していたのではないか。「モノに対する請求権」が発生するのは何故かといえば、むしろ他人にモノを貸すからであるが²⁹⁾、他人にモノを貸せるのは何故かといえば、自分が当座必要とする物量以上にモノを貯め込んでいるからである。モノの貸借は、モノの余剰を基礎にして成立するのであり、モノの余剰は、蓄蔵貨幣や商品在庫と同様に、れっきとした資産を構成するのである。そして、モノの余剰を基礎にして発行された「モノに対する請求権」も、発行後即座に支払請求が行われうるような一覧払い形式にはなっていないのが普通であるから、やはり一定期間にわたって資産を構成するものと考えてよいであろう。

とすれば、商品売買に先行して存在する「モノに対する請求権」が間接型・債権型の等価物を構成する仕組みを考察する上では、やはり価値形態論のなかに隠された貨幣蓄蔵論につうじ

る論脈を探查することが必要になろう。もっとも、「債務証券の発生を商品売買から説明しよう」とすると、貨幣の存在を前提に貨幣を説明する循環論に必然的に陥る」から、価値形態論の内部で「債務証券の発生」を説こうとするのは無理筋である、というのが小幡の見解であるのかもしれない。しかし、たとえ価値形態論の内部で「債務証券の発生」を説くことができたとしても、それだけでは債務証券が等価物を構成する仕組みを説明するのに不十分であろう。直ちにモノになるわけではない「モノに対する請求権」が等価物を構成する仕組みを説明するためには、モノではなく「モノに対する請求権」を資産として保有しようとする商品所有者の動機を不問に付すことはできない。小幡自身も別の著書のなかで強調していたように（小幡 [2013] 96-99頁）、等価物の要件には、価値の安定性が含まれるからである。この意味からも、次項で詳しく検討するように、価値形態論から商品所有者を全面的に捨象するという小幡の方法には疑問符がつく³⁰。「債務証券の発生」が価値形態論のトピックにはなりえないとしても、「債務証券の保有」についてはこの限りではないのである。

もっとも、「貨幣の存在を前提に貨幣を説明する循環論」という陥穽を避けるためには、貨幣蓄蔵の中身をこれまでよりも抽象的な次元で、つまり貨幣の存在を先取りしない次元で捉え直す必要がある。そもそも貨幣蓄蔵は、あくまで価値保蔵の方法の一つ、それも決して完全とはいえない方法の一つにすぎない。実のところマルクス自身は、『資本論』のなかでは——貨幣蓄蔵論はおろか、それ以外の箇所でも——価値保蔵という用語をほとんど用いていない。宇野学派の場合でも、この用語が用いられるのは、価値形態論の末尾に当たる貨幣形態論のなかだけである。しかし価値保蔵の意義は、おそらく貨幣機能論よりも前の箇所、価値形態論に先行する冒頭商品論にまで立ち戻って論じられるべきであろうし、貨幣機能論よりも後の箇所、「貨

幣の資本への転化」論にまで引き継いで論じられるべきでもあろう。

また、すでに本稿の1-3で述べたように、価値形態論のなかで信用貨幣を説こうとする江原や岩田の議論では、交換動機に基づく債務受領（債務の流通手段機能）だけが論じられており、保有動機に基づく債務受領（債務の蓄蔵手段機能）が論じられていない、というのが私の評価である。要するに、彼らの信用貨幣論は、価値保蔵の意義を無視した信用貨幣論になっていると思われるわけであるが、そうなる理由の一端は、彼らが価値形態論の内部で「債務証券の発生」を説こうとしたことよりも、「債務証券の発生」の基礎をなすモノの余剰に十分目を向けなかったことにあるのかもしれない。たとえば、江原の信用貨幣論のベースになっていたのは、3人の商品所有者全員がお目当ての商品を入手する三角取引であった。しかも、その取引を主宰するのは、上衣1着しか所有しておらず、自力ではお目当ての茶10lbを入手することのできない「貧しい、あるいは過大な欲求を抱く商品所有者」であった。モノの余剰とは最初から縁遠い存在なのである。

(3) 棄却されるべき「拡大された価値形態」

今回の論文の第2節「価値表現」では、直接型・間接型の構成体である等価物によって商品の価値が表現される仕組みが考察されるが、その際、等価物は「他の特定の1商品」から構成されるものと説明されている（小幡 [2023] 50頁）。したがってこの節の主題は、価値形態論の通例の構成でいえば、ある商品の等価物が1種類しかない「単純な価値形態」に該当するといつてよい。また、第4節「価値形態の展開」では、商品集合の要素をなす全ての商品種がそれぞれ異なる1種類の等価物で価値表現を行うなかで、表現系の中心をなす「準一般的等価物」が生まれる仕組みと、複数の「準一般的等価物」から1種類の「一般的等価物」が絞り込まれる条件とが考察される（小幡 [2023] 50-52頁、

強調文字は原著者)。したがってこの節の主題は、全ての商品の共通の等価物が1種類しかない「一般的価値形態」に該当するといっよい。そして、最後の第5節「変容の構造」では、一定期間にわたる持続性をもった一般的等価物が生まれる条件が考察されるから（小幡 [2023] 54頁）、この節の主題は「貨幣形態」に該当するといっよい。

このように、今回の論文の価値形態論は、実質的に「単純な価値形態」・「一般的価値形態」・「貨幣形態」の3つから構成されている。すると、おのずから気になるのは、今回の論文で「拡大された価値形態」だけが棄却されている理由である。小幡はその理由を、次のように説明している。

引用文7. 「推論の出発点を商品集合に定めれば、『拡大された価値形態』は自ずと不要となる。……個別主体が所有するリンネルの量には限度があるから、全商品種が等価物に網羅されることはありえない。限られた等価物の組合せは商品所有者の選択に委ねられる。同種のリンネルでも、だれが所有しているかに応じて異なる価値形態が存在することになり、種の属性としての価値の表現という本義からここで逸脱する。……いわんや、商品所有者は複数の種類の商品をもっているはずだとして、相対的価値形態の側に複数の商品の組合せや合成商品をおく試みは、種に内在する商品価値の表現という本義を完全に見失うことになる」（小幡 [2023] 49頁）

引用文8. 「『拡大』のどこが問題なのか。たしかに、等価物を全商品種に拡大すれば、〈『すべて』の商品と等しい〉という価値の定義に重なる。だがこの『すべて』は『潜在的に』そうなのであり『同時に』ではない。ある時点における価値は『どれか』一つを等価物として表わすほかない。『潜在的に』という制約を無視し等価物を拡大することは、一要素のうちに全体

を先読みすることで、要素間の関係から全体の構造を解析する途を断つことになる」（小幡 [2023] 50頁）

すでに本稿の「はじめに」でも述べたように、今回の論文は、小幡『原論』などの近著における自説にかなり大幅な修正を要求する内容を含んでいるために、必然的に、小幡『原論』に触発された若手研究者たちの信用貨幣論にたいしても少なからず批判的な内容を含んでいる。私見では、そのことを端的に示すのが、上引の2つの引用文である。

まず引用文7であるが、これは明らかに、『これからの経済原論』の信用貨幣論にたいする批判的な内容を含んでいる。すでに本稿の1-1で紹介したように、『これからの経済原論』では、「拡大された価値形態」の項のなかで、「利得を追求する主体（証券 ϵ を発行する主体B'のこと）が、資産を単種商品で構成しなければならない理由はない」という見方に基づいて「複数商品（合成商品）による価値表現」が説かれていた（さくら原論 [2019] 27頁、括弧内は引用者）。ちなみに江原の以前の論文（江原 [2018]）でも、江原自身の要約によれば、「相対的価値形態には、単一種の商品だけでなく、複数種の商品を組み合わせた商品セットが置かれる場合がある」という認識に基づいて、『『拡大された価値形態』が貨幣にいたるプロセス』が説かれていた（江原 [2021] 9頁）。どちらもズバリ、「商品所有者は複数の種類の商品をもっているはずだとして、相対的価値形態の側に複数の商品の組合せや合成商品をおく試み」に他ならない。

もっとも、本稿で取り上げた江原や岩田の信用貨幣論では、主役を務めるBやXの価値表現の対象となる商品種自体が複数種に増やされているわけではない。江原の信用貨幣論に出てくるBは、上衣1着を所有しているだけである。また、岩田の信用貨幣論に出てくるXは、「Xが保有する次の複数の商品（上衣所有者の

欲する茶を含む)のなかからいずれかを特定の量で引き渡す」という債務を発行する主体であるから、「商品所有者は複数の種類の商品をもっているはずだ」という想定に基づいていることは確かであるが、「複数の商品」のなかの任意の「いずれか」一つを引き渡すことを約束しているだけであるから、「複数の商品の組合せや合成商品」をそのまま相対的価値形態に置いているわけではない。岩田本人であれば、おそらく論文の副題にあるように、「orの関係で結びついた商品集積体」を相対的価値形態に置いているだけである、と反駁するであろう。

ただそれでは、引用文7が江原や岩田の信用貨幣論にたいする批判的な内容を含まないかといえ、決してそうではないように思われる。引用文7について少し補説すると、等価物があればこれもと「and」のパターンで拡大するという見方(「同時併存説」)は、「商品所有者の観点と結びついており、そのため貨幣の概念も『内在的価値の表現』から乖離し『間接交換の媒介物』に近づく結果となる」というのが、この引用文の主旨である(小幡[2023]49頁)。つまり小幡は、「種に内在する商品価値の表現という本義」から逸脱すること、貨幣をもつばら「間接交換の媒介物」として捉えることとは同義である、とみなしているわけである。そしてこの見方は、全面的ではないにせよ、江原や岩田の信用貨幣論にたいする私自身の疑問点とも重なり合う部分がある。

すでに本稿の1-3で指摘したように、江原や岩田の信用貨幣論には、債務を発行するBやXの動機——江原の場合は価値増殖動機、岩田の場合は利得動機——が詳しく考察される一方で、債務を受け取る側の商品所有者の動機についてはかなり簡略な考察で済まされるというアンバランスが潜んでいた。江原の信用貨幣論では、CはAからリンネル40ヤールを入手し、AはBから上衣2着を入手する設定になっているが、AとCとはどちらも自分の欲しい他商品を手に入れるためにBの債務を受け取る

だけであって、それらを手許に保有しようとは考えていない。岩田の信用貨幣論でも、Xの債務を入手したリンネル所有者は、上衣所有者がXの債務を用いて価値表現を行うのを待って上衣を入手する設定になっているから、やはりXの債務を保有するのはあくまで一時的であろう。そして両者の信用貨幣論では、このように積極的な債務保有がほとんど考慮に入れられていないために、資産集積による債務の価値の安定性というポイントも、もっぱら債務を受け取る根拠の説明にしか活かされていない。つまりくり返しになるが、〈資産集積→債務履行の確実性→交換動機に基づく債務受領→債務の貨幣化〉という論理(あるいは債務の流通手段機能)だけが強調されており、〈資産集積→債務価値の安定性→保有動機に基づく債務受領→債務の資産化〉という論理(あるいは債務の蓄蔵手段機能)が没却されているのである。「交換動機に基づく債務受領」だけを説くことと、貨幣をもつばら「間接交換の媒介物」として捉えることとは、やはり同義であろう。

なお引用文8は、等価物があればこれかと「or」のパターンで拡大するという見方(「選択的並記説」)にたいする批判であるから(小幡[2023]49-50頁)、「orの関係で結びついた商品集積体」が相対的価値形態に置かれる岩田の信用貨幣論にたいする批判的内容を含むのであろう。しかし私見では、それ以上に、泉正樹の信用貨幣論にたいする批判的内容を含んでいる³¹⁾。

本稿の1-1でも述べたように、泉もまた、価値形態論のなかで商品貨幣としての信用貨幣の発生を説くという課題に熱心に取り組んでいる研究者の一人である。泉の信用貨幣論については別の機会に本格的に取り上げるつもりであるが、一口にいえばその主眼は、「拡大された価値形態(展開された価値形態)」に当たる箇所において——つまり「一般的価値形態」を経由することなく——信用貨幣Xを導出することに置かれているようである。泉によれば、信

用貨幣Xは「商品の〈価値そのもの〉を示す証書」であり、かつ「あらゆる商品種を包含する」上位範疇としての〈商品なるもの〉でもあるから、特定の商品種を給付することが約束されない不換銀行券になる、という（泉 [2012] 39頁, 54頁）。

しかし私には、かかる泉の議論は、〈商品なるもの〉が〈価値そのもの〉とは違って、使用価値から決して独立しえないことを無視しているように思われる。たとえ価値の面で「あらゆる商品種を包含する」上位範疇なるものが想定できたとしても、使用価値の面であらゆる商品種を包含する〈商品なるもの〉を想定することはできない。したがって結局、商品価値を信用貨幣Xで表現するという泉の議論は、価値の大きさを〈価値そのもの〉で測定するというパラドックスにいき着かざるをえない。マルクスの価値尺度論の基本命題に反するパラドックスである。しかも本稿の1-3で述べたように、特定の商品種を給付することが約束されない信用貨幣Xは、不換銀行券というよりも、不特定のいかなる商品種とでも即座に交換されることが約束された一般的等価物と同じではないか。そうするとこれは、「拡大された価値形態」から不換銀行券を導出しようとして、「拡大された価値形態」のなかにあらかじめ一般的等価物を仕込んでおくという理論的反則を犯すことにならないか。この反則は、確かに私の目にも、「一要素のうち全体を先読みする」こととして映る。あるいは、「貨幣の存在を前提に貨幣を説明する循環論」と同じに映る、といいかえてもよい。

ここまで述べてきたように、今回の論文から読み取りうる（と私が解釈する）若手研究者たちの信用貨幣論にたいする批判には、本稿としても同意できる部分が少なくない。とはいえ、それらの批判に基づいて小幡が展開する主張、すなわち価値形態論から「拡大された価値形態」を棄却すべしという主張には、本稿として完全には納得できない点が残る。

今回の論文の山場を形づくるのは、写像論という数学的なツールを駆使して「価値形態の展開」を説く第4節の議論である。すでに本項の冒頭で述べたように、この節の議論は、残念ながら現時点での私の理解力をほとんど超えている。しかしこの節の議論が、「等価物の等価物はまた等価物であるという推移律」を仮定することの上に成立していることだけははっきりしている（小幡 [2023] 50頁）。私の理解では、この仮定を外してしまうと、「商品集合にはごく限られた数のサイクルを中心にまとまる性質が認められる」という結論を導き出すことはできない（小幡 [2023] 51頁）。その意味において、この仮定が可能であるかどうかは決定的な論理の分岐点をなすと思われるが、小幡によればこの仮定は、「いわば公理公準に相当し、何らかの前提から導出された定理ではない」という（小幡 [2023] 50頁）。原理論研究ではほとんど用いられない論理学の用語が多用されているために難解ではあるが、平明な言葉でいかえると、この仮定はあくまで今回の論文が採用した独自のルールであり、もしもそれに異存があれば別の仮定を採用するしかない、ということであろう。

しかし、「等価物の等価物はまた等価物である」という仮定が、本当に小幡のいう「公理公準」でしかありえないのかといえば、私にはそうは思えない。この仮定の内容は、上衣を求めているリンネル所有者は、上衣所有者が求めている茶をも「間接交換の媒介物」として求めるのが当然であるから、「単純な価値形態」は「拡大された価値形態」に必然的に移行するという論理——小幡 [1988] において強調された論理——と同じである。少なくとも、「等価物の等価物はまた等価物である」という結果においては同じである。違いはただ、この結果が「何らかの前提から導出された定理」として説かれるかどうかという形式的な次元にのみ存在する。小幡 [1988] ではこの結果が、商品所有者が間接交換の手段を求めるという「前提」から導出

された「定理」として——つまり「等価物（上衣）の等価物（茶）はまた等価物（交換手段）である」という内容で——説かれていた。しかしそれと同じ結果が、今回の論文では「公理公準」として仮定されているのである³²。かかる違いが生まれるのは何故かといえば、「等価物の等価物はまた等価物である」という「推移」が生じる理由、上衣の等価物である茶を自商品の等価物とするリンネル所有者の動機が、今回の論文ではまったく（厳密に）不問に付されているからであろう。つまりここでも、ネックになるのは、商品所有者の存在を捨象するという今回の論文の方法である。

もしも「等価物の等価物はまた等価物である」という関係が、「リンネル＝上衣」かつ「上衣＝茶」であれば「リンネル＝茶」であるという因果関係と同じであるとすれば、一連の「＝」が数学的な意味での等値関係を表示する限りにおいて、確かに商品所有者の動機を不問に付しても論理的な「推移律」として成立するであろう。しかしその場合、「＝」の左右両辺を入れ替えることが可能になるから、「リンネル＝上衣」であれば「上衣＝リンネル」であるという因果関係も成立してしまう。これでは、マルクス経済学の価値形態論の根幹をなす「価値等式の左右両辺の不可逆性（両極性）」という命題に反する。これにたいして小幡は、本項の（1）でも確認されたように、「同じ」という関係は「可逆的な絶対的同一性」をもつが、「等しい」という関係は「一方向の相対的同一性」しかもたないと考えている。したがって商品間の等置関係は、可逆的な「＝」としてではなく、不可逆な「→」として説明されている。つまり、「等価物の等価物はまた等価物である」という関係は、「リンネル→上衣」かつ「上衣→茶」であれば「リンネル→茶」であるという因果関係として説明されている。あくまで「価値等式の左右両辺の不可逆性」という命題に即した説明である。

しかしこれは、等置ないし写像「→」を2回

以上くり返すことが可能であるだけでなく、必然でもあることの十分な説明になっているのであろうか。「リンネル→上衣」という1回目の等置ないし写像だけでも、リンネルの単純な価値表現は行なわれているが、それだけでリンネルの価値表現が終わらないのは何故であろうか。もしもその理由が「→」自体に内在すると回答するのであれば、2回目以降のリンネルの価値表現は「→」からの論理的帰結になるはずであり、「等価物の等価物はまた等価物である」というのが「何らかの前提から導出された定理ではない」という話と平仄が合わなくなる。別の回答として咄嗟に思いつくのは、「→」自体はたんなる等置ないし写像にすぎないが、価値はあくまで「潜在的な全面的等置可能性」であるから、上衣種と等置されただけではリンネルの等置可能性が「全面的」なものとして表現されえない、という回答である。しかしこの回答では、「全面的等置可能性」をもつのが貨幣だけであること、そしてその貨幣と等置されない限り商品の「潜在的な全面的等置可能性（つまり潜在的な貨幣性）」は表現されえないことが、最初から前提されてしまう。あらかじめ貨幣形態というゴールを設定しておいて、そのゴールに到達しなければならないという分析者の要請によって価値形態を展開するのは、かつて「要請論」と呼ばれ、特に宇野学派においては批判の対象となることが多かった。私の記憶が正しければ、小幡自身もかつて要請論の熱心な批判者であったはずであるが、今回の論文では「『要請』ときくとすぐ、古くさいロジックだと決めかかるのも、また古くさいドグマ」と戒められているから（小幡 [2023] 52頁）、根本的なスタンスの変更が行われているのであろう。私自身は、小幡の新たなスタンスを「古くさいロジック」と決めつけるつもりは毛頭ない。しかし、今回の論文で提起されている新たな要請論が、価値形態論における肝心のポイント、すなわち「→」を2回以上くり返すことが必然である理由——形態展開の動力——を「公理公準」

として仮定せざるをえない方法になっているとすれば、その方法には抵抗感を抱かざるをえない。なお、新たな要請論については、次項の(3)でも再説する。

ただ私も、すでに江原や岩田の信用貨幣論にかんして述べたように、貨幣をもっぱら「間接交換の媒介物」として規定する議論は一面的であると考えている。したがって、「等価物の等価物はまた等価物である」という「推移」が生じる理由を、「間接交換の媒介物」を入手しようとする商品所有者の動機、すなわち「交換動機」だけに限定するつもりはない。そして、先述した〈資産集積→債務価値の安定性→保有動機に基づく債務受領→債務の資産化〉という論理における「保有動機」も、上記の「推移」が生じる理由になりうるのではないかと考えている。

そもそも、債務が保有動機に基づいて受領されるのは何故かといえば、複数種の資産をバックにして発行された債務が価値の安定性をもつからである。したがって、市場のなかに複数種の資産を保有する主体が存在しない場合、債務はもっぱら単一種の資産を引き渡すという証書として発行されざるをえない。この債務は、もっぱら自分の欲しい他商品を手に入れるという交換動機のために受け取られるだけであるから、その債務が履行されるまでの間か、その債務と引き換えにお目当ての他商品を手に入れるまでの間か、いずれにせよごく一時的にしか保有されないことになる。その場合、商品所有者の保有対象は、債務から商品へと切り替えられるのが自然であろう。自分が着用するために上衣を求めたのではなく、自商品リンネルの価値を保蔵するために上衣を求めるといった価値表現の動機の切り替えである。

しかし本稿の1-3でも述べたように、単一種の商品には、どれほど資産性の高いものであっても価値の不安定性が付き纏う。上衣の価値がリンネルの価値よりも安定性に勝るといった保証はない。とはいえ、上衣、茶、コーヒー、

小麦……をバックにして発行された債務が存在しない以上、何とかして価値の不安定性を圧縮しようとするならば、自分で上衣、茶、コーヒー、小麦……を保有する以外にない。「間接交換の媒介物」を入手することが目的ではなく、複数種の資産を保有することが目的であるから、当然ながら上衣、茶、コーヒー、小麦……という一連の商品は「or」ではなく「and」で繋がれることになる。ただ、どんな商品であれ、ともかく複数種の商品をあれもこれも保有すればよい、というわけではない。商品世界のなかで等価物に選ばれる頻度の高い商品種であるほど、より多くの商品所有者によって保有対象に選ばれているわけであるから、いつでも有利なタイミングで手放すこと——有利なタイミングが到来するまでは手元に置いておくこと——が可能であり、それだけ価値の安定性に優れていると考えられるはずである。たんなる茶と、すでに上衣の等価物になっている茶とでは、価値の安定性において僅かながらも差がある。この差を意識しながら自分の保有する商品種を厳選しようとするリンネル所有者は、おのずから「等価物の等価物はまた等価物である」という指針にしたがって行動することになるのである。

2-2 批判的考察

前項では、小幡の「貨幣変容の構造論」の主として前半部分から、私自身が特に重要と考える3つの論点を取り上げて、それぞれの論点にかんする小幡の議論を私自身がどのように読んだかを説明した。私自身の理解力の程度はさておくとしても、あくまで現時点での私自身の問題関心が反映された読み方を説明しただけであるし、今回の論文では3つの他にも多くの論点が提起されているから、前項の説明をもって小幡の新説の全体像を把握できたというつもりは更々ない。しかしそれ以前に、前項の説明だけでは、個別的な論点に還元できない小幡の新説の根幹部分には触れることすらできていないのではないかと、という懸念がある。この根幹部分

に近づくためには、今回の論文の方法論にたいして、もう一步踏み込んだ批判的考察を行う必要がある。またそのためには、私自身が望ましいと考えている方法論についての一定の説明をも行う必要がある。以上が、本項の課題である。

(1) 価値が「現れる」こと・価値を「計る」こと

もはやくり返すまでもないが、今回の論文では、小幡の旧説からの大きな方法論上の変更が行われている。本稿では3つの変更点を取り上げたが、それらの変更点をさらに煮詰めると、価値概念から交換性を除去しなければならないという命題と、価値表現論としての価値形態論から商品所有者を除去しなければならないという命題との2つに結晶化される。小幡はこれら2通りの除去命題を、一方が真であれば他方も必ず真になるものとして捉えている。そのために、小幡の考える商品所有者の役割は、もっぱら交換要請の主体としてのそれに限定されている。商品所有者は、等価物を構成する主体にはなりえないし、自商品の価値を表現する主体にもなりえない。したがって商品価値は、商品所有者の手を借りて表されるわけではない。商品にたいして働く商品集合の内力の作用によって、自ら「現れる（表現＝現象する）」以外にない——、これが今回の論文の基本認識である（小幡 [2023] 46頁）。

本稿の1-1でも紹介したが、私自身も、価値表現には交換要請に還元できない側面があることを論じたことがある³³⁾。したがって、価値表現と交換要請とを区別する意義を認めるのは吝かではない。私見では、欲しい他商品を手に入れるための交換要請という営みに還元できない側面に当たるのは、自商品がどれほどの価値の大きさをもっているかを計るという営み、いわば純粋な価値評価の営みである。価値評価に際しては、価値の大きさを計るための適切な尺度——価値尺度としての形式的使用価値に優れたモノ——を選ぶことが優先されるから、商品所

有者がいかなる他商品を欲しているのかは不問に付される。分割することも合成することもできない1着の上衣は、価値の大きさを計るための尺度として決して適切とはいえない。その限りにおいて、1着の上衣を入手しようとする交換要請の主体としてのリンネル所有者の役割は、不要になると考えてもよい。それでも、価値表現の主体としてのリンネル所有者の役割までが不要になるわけではないというのが、本稿の基本認識である。

そもそも、商品にたいして商品価値の「表現＝現象」を促すような商品集合の内力が働くにもかかわらず、商品所有者にたいして商品価値の「表現＝評価」を促すような商品世界の内力が働かないと考えるのは、不自然な想定であるばかりか、不必要な想定でもあるのではないか。むしろ商品世界に身を置いて、商品世界の内力の作用を受け続ける商品所有者の意識には、たとえ欲しい他商品についての明確なイメージはなくても、直接計れない自商品の価値をどのように評価し、表現するのかという問題が明確に浮かび上がらざるをえないと考えるのが、自然な想定であるばかりか、必要な想定でもあろう。以下では、この想定に基づいて、商品所有者が価値表現の主体として果たす固有の役割を考察してみよう。

前項の(1)でも述べたように、商品の価値表現に際して商品所有者に真っ先に求められるのは、自分の直接的欲望の対象であるか否かにかかわらず、何らかの観念上の等価物を具体的にイメージするという役割である。ただ、観念上の等価物といっても、自分の頭のなかにしか存在しない観念上の商品では等価物になりえない。自分以外の誰もが共有できるような、いわば伝達可能性のある観念上の等価物のイメージを思い浮かべる必要がある。ここにはちょうど、労働過程における構想と実行との関係につづるものが伏在している³⁴⁾。たとえ既存の商品種のなかから等価物のイメージを得る場合でも、あくまで等価物である以上は、建築師の頭のな

かにある建物のイメージ（心像）を伝達可能な状態で表わした建物の図面と同様に、必ず観念上の構成物であらざるをえない。小幡も指摘しているように、「択一型」の等価物であるからといって、既存の商品種のなかから等価物を選択するだけでは済まないのである。

労働過程における構想と実行との関係を論じる上では、労働という営みを行いうる固有の主体、すなわち労働者の存在を捨象するわけにはいかない。構想労働は、どれだけ機械化が進んでも無人化できない労働領域を形成する。同様に、観念上の等価物を論じる上でも、観念という営みを行いうる固有の主体、すなわち商品所有者の存在を捨象するわけにはいかない。そして、観念上の等価物をイメージすることは、そのイメージを使って自商品の価値を「表現＝評価」することと一個同一の営みである。とすれば、商品の価値表現を論じる上でも、やはり価値評価という営みを行いうる固有の主体、すなわち商品所有者の存在を捨象するわけにはいかないと考えるのが筋であろう。

少し見方を変えて、価値評価という営みが商品所有者にとってどれほど切実な意味をもつかという問題を考えてみても、同じ考え方にいき着くであろう。自商品の価値を評価しない限り、商品所有者はどのくらいの価値量の実現を目指せばよいのかも分からないから、いつまで経っても商品世界における行動指針は立てられない。またそのために、かかる商品所有者の行動はおのずから受け身になり、いずれ他人が提示した自商品との交換比率を受け入れざるをえない羽目に陥りかねない。同種大量の商品が存在する競争的な商品世界では、受け身に回ること、あるいは後手に回ることが命取りになる。そして、そのことを重々承知している普通の商品所有者であれば、自商品の価値評価すら済ませていないほど準備不足の状態のままで商品世界に身を置こうとするとは考えにくい。その意味において、商品所有者が価値表現の主体としての役割を果たすことは、必ずしも行動主体としての自

発性の発露とはいえない。むしろ商品所有者は、商品世界の内部でしか商品所有者として振る舞うことができない——あるいは小幡がいうように商品集合の存在する《場》の構造を超越することができない——被拘束的な存在であるからこそ、商品世界の内力（無言の競争圧力）の作用を受けて、価値表現の主体としての役割を果たすことを強いられるのである。

もっともマルクスの価値形態論は、宇野のそれとは違って、商品所有者の存在を捨象した「商品語」の世界を舞台としているという古典的な解釈がある³⁵⁾。今回の小幡の価値形態論も、決してマルクスの価値形態論への回帰が宣揚されているわけではないが、あえて「商品語」に徹すべく、交換過程論に見られる「人間語」の世界を極力排する方向性を打ち出したもののように読める。とはいえ、マルクスの価値形態論も、商品の価値がマダム・クイックリとは違って「どうにもつかまえないもの」であるという命題から始まっていたことを思い起こす必要がある（K., I, S. 62, [1]93頁）。この価値の不可触性という命題は、ある対象を自分の手で触知しようとする——自分の五感を駆使してつかまえないようにする——人間の存在を前提としている。この前提を外して、商品が自分で自分の価値の大きさを評価し、計測し、表現するという特殊な前提に基づいて話を進めても、必ずしも「商品語」に徹した価値形態論になるとは限らず、むしろ商品を擬人化した価値形態論にしかならないのではないか。小幡は、従来の分化発生論的な価値形態論は商品所有者に「過度な期待」を寄せるものであったという反省の弁を述べているが（小幡 [2023] 48頁）、翻って小幡の今回の論文で示された価値表現論は、むしろ商品に「過度な期待」を寄せるものになっていないか、どうか。

もっとも他方で、小幡は「売るのに時間がかかり価格が下方に分散するような市場の特性を分析するのに、個別主体の導入は必須である」と述べている（小幡 [2023] 49頁）。確かに、

かかる「市場の特性」の背後には、値引き販売をギリギリまでくり延べようとする商品所有者の意志が働いていることは明らかであろう。しかしこの意志は、この価格以下では売りたいくないという自商品の希望販売価格を確定しなければ生じえない。自商品の希望販売価格を確定することと、自商品の価値を評価・計測することとは、一個同一の事柄である。

以上の問題は、前項の(2)で検討した貨幣機能論の次元の問題とも密接にかかわってくる。今回の論文の末尾では、商品貨幣でなければ果たしえないのは「単独で商品の価値を表現する」という機能だけであり、流通手段や支払手段としての機能ではない、という認識が表明されている(小幡 [2023] 54-55頁)³⁶⁾。「単独で商品の価値を表現する」というのは、マルクスがいう意味での価値尺度機能、つまり「価値尺度=計算貨幣」としての機能に相当する。しかし、小幡『原論』が重視していたのは、この意味での価値尺度機能ではなく、宇野がいう意味での価値尺度機能、つまり「価値尺度=購買手段」としての機能であった。価値は表現されただけでは計られたことにはならない、実現されてはじめて客観的に計られたことになる、というのが小幡の認識であった(小幡 [2009] 50-51頁)。もしかすると今回の論文では、その認識自体が撤回されたのかもしれないが、その旨が明言されているわけでもない。ただ、撤回されたにせよされなかったにせよ、商品の価値を「計る」ことの意味はどのように説明されることになるのか。

今回の論文では、価値形態論から商品所有者の存在が捨象されている。したがって、これまで宇野や山口らが強調してきた価値表現の主観性も、全面的に捨象されていると考えざるをえない。すでにこの限りにおいても、商品の価値を「計る」ことの意味を、価値実現をくり返すことで価値表現の主観性を修正することに求めることはできなくなるはずである。ただ、たとえ商品価値が自ら「現れる」としても、商品価

値を「表す」ことができるのが商品所有者だけであることは間違いない。そして、商品価値を「表す」ためには、どうしても商品価値を評価するという手続きを踏まなければならない。したがって、商品所有者の捨象という今回の論文の方法は、詰まるところ、価値評価なき価値表現、あるいは価値評価なき価値現象を論じることに帰着せざるをえないと考えられる。ただそう考えた場合、価値評価なき価値尺度を論じることはできるのか、という疑問にどうしてもつき当たらざるをえない。商品価値が自ら「現れる」ことをもって、果たして商品価値が「計られた」といえるのか、どうか。

振り返ってみると、小幡の『価値論批判』では、市場には混ぜたら区別がつかない同種大量の商品が存在する以上、どの商品所有者の値づけも「市場に存在する同種の商品群全体に対する評価」として行われざるをえないという見方が示されていた(小幡 [2013] 44-45頁)。この見方に基づく、個別的な価値実現は、必ず全体的な価値評価に何らかの影響を及ぼすことになると考えられる。たとえば、隣の同種商品が100円で売れているのを見た商品所有者は、まだ売れていない自商品にも100円の価値があると判断するのが自然であるから、90円での値引き販売は当分の間先送りしようとするかもしれないし、むしろいまこそ抜け駆けのチャンスと判断して90円での値引き販売を断行するかもしれない。しかしまた、そもそも隣の同種商品が100円で売れたのは、その所有者が値引き販売を断行した結果かもしれないと考えて、自商品の価格を110円に据え置くかもしれない。「売り手がつける個々の価格はそれぞれ个体差を示すといつてよいが、それは同じ種としての価値を前提としてばらつきを示す。……10人が10通りの個別的な価格をつけることはたしかなのであるが、その価格づけは同じ市場のなかで横に連鎖し影響しあう」というのが、小幡の説明であった(小幡 [2013] 45-46頁)。

おそらく、この価格づけの横への「連鎖・影

響」は、価格のばらつきを一定の幅に圧縮する作用をもたらすことになるであろう。同種商品の多数が100円で売れているのを目にした場合、それが値引き販売の結果であるかどうかにかかわらず、自商品に110円という例外的に高い価格をつけることは自制されるのが普通である。因みに小幡『原論』では、同種商品の価値は個別的な価値実現をつうじて「量る」以外になく、市場における個別的な販売価格にはばらつきがあるから、商品価値の大きさは結局のところ「諸価格の束、セット」として量られる以外になく、たとえば1本の缶ジュースの価値は、90円でも100円でも110円でもなく(90, 100, 110)円になるという見方が示されている(小幡[2009]55頁)³⁷⁾。この(90, 100, 110)円は、上記の横への「連鎖・影響」の作用によって、缶ジュースの価格のばらつきが一定の幅に圧縮された結果として生まれた「諸価格の束、セット」であろうと考えられる。

以上より確認されるように、『価値論批判』で想定されていたのは、「諸価格の束、セット」が存在する市場、90~110円の幅で缶ジュースの価格がばらつく市場であった。ところがそれと比較すると、今回の論文では、舞台となる市場の想定自体が大きく異なっていることに気づく。

今回の論文では、引用文3にあるように、価値表現の主語になるのは「商品種」であることが明言されている(小幡[2023]48頁、強調文字は原著者)。商品価値が自ら「現れる」といういい方で示されているのは、この「商品種」による価値表現のことである。小幡によれば、「リンネル所有者が何人いようと、集合(商品集合)の要素としてのリンネルは一つである」、そしてリンネルの価値表現の主語になるのは、この「集合の要素」としてのリンネルである、という(小幡[2023]48頁、括弧内は引用者)。いわば、〈リンネル一種〉を主語とする価値表現論といってよい。商品所有者が全面的に捨象される以上、誰が所有しているリンネルか、と

いう次元でのリンネル商品の個別性は存在しなくなる。しかし、そもそも混ぜたら区別がつかない同種大量のリンネル商品には、それ以外の次元での個別性も存在しない。すると、全てのリンネル商品が〈リンネル一種〉として価値表現を行うことになるのは、なるほど道理であろうと考えられる。

しかしそう考えた場合、〈リンネル一種〉を構成するリンネル商品どうしの間には、当然ながら、価格のばらつきに相当するような価値表現のばらつきは一切存在してはならないはずである。すでに前項の(1)や(3)で紹介したように、小幡は「拡大された価値形態」を棄却すべき理由として、同種商品の価値表現における等価物の選択が(商品所有者ごとに)ばらつくという点を挙げていた。そして実際、第4節「価値形態の展開」の主語に据えられているのは、他の任意の一商品種を等価物として価値を表現している「商品集合の各要素」である(小幡[2023]50頁)。当然ながら、商品種が同じである限り、その所有者がどれだけ異なろうと、価値表現の材料として選ばれる等価物の種類も同じである、という理屈になるであろう。等価物の選択は、どの商品種を選んでよいという意味では、確かに〈任意〉に基づく。しかし、どれか一種類の商品種だけをばらつきなく選ばなければならないという意味では、むしろきわめて厳格な〈強制〉に基づくのである。

ただ、同種商品の価値表現のばらつきは、等価物の種類にだけではなく、等価物の数量やそれにたいする自商品の提供量にも現れることに留意しなければならない。小幡の〈リンネル一種〉説に基づくと、質量両面にわたるそれらのばらつきの全てが、「種の属性としての価値の表現という本義から……逸脱する」ものとして廃棄されなければ平仄に合わないはずである。したがって、小幡がリンネルの価値表現の具体例として挙げている〈リンネル20ヤール=1着の上衣〉は、〈リンネル19ヤール=1着の上衣〉や〈リンネル21ヤール=1着の上衣〉といった

他の価値表現が行われる余地が一切存在しない固定的なものと考えなければならない。つまり、今回の論文の舞台として想定されているのは、ばらつきのない「定価」の存在する市場、種類だけしかないリンネルの上衣価格が設定されている市場なのである³⁸⁾。同種大量性がきわめて厳格な〈強制〉として作用する市場といってもよいであろう。

すると考えてみなければならないのは、かかる舞台の変更が、そこで行われる価値表現のあり方にどのような変化をもたらすか、という問題である。商品価値は自ら「現れる」といっただけでは、この問題の答えとして不十分である。今回の論文の舞台となる市場において、商品価値はどのようにして「定価」として「現れる」のか。

これまで小幡は、いくつかの著書や論稿において、価値表現が「価値の量的表現」であることをくり返し強調してきた（小幡 [2013] 29-33頁、小幡 [2015] 116-117頁）。今回の論文でも、引用文4にあるように、価値表現が「純化された物量」による表現であることが強調されているから、その点では何の変更もないように見える。しかしよく読むと、今回の論文で強調されているのは、たとえばリンネル20ヤールの価値が「1着の上衣」で表現される場合に、この「着という単位」を「いつどこでも妥当するように客観化しなくてはならない」という問題である（小幡 [2023] 48頁）。つまり、ある商品の価値の大きさをどれだけの物量の等価物で表現するのかという問題ではなく、ある等価物の物量「単位」をいかにして「純化＝客観化」するのかという問題である。それゆえ、1着という物量が決まるまでの過程については、全く言及がなされていない。

ところが『価値論批判』では、「『どうつかまえたらいいかかわからない』価値の表現においては、量的関係が不可欠の契機となる。商品には他の商品と『交換されうるもの』として、価値という性質が内在する。しかし、その価値がど

の程度の大きさのものなのか、『つかまえようがない』のはこの大きさなのである。……交換できるという性質をどのように量的に表現するのか、この点が問題なのである」という説明が行われていた（小幡 [2013] 32頁）。ここでの小幡の説明によれば、リンネルの価値の「量的表現」で最も肝心であるのは、1着の上衣に相当するのがリンネル20ヤールなのか、それとも19ヤールなのか、あるいは21ヤールなのかという点であるという（小幡 [2013] 32頁）。上衣の物量が1着に決まるのが先か、それともリンネルの物量が20ヤールに決まるのが先かという違いはあるが、いずれにせよ最終的に〈20ヤール：1着〉という物量間の関係が決まることが価値の「量的表現」の決め手になるわけである。しかし今回の論文では、〈20ヤール：1着〉という物量間の関係が決まることは最初から前提された上で、「着という単位」の「客観化」にかんする説明ばかりが続く。つまり今回の論文では、「商品には他の商品と『交換されうるもの』として、価値という性質が内在する」という見方が明確に却下されているだけでなく、価値表現における「量」の問題のありかをどこに見出すかという点でも、微妙な変更が行われているのである。

しかもよく考えてみると、「着という単位」を「いつどこでも妥当するように客観化しなくてはならない」という説明の意味するところは難解である。本稿の注28でも述べたが、商品世界のなかで未だに「着」という上衣の物量単位が統一されていないという特殊な場合を除くと、1着という数量はいつでもどこでも1着として通用するのが普通であり、最初から商品所有者の主観の紛れ込む余地のない「客観化」された物量になっているとしか考えられないからである。そう考えてよいとすれば、「着という単位」を「客観化」といういい方で意味されているのは、実際には1着という等価物の量の純化のことではなく、むしろ上衣という等価物の質の純化のことではないか、という疑問が浮かん

でくる。現に小幡は、この「客観化」にかんする説明を補って、「だれがもつていようと、人には依存しない、モノとしての同種性 fungibility に抽象化される必要がある」と述べている(小幡 [2023] 48頁)。同種であることと同質であることとは別であるが、種とは量につながる概念なのか、それとも質につながる概念なのかとあえて問えば、答えはやはり後者であろう。つまり1着の「客観化」とは、あれこれの上衣の個体差を一切切捨て去ること、いつでもどこでも変わらぬように上衣を「抽象化」することを意味するのである。そのようにして「抽象化」された上衣に、もともと「客観化」されている1着という物量が存在するからといって、上衣ではなくその物量が「純化」されたという話にはならないであろう。

すると結局、今回の論文における「純化された物量」という議論は、必ずしも「価値の量的表現」論に直結するわけではなく、むしろ「価値の質的表現」論との親和性の方が高い内容になっているのではないかと受け止めざるをえない。前項の(1)のなかで紹介したように、小幡は等価物の構成にかんする説明のなかで「彼女は薔薇の花だ」という隠喩表現を援用していたが、この隠喩表現を改めて検討しても、やはり同じような受け止め方になる。

いま仮に、この表現を少しだけ変形して、ほぼ同じ意味をもつ「彼女は一輪の薔薇の花だ」という表現に置き換えてみよう。この置き換えられた表現には、一応、「一輪」という量の規定が付帯する。とはいえ、この規定に実質的な意味はないであろう。彼女が一人しか存在しない以上、それに等置される花の量も、原則として一輪に限定されるに決まっているからである。つまり、「彼女は一輪の薔薇の花だ」というのは、彼女の美しさが一輪より多くの花の量には喩えられないことを示した量的表現ではなく、薔薇以外の花には喩えられないことを示した質的表現である。そして、〈彼女=薔薇の花〉という表現は、まさに『資本論』の価値形態論の

なかで価値表現の「基礎」に位置づけられていた〈リンネル=上衣〉という等式と変わりがない。マルクスはこの等式を、リンネルと上衣とが「同じ性質の諸物」であることを示した質的表現として捉えていた(K., I, S. 64, [1]97頁)。しかしこの捉え方が、『資本論』の価値形態論のなかに価値実体説を混入させる——価値の単位と実体との混同を招く——要因になったことは、広く知られている通りである。

(2) 価値の「量的表現」の条件

ただ改めて断っておくが、本稿としても、〈薔薇の花〉を例に引いて小幡が論じている内容自体の意義を否定するつもりは毛頭ない。あれやこれやの実物の薔薇の花と表現材料としての〈薔薇の花〉とが別ものであるというのは、それを「価値の質的表現」論と呼ぶのが相応しいかどうかはともかく、価値表現論の重要な論点であることに疑いの余地はない。また今回の論文が、計量も加算もできる物量と、計量も加算もできない価値量とを対比した冒頭部の記述を読んでも明らかであるが(小幡 [2023] 44-45頁)、価値表現における「量」の問題を徹底的に考究しようとする狙いの下に書かれていることにも疑いの余地はない。したがって、「純化された物量」という議論が「価値の質的表現」論になっているという本稿の読み方は、小幡としてはきわめて不本意であるに違いない。にもかかわらず、今回の論文において、価値の「量的表現」という論点が後退しているように読めてしまうのは何故であろうか。

私の見るところ、やはりその理由は、商品所有者を全面的に捨象するという方法が採用された結果、価値表現という概念自体の意味するところが変わってしまったことにある。この概念は、おそらく『価値論批判』までは、商品所有者が商品価値を「表す」ことを意味していたと思われる³⁹⁾。しかし今回の論文では、商品価値が自ら「現れる」ことを意味している。表現の主語が商品所有者から商品に変わることは、た

んなる形式上の変更とはいえない内容上の違いをもたらす。「人間語」で語ろうが「商品語」で語ろうが、語られる価値表現論の内容には何らの違いもない、というわけにはいかない。では、価値表現論のいかなる内容に違いが生じるのか。自ら「現れる」という意味での価値表現と、「表す」という意味での価値表現とでは、〈リンネル20ヤール=1着の上衣〉という表現自体は同じでも、その表現が行われるまでの次元、すなわちリンネルの価値評価が行われる次元において違いが生じるというのが、本稿なりの回答である。

これまで説明してきたように、商品所有者でなければ価値評価を行うことができず、したがってまた価値表現を行うこともできないというのが、本稿の基本的な見方である。ただこれは、あくまで本稿の見方であって、別の見方の可能性までを排除するものでは必ずしもない。いま仮に、私としては抵抗感があるものの、商品自身も自分（自分の同種商品）の価値の大きさを評価し、表現しうる、という見方を採ってもよい。これは、今回の論文で採られているのと同じ見方であろう。その上で考えなければならないのは、商品自身による価値評価、〈リンネル一種〉による価値評価が、リンネル所有者による価値評価といかなる点で違ってくるか、という問題である。

前引の『価値論批判』の説明によれば、リンネルの価値の「量的表現」で最も肝心であるのは、「つかまえようがない」価値の大きさをどのように表現するかという点、具体的にいえば、1着の上衣に相当するのがリンネル20ヤールなのか、それとも19ヤールなのか、あるいは21ヤールなのかという点であった。この説明における価値評価は、19~21ヤールのいずれかの物量を相当量として特定することを意味している。しかし、「つかまえようがない」量を特定せよというのは、常識的に考えると無理な注文である。どのように特定したところで、正確を期し難い主観的評価にならざるをえない。というよ

りも、モノの質量や重量のように「つかまえよう」がある量は、ただ物理的に計測するだけで十分であるから、わざわざ〈評価=価の評定〉という手続きが踏まれることはない。この事実を踏まえると、そもそも客観的評価なるものは存在しないとすらいえるであろう。学力の客観的な評価方法と目されがちな筆記試験でも、どの問題を出題し、どの問題に何点を配点するのかは、各出題者の主観的な判断に委ねられざるをえない。およそ評価は、それ自体としては客観的たりえない重み付け（ウェイト設定）に基づくのである⁴⁰。

同じことは、商品の価値評価にも当てはまる。1着の上衣にリンネル20ヤールが相当するという評価は、リンネル19ヤールが相当するという評価や、リンネル21ヤールが相当するという評価とは食い違っている。しかしいずれの評価も、「18ヤール以下では少なすぎるし、22ヤール以上では多すぎる」という上限・下限の設定を共有している。このことは、同一時点における価値評価が同一の重み付けに基づくことを示している。この重み付けまでが同一時点において食い違っていると、「つかまえようがない」量を特定することはいよいよ無理な注文になってしまう。そして、価値評価における重み付けは、労働過程における作業目的の設定のようなものであり、どちらも主観性のない商品や機械の手には余る作業になると考えるのが自然ではなからうか。商品所有者でなければ価値評価を行うことができないという想定を本稿が置いているのは何故かといえば、主観性のある商品所有者でなければ価値評価における重み付けを行うことができないと考えているからである。この主観性は、主体性といいかえてもよいし、価値観といいかえてもよい。学力評価における重み付けを行うことができるのも、学力についての主観的な見方、いわゆる学力観をもった出題者だけである。

ただ、あるリンネル所有者は、市場におけるリンネルの価値評価が「(1着の上衣に相当す

るリンネルの物量として) 18ヤール以下では少なすぎるし、22ヤール以上では多すぎる」という上限・下限の設定から外れていると判断せざるをえない場合には、自分のリンネルの価値評価の基礎にある重み付けそのものを修正する必要がある。価値実現をつうじた価値評価の客観化とは、詰まるところ、かかる重み付けの修正のことを指すのであり、評価値そのものの修正のことだけを指すわけではない。評価値そのものは、学力試験の点数と同じように客観的に(目に見えるかたちで)表わされるから、市場での評価に合わせて〈リンネル20ヤール=1着の上衣〉を〈リンネル22ヤール=1着の上衣〉に変えるという具合に、ピンポイントでの修正が効く。しかし、そうした修正を行っただけでは、価値評価が客観化されたことには必ずしもならないのである。

実のところ、2人の学生の学力試験の点数が同じであるからといって、両者の学力が本当に同じであるという保証はない。問題ごとに配点が異なる場合、正解数が異なるのに合計点は同じであるという結果がいくらでも起こりうる。同様に、2つの商品の評価値が同じであるからといって、両者の価値の大きさが本当に同じであるという保証はない。仮に今回、リンネルを所有するA・Bの2人が〈リンネル20ヤール=1着の上衣〉という同じ価値表現を行っただとしても、Aが1着の上衣に相当すると考えているリンネルの物量が19~21ヤールであるのにたいして、Bが考えているそれが18~22ヤールである場合、2人が行う次回以降のリンネルの価値表現には違いが出てくるかもしれない。したがって、AやBが本当に知りたいのは、リンネルの価値にたいする自分の評価と他人の評価とがリンネル何ヤール分だけ食い違っているかという結果そのものではない。食い違っているのは何故かという理由である。この理由を知るためには、自分の評価の重み付けのどこに主観的な偏りがあったのかを詳しく検める必要がある。売れば価格を上げ、売れなければ価格を

下げ……という宇野の価値尺度論の説明を読むと、価値実現をつうじた価値尺度はあたかも機械的な自動制御に近いズレの修正であるかのように思われてくるが、決してそうではなく、むしろ構想力に類する高度な洞察力を売り手に要求するのである。

すでに述べたように、今回の論文の舞台になっていたのは、〈リンネル一種〉による価値表現が行われる市場、〈リンネル20ヤール=1着の上衣〉という「定価」の存在する市場であった。ただむろん、これは表示価格としての「定価」であるから、一物一価の法則における「一価」とは違って、その価格でのリンネルの価値実現が約束されているわけではない。なかなかリンネルの価値が実現しなければ、いずれ「定価」を改定することを余儀なくされるであろう。それに、〈リンネル20ヤール=1着の上衣〉という「定価」が最初から市場のなかに存在しており、〈リンネル一種〉による価値表現はただそれを追認しただけである、というわけではない。〈リンネル一種〉に属さないリンネルが存在しない以上、〈リンネル一種〉による価値表現が行われない限り、リンネルの上衣価格の「定価」は市場のどこにも存在しえない。そしてこの「定価」は、1着の上衣に相当するのがリンネル20ヤールなのか、それとも19ヤールなのか、あるいは21ヤールなのかと〈リンネル一種〉が頭を悩ませた末に、ようやくたどり着いた結論であるのかもしれない。そうであれば、リンネル所有者による価値表現の代わりに〈リンネル一種〉による価値表現を論じたところで、価値の「量的表現」という論点が後退するはずはない、という理屈になりそうであるが、果たしてどうであろうか。

この点を詰めてゆくと、価値の「量的表現」は、表面には現れにくい2つの条件によって支えられていたことが明らかになる。一つの条件は、すでに述べた価値評価における重み付けであるが、もう一つの条件がある。それは一言でいえば、他商品所有者の存在、あるいは競争関

係の存在である。

1着の上衣に相当するリンネルの「つかまえない」物量を特定せよ、という無理な注文に応えようとするれば、まず、1着の上衣に相当しないリンネルの物量の見当をつけることから始めなければならない。「18ヤール以下では少なすぎるし、22ヤール以上では多すぎる」という上限・下限の設定である。この設定は、価値評価におけるリンネル所有者の主観的な重み付けに依存する。しかし、当然といえば当然の話であるが、この上限・下限を設定しただけでは、なおリンネルの物量が特定されるには不十分である。そしておそらく、最後の決め手は、他のリンネル所有者たちがどのような価値表現を行っているかを探らなければ得られないであろう。

仮に、他のリンネル所有者たちが〈リンネル18ヤール＝1着の上衣〉とか〈リンネル22ヤール＝1着の上衣〉とかいった価値表現を行っていたとすれば、1着の上衣に相当するのがリンネル20ヤールなのか、それとも19ヤールなのか、あるいは21ヤールなのかと頭を悩ませることは徒勞でしかない。〈リンネル22ヤール＝1着の上衣〉という価値表現が多数を占めていた場合、21ヤール以下では少なすぎると上衣所有者に突っ撥ねられるに決まっているし、〈リンネル18ヤール＝1着の上衣〉という価値表現が多数を占めていた場合、19ヤール以上では多すぎるのではないかという疑いが濃厚となるからである。つまり、あるリンネル所有者が「18ヤール以下では少なすぎるし、22ヤール以上では多すぎる」という上限・下限の設定を行っているのは何故かといえば、彼自身の重み付けに適合するのがその設定であるから、という主観的な理由に加えて、もう一つ、他のリンネル所有者たちが特定しているリンネルの物量がその上限・下限を超えていないから、という客観的な理由を挙げなければならないのである。その際、他のリンネル所有者たちが特定しているリンネルの物量が19～21ヤールの幅でばらついているこ

とを知っているリンネル所有者であれば、そのばらつき具合（分布）についても、一定の知識を得ているのが普通であろう。いいかえれば、最も多くのリンネル所有者たちが特定している（最頻値となる）リンネルの物量が20ヤールなのか、それとも19ヤールなのか、あるいは21ヤールなのかについても、一定の知識を得ているのが普通であろう。この知識は、彼がリンネルの物量を特定する上での重要な判断材料になる⁴¹⁾。

以上の問題は、リンネル所有者による価値表現が行われる市場、「諸価格の束、セット」が存在する市場が舞台となっていた『価値論批判』では、明確に意識されていたように読める。市場には混ぜたら区別がつかない同種大量のリンネルが存在する以上、どのリンネル所有者も、他のリンネル所有者たちがどう行動するかを意識しながら行動せざるをえないし、上衣所有者の目に自分の行動がどう映るかを意識しながら行動せざるをえない。売れていない自商品リンネルに100円の価値があると判断するか、110円の価値があると判断するかはリンネル所有者によって区々であるが、いずれの判断も、隣のリンネル商品が100円で売れているのを見たという共通の経験に基づいて下される。むろん価値形態論の次元では、隣のリンネル商品の価値が実現している状況を想定することはできないが、隣のリンネル商品の価値が表現されている状況を想定することはできるであろう。つまり、リンネルの価値の「量的表現」は、リンネル所有者どうしの競争関係が存在するという条件の下で、はじめて可能になるのである。『価値論批判』では、この条件が、「売り手相互の牽引と反発」から派生する「独自の干渉効果」といういい方ではっきりと明示化されている（小幡 [2013] 46頁）。ばらついた価格づけの横への「連鎖・影響」といういい方で示されているのも、同じ条件である（小幡 [2013] 46頁）。しかし、小幡の今回の論文には、「売り手相互の牽引と反発」や横への「連鎖・影響」に該当する用語

はどこにも見られない。その理由は明らかで、価値表現の主語が〈リンネル一種〉になっているからである。

すると結局、今回の論文で採用された商品所有者の全面的捨象という方法の難点は、価値の「量的表現」の条件をなす競争関係が全面的に捨象されてしまうことに集約されるのではないか。この場合の競争関係には、同種商品所有者間の競争関係だけでなく、同種商品間の競争関係までが含まれると考えてよい。ただ本項の(1)でも述べたように、混ぜたら区別がつかない同種大量のリンネル商品には、誰が所有しているリンネルか、という次元以外でのリンネル商品の個別性はそもそも存在しないはずである。したがって、同種商品間の競争関係を捨象せずにおこうとすれば、必然的に、同種商品所有者間の競争関係を捨象するわけにもいなくなるであろう。

これらの競争関係が全面的に捨象されたことの影響は、今回の論文で扱われている範囲を超えるが、おそらく次のような問題にまで波及するようになると思われる。すなわち、1着の上衣に相当するのはリンネル20ヤールであると〈リンネル一種〉が評価すれば、〈リンネル20ヤール=1着の上衣〉はリンネル市場に存在する唯一の上衣価格、「定価」としての上衣価格になる。もしもリンネルの価値がなかなか実現しなければ、「定価」が高すぎることにその理由があるのは明白であるから、いずれかのタイミングでリンネルの物量を20ヤールから21ヤールに増やす以外にない。ただ、たとえこのタイミングが遅くなったとしても、その間に上衣を横取りされてしまう心配はない。〈リンネル一種〉に属さないリンネル、いわば競争相手のリンネルが存在しないからである。

つまり一言でいえば、競争関係のない市場における価値表現は、余裕をもって何度でもやり直すことが可能である。本項の(1)で、「定価」の存在する市場における価値はどのように「現れる」のか、という問いを立てておいたが、そ

の答えは「一種類の定価として現れて、実現するまでその定価の下方修正がくり返される」というものになる。「売り手相互の牽引と反発」という力学が働かない市場では、売り手である〈リンネル一種〉が買い手である〈上衣一種〉に対峙するという一対一の構図がくっきりと浮かび上がるわけである。

これにたいして、1着の上衣に相当するのはリンネル20ヤールであるとリンネル所有者が評価しても、〈リンネル20ヤール=1着の上衣〉はリンネル市場に存在するばらついた上衣価格の一つにしかならない。すると、リンネルの価値がなかなか実現しなくても、その理由がどこにあるのかは必ずしも明白にはならない。たまたま自分のリンネルが上衣所有者たちの目に触れなかっただけで、自分が行った〈リンネル20ヤール=1着の上衣〉という価値表現自体は妥当であった可能性もある。そのために、リンネルの物量を20ヤールから21ヤールに増やすタイミングはややもすれば遅れがちになる。ところが、このタイミングが遅くなればなるほど、その間に上衣を横取りされてしまうリスクは大きくなる。競争相手のリンネル所有者が無数に存在するからである。

つまり一言でいえば、競争関係のある市場における価値表現は、そう何度もやり直しが効かないことを覚悟した上で行われる必要がある。周囲の競争相手の出方も窺いながら、限られたやり直しのタイミングを見極めて慎重に行われる必要がある。その結果として、かかる市場における価値は、何種類かのばらついた価格として現れる。しかしそれらの価格は、一度ばらついて現れた後では、むしろ「一種類の定価」よりも下方修正の効きにくい価格になるかもしれない。「売り手相互の牽引と反発」という力学が働く市場では、この力学が働かない市場よりも、かえって値下げにたいして大きな負荷がかかる可能性があるわけである。

すでに紹介したように、価値の「量的表現」とは、1着の上衣に相当するのがリンネル20ヤ

ールなのか、それとも19ヤールなのか、あるいは21ヤールなのかという問題を解くことに等しいというのが、『価値論批判』の説明であった。しかし改めて考えてみると、もしも解答時間が無制限で、何度でも解答をやり直すことが許されるのであれば、この問題にそれほど頭を悩ませる必要はないはずである。もしも20ヤールが不正解であったとしても、そのことで失うものは特にない。時間をかけてじっくりと吟味した上で、解答を19ヤールか21ヤールかのどちらかに変えればよいだけの話であろう。

したがって逆に、この問題を真に悩ましいものにする要因があるとすれば、それは、解答のやり直しを妨げる他のリンネル所有者の存在において他にはない、という推測が成り立つであろう。最後に誰かのリンネルが売れ残るかもしれない椅子取りゲームのような競争がくり広げられる市場では、この問題にかんする不正解が誘発されやすくなる状況が生まれる。他のリンネル所有者に「牽引」されるにせよ、他のリンネル所有者に「牽引」されまいと「反発」するにせよ、いずれにしても各リンネル所有者の価値評価の重み付けにゆらぎが生じやすくなる状況が生まれる。そうした状況下で、他のリンネル所有者より少しでも早く正解に達しなければならぬというプレッシャーが働けば、それが価値の「量的表現」の困難をいっそう増幅する要因になることは明らかであろう。かかるプレッシャーとは無縁の〈リンネル一種〉による価値表現を論じた今回の論文が、価値の「量的表現」の何某かの要点を逸らしているように読めてしまうのは、やはり理由のないことではなかったという気がしてならないのである。

(3) 分化発生論・行動論・要請論

今回の論文でくり返し提示されるのは、商品所有者には貨幣を生み出す力はない、ただ貨幣が存在する市場のなかで自由に行動する力があるだけである、という命題である。小幡はこの命題に基づいて、分化発生論という方法は、商

業資本や銀行業資本の発生などを説く市場機構論には適用できるが、貨幣の発生を説く価値形態論には適用できないと主張している。では、価値形態論に適用されるべき方法は何であるかといえば、価値概念や商品概念からの論理的演繹によって貨幣を導出する今回の論文の方法であるという。小幡は第5節「変容の構造」のなかで、この方法を、原理論研究者にとっては馴染みの深い「要請」という用語を使って説明している。

小幡によれば、「一般に抽象的な定義はそれが含意する何らかの表現事象を要請する。『潜在的だが全面的な等置可能性』という商品価値の定義は……一般的等価物の存在を要請する」。この抽象的な「定義に内包された要請」の内容を精密に分析することで貨幣の発生を説くというのが、価値形態論に適用されるべき方法である。ただ「要請」といえば、論理的手順を説明せずに「要請」だけで表現事象の实在までを説明しようとする古い方法のことがどうしても連想されやすい。この方法、いわば古い要請論は、もはや今日の研究水準に照らして支持しうるものではない。とはいえ、『「要請」ときくとすぐ、古くさいロジックだと決めてかかるのも、また古くさいドグマ』である。新たな要請論は、抽象的な定義を満たす「必要最低限の仕様」、あるいは抽象的な「定義に内包された要請」の内容が何であるかを特定することに主眼を置く。ただ、「仕様」が特定されても、それを「実装」する方式、あるいは「要請に応える方式」までが特定できるわけではない。何もかもが要請で特定できると考えると、古い要請論に陥る。といって、何もかもが個別経済主体の行動で特定できると考えても、「行き過ぎた分化発生論」に陥る。さらに、個別経済主体の行動で特定できるものだけを特定すればよいと考えても、「後ろ向きの分化発生論」に陥る。いずれの陥穽をも免れようとするれば、新たな要請論（仕様論）を適用するしかない——およそ以上が、小幡の説明の大意である（小幡〔2023〕52頁、強調文

字は原著者)。

念のために断っておくが、新たな要請論(仕様論)というのは、上記の小幡の説明を一語でいい表すために本稿が使った用語であって、小幡自身がこの用語を使っているわけではない。この用語が指しているのは、小幡がかねてより提唱している「変容論(変容論的アプローチ)」のことである(小幡[2023] 53頁)。これにたいして、古い要請論は、たとえば商品の「価値と使用価値との内在的矛盾」を解決しなければならないという要請が、商品と貨幣との「外在的対立」を必然的にもたらず、といった説明の仕方のことを指していると思われる。従来、こうした説明の仕方は、あらかじめ分析者が設定した理論展開の到達点(行く先)にたどり着かなければならないという要請を理論展開の動力とする方法と考えられ、「行く先論」と呼ばれてきた。そして「行く先論」の対極に位置するのが、商品経済的合理性に基づいた個別経済主体の行動を理論展開の動力とする方法と考えられ、「行動論」と呼ばれてきた。小幡のいう古い要請論は、「行く先論」の同義語であると見てよいであろう。そして小幡の理解では、「行き過ぎた分化発生論」の陥穽を免れようとしながらも⁴²⁾、「後ろ向きの分化発生論」の陥穽に嵌ってしまったのが、山口の採用した「行動論(行動論的アプローチ)」である、ということになるはずである。

ここまでの紹介からも分かるように、小幡は、分化発生論と行動論とを実質的に同一の方法と見ている。この見方にしたがうと、商品所有者の存在を(したがってまたその行動を)捨象するという方法に徹した小幡の今回の論文は、小幡自身が明言しているように、当然ながら分化発生論とは異なる方法に基づいているはずであるが、果たしてどうであろうか。

この点にかんして、実のところ私はかなり懐疑的である。まず、前項の(1)で述べたように、「潜在的な全面的等置可能性」という小幡の価値概念は、あらゆる「他人」にとって全面的に

有用な「使用価値一般」の存在を否定している点で、すでに商品所有者の存在を暗黙裡に前提しているのではないかと、という疑問がある。「潜在的」という制約条件がつくのは、自商品の価値が特定の使用価値から分離できないために、その使用価値を欲しない他商品所有者の商品とは等置されないこと——ただし、それがどの他商品所有者であるかが特定できないという意味では、この等置不能性は「潜在的」である——に理由があるとしか考えられない、という疑問である。また、本項の(1)で述べたように、本当に商品所有者の存在を捨象した場合、当然ながら同種商品所有者どうしの(さらには異種商品所有者たちとの間の)競争関係も捨象されることになるが、そのことで価値表現という概念の中身が大きく損なわれてしまうのではないかと、という疑問もある。競争相手のいない〈リンネル一種〉による価値表現は、必然的に一種類しかない「定価」の表現になるために、価値の「量的表現」における悩ましい問題、すなわち1着の上衣に相当するのがリンネル20ヤールなのか、それとも19ヤールなのか、あるいは21ヤールなのかという問題の重みは大きく減じざるをえない、という疑問である。

ただ以上の疑問は、商品所有者の存在を捨象するという方法にたいして向けられたものである。つまり本稿の理解する限り、今回の論文は、小幡が強調するほど行動論から隔たっているとは思えないし、そもそも行動論から隔たることが本当に必要であるとも思えない、という疑問である。しかしそれとは別に、今回の論文は、小幡が強調するほど分化発生論から隔たっているのかどうか、という疑問がある。そしてこの疑問は、突き詰めると、分化発生論と行動論とが実質的に同一の方法であるという小幡の理解にたいする疑問へと帰着する。

もとより鍵を握るのは、今回の論文で採用された写像論という方法をどのように評価するか、という点である。しかし、この方法を正しく評価するためには、写像という数学的な概念につ

いての正確な知識が必要になろう。残念ながら私には、そうした類の知識のもち合わせはない。はっきりと分かるのは、写像論が行動論ではないことだけである。小幡の説明によれば、写像論は「形式的な構造分析」に等しいとのことであるが（小幡 [2023] 50頁）、「形式的な構造分析」といわれると、いかにも分化発生論とは異質な方法のように聞こえる。したがってまた、「形式的な構造分析」が「正しいメソッド」であるといわれると（小幡 [2023] 50頁）、いかにも分化発生論は「誤ったメソッド」のように聞こえる。しかし、本当にそう聞いてよいのであろうか。写像論を敬遠せざるをえない私としては、小幡の分化発生論批判に耳を傾ける以外にない。

小幡は「分化発生論の限界」を、「個別経済主体は、あくまで与えられた状況（利得が量的に表現できる《場》）において自由に行動できるのであり、行動の前提となる《場》まで自ら形成できるわけではない。商品所有者は、貨幣が存在する《場》があって、はじめて行動できるのであり、先に行動があって貨幣が生みだされるのではない。こうした《場》の存在は、商品価値の定義のうちに抽象的に内包されている」と総括している（小幡 [2023] 52頁、括弧内は原著者）。この文言は、裏を返せば、「形式的な構造分析」が「正しいメソッド」である理由を総括したものとして解釈することもできそうである。ただ、細かい解釈の当否については、いまはさて置くべきであろう。解釈の如何にかかわらず確実に確実であるのは、この文言が、分化発生論と行動論とが同一の方法であるという理解に基づいていることである。しかしこの理解は、私にとっては少なからず違和感がある。私が見るところ、上引の文言で総括されているのは、あくまで「行動論の限界」であって、小幡が総括しようとした「分化発生論の限界」ではないのである。

試みに、この文言における「商品所有者（個別経済主体）」を「商品集合」に、「行動」を「価

値表現」に、それぞれ置き換えてみよう。するとこの文言は、「商品集合は、貨幣が存在する《場》があって、はじめて価値表現できるのであり、先に価値表現があって貨幣が生みだされるのではない」という内容に変化する。これまで『資本論』の価値形態論を批判する論者たちによって多用されてきた、初めに貨幣ありき（貨幣なくして商品なし）、という貨幣先行説の主張を追認するかのような内容である。ただ周知のように、これまで小幡は、貨幣先行説にたいして断固たる否定的態度をとり続けてきた。今回の論文も、その点では全く違いはないであろうと思われる（実のところ、今回の論文では、貨幣先行説は眼中にも入れられていない）。ところが、今回の論文における小幡の分化発生論批判の主語を「商品所有者」から「商品集合」に、述語を「行動」から「価値表現」に、それぞれ入れ替えるだけで、あろうことか貨幣先行説とそっくりの内容になってしまう。そして、そうになってしまうのは何故かといえば、今回の論文における批判のターゲットが、「商品所有者」が主語になり「行動」が述語になるタイプの分化発生論、つまり行動論と一体化されたタイプの分化発生論だけに絞込まれているからではないか、というのが本稿の見方である。しかし、分化発生論にはそれ以外のタイプは存在しないのかといえば、決してそうではない。その好例といえるのが、他ならぬ『資本論』の価値形態論である。

『資本論』の価値形態論は、商品所有者の存在を捨象するどころか、最初からほとんど念頭に置いていない。しかし、それでは『資本論』の価値形態論は貨幣先行説になっているのかといえば、むしろ全く逆である。マルクスは「商品集合」という用語こそ使っていないものの、リンネルという商品——しかも、他のリンネルの存在が排除されているという意味では〈リンネル一種〉といってもよい商品——を主語にした価値表現から出発して、それが発展した結果として貨幣形態を論じている。「商品集合は、

貨幣が存在する《場》があって、はじめて価値表現できるのであり、先に価値表現があって貨幣が生みだされるのではない」というのとは真っ向から対立するアプローチである。私の理解する限り、このアプローチこそ、行動論が提唱されるよりもはるか以前から「発生論 Genetik」という呼び名で提唱されてきた方法であり、いわば商品貨幣説の最古層をなす分化発生論に当たるのである。商品所有者の登場しない『資本論』の価値形態論の方法は、明らかに行動論ではないが、貨幣の発生根拠を商品世界の内部に求めている限りにおいて、れっきとした分化発生論である。あえてタイプを特定すれば、古い要請論（行く先論）と一体化されたタイプの分化発生論といえるであろう。これにたいして貨幣先行説は、貨幣の発生根拠を商品世界の内部に求めること自体に異を唱えるわけであるから、必然的に商品貨幣説の否定へといき着かざるをえない。

以上の議論から導き出されるのは、商品貨幣説の論証を目的とする今回の論文で採用されている「写像論＝形式的な構造分析」は、分化発生論とは異質な方法のように聞こえても、実際には『資本論』と同様、「商品集合」が主語になり「価値表現」が述語になるタイプの分化発生論、つまり行動論から分離されたタイプの分化発生論に基づいている、という結論である⁴³⁾。にもかかわらず、小幡が今回の論文の方法を新たな要請論と位置づけたこと自体は、本稿の観点から見ても決して不適切であったとはいえない。その理由は、すでに詳論するまでもないであろう。要請論（行く先論）は、行動論と対立する方法であり、分化発生論と対立する方法ではないからである⁴⁴⁾。

そして以上の結論を踏まえると、貨幣が存在する《場》の存在が「商品価値の定義のうちに抽象的に内包されている」という上引の文言の最後の一文も、貨幣が存在する《場》が最初から存在しているということとは似て非なる内容で理解される必要がある。そのことは、現に今

回の論文における「写像論＝形式的な構造分析」が、まだ貨幣が存在しない——それどころか、最終的に貨幣が存在しない可能性すら残されている——《場》を舞台にして展開されていることから明らかであろう。Bは、目に見えない状態で（抽象的に）Aの内部に存在している。しかしまたBは、目に見える状態で（具体的に）Aの外部に存在している、そのBを、Aから「分化」したものとして、またはAの内部から「発生」したものとして論じるというのが、タイプの違いを超えて共通する分化発生論の流儀なのである。本稿の理解する限り、今回の論文も、この流儀に反した議論を行っているわけでは決してない。

(4) 《場》の構造の発生・生成・変化

ただこれまで見てきたように、小幡自身は、あくまで分化発生論と行動論とを同一の方法と理解した上で、それらと新たな要請論（仕様論）との対抗関係を終始強調している。つまり、新たな要請論に基づく今回の論文では、むしろ分化発生論の流儀に堂々と反することこそが是となる、といわんばかりの姿勢を頑なに貫いている。この姿勢は、小幡の新たな要請論の内容にも少なからず負の影響を及ぼしていないか、どうか。

たとえば今回の論文では、「一般的等価物の持続性（慣性）」という命題が定立されている。商品世界に新たに登場する商品は、既存の商品集合が用いている等価物で価値表現を行う以外にないために、一般的等価物は貨幣として「持続」しうる、という命題である。小幡によれば、価値表現の閉じた（どの商品種から出発しても元に戻ってくる）連鎖をなすサイクルの数は、写像における等価物を一箇所つけ替えるだけで増えたり減ったりする浮動的なものである。しかし、一般的等価物がいったん外的条件によって一つにタイプに固定されると、それは「期間を通じて持続する性質を獲得する」。「全商品が支える《場》に散り散りに参入する個々の商品

に、既存の《場》の構造を変える力はない」ために、「同じ一般的等価物が維持される」。ただし、一般的等価物を選定するための外的条件が揺らぐと、一般的等価物は分裂する恐れがある。「一般的等価物の慣性に押さえ込まれ、複数の表現系の統一という問題は表面にはでてこない。ただその水面下には、一般的等価物の存在を脅かす表現系の分裂の可能性がたえず潜んでいる。だから直間問題と代表問題に解を与える外的条件が揺らげば、この分裂が現実化する」という(小幡 [2023] 54頁)。

見られるように、「一般的等価物の持続性(慣性)」の裏側には「一般的等価物の分裂可能性」が潜んでいる、というのが小幡の結論である。この結論自体には、本稿として特段の違和感はない。分化発生論に基づく従来の価値形態論でも、一度「商品世界の共同事業」をつうじて一般的等価物のポジションを獲得した商品種は、そう簡単にそのポジションを失うわけではないが、だからといってそのポジションが永続的であるという保証もない、という結論が示されてきたと思われる。ただ、上記の結論にいたるまでの小幡の説明には、一般的等価物の「持続」がもたら商品集合の存在する《場》の構造的な安定性(一部の構成要素しか入れ替わらないという非流動性)だけから説明されるのにたいして、一般的等価物の「分裂」は《場》の外部で生じる外的条件の揺らぎを交えて説明される、というギャップが生じているように見える。むしろ、説明の仕方にギャップがあるからといって、説明された内容自体が誤っているとは直ちに決めつけられない。見極める必要があるのは、「分裂」しかねないものが「持続」する理由と、「持続」していたものが「分裂」する理由との間に、メカニカルな分離が生じていないかどうか、という点である。

前者の理由についての小幡の証明は、「商品集合は多種大量の商品群によって構成されており、時間の流れのなかでみると、限られた一部分が変わるだけである。期間を短くとれば、全

体のなかの一つが変わるだけになる」というように簡潔である(小幡 [2023] 54頁)。この証明は、一見したところ尤もらしく思われる。経済学では定番の、フローとストックとの関係であって、「(フローの)期間を短くとれば」ストックの入れ替えは微々たるものであるというのは、いわば自然科学的な普遍性(一般妥当性・明証性)をもった定理であるともいえるであろう。ただ、一般的等価物が「期間を通じて持続する性質を獲得する」理由を証明しようとして「期間を短くとれば」という条件を置くのは、少なくとも形式的な意味では自家撞着ではないか。もしも「期間を長くすれば」、入れ替わる構成要素はそれなりに多くなるが、その場合、新たに参入した構成要素のなかに現行の一般的等価物よりも適格な貨幣商品種が含まれる可能性は高くなるのではないか、という疑問の余地は出てくる。もっともそれは、些細な疑問にすぎない。

より根本的な疑問は別にある。すなわち、上記のような証明の仕方をスタンダードにする限り、一般的等価物の「分裂」は、どうしても《場》の外部で生じる外的条件の揺らぎによって惹起されるものとして説明される以外になくなるのではないか、という点にある。というのも、「期間を短くとれば」ストックの入れ替えは微々たるものであるという普遍的な定理は、商品集合の存在する《場》の内部状態がどのように変わろうと微動だにしないからである。この定理に基づいて「持続」していたものが「分裂」することが仮にあるとすれば、その「分裂」を惹起する要因は、この定理に基づく世界の外部、すなわち商品集合の存在する《場》の外部にあると考える以外にないであろう。

以上の疑問にたいして、おそらく小幡は、商品集合の存在する《場》ではもともと「複数の表現系」が分立するのが当たり前であるから、たとえ外的条件によって統一的な表現系を成立させたところで、それは「複数の表現系」へと再び「分裂」する可能性を孕んでいる、つまり

一般的等価物の「分裂」を惹起するのは外的条件ではなく、「複数の表現系」が当たり前に分立するような《場》の構造的条件である、と応答するのではないか。しかし、「複数の表現系」の分立によって説明がつくのは、「一般的等価物の分裂可能性」、小幡のいい方でいえば「表現系の分裂の可能性」までであろう。小幡によれば、その可能性が「一般的等価物の持続性」によって押さえ込まれているのが《場》のいつもの内部状態であるという。すると、その内部状態を大きく揺るがすような特異なインパクトが《場》の外部から及ぼされない限り、「一般的等価物の分裂可能性」が最終的に「表面化」・「現実化」することはないはずである。「複数の表現系」が当たり前に分立するという《場》の構造的条件は、そうした特異なインパクトにはなりえない。なりうるのは、結局のところ、外的条件の揺らぎだけなのではないか、というのが本稿の疑問である。

ただ、もしもこの疑問が当たっているとすると、「分裂」しかねないものが「持続」する理由と、「持続」していたものが「分裂」する理由とは、それぞれ別個の論法によって説明されざるをえない——前者の理由は普遍的な定理によって、後者の理由はその定理を超えた外的条件の揺らぎによって、それぞれ説明されざるをえない——から、2つの理由の間にはメカニカルな分離が生じてしまう。また、後者の理由にかんする限り、小幡が掲げている「外的条件の追加は、内的条件に影響を及ぼさない範囲で付加されるのである」という原則が適用されるのかどうかよく分からなくなる（小幡 [2023] 53頁）。加えて、この「一般的等価物の分裂可能性」が最終的に「表面化」・「現実化」するまでの局面で、商品集合の存在する《場》の内部状態に何らかの揺らぎ（局所的ではない変化）が生じないのか、という疑問も出てくる。「他のすべての商品がいま単一の等価物で価値表現している状況を目の前にして、新たに加わる商品に、その等価物を新たに選択する余地はない

し必要もない。他のすべてが等価物としているものを自分も受け容れるほかない」といっても（小幡 [2023] 54頁）、この局面では、「他のすべての商品がいま単一の等価物で価値表現している状況」がいつまで続くのかが怪しくなってくるのである。むしろ「状況」がどうなるのかを見守ろうとして、いったん等価物の選択を保留する商品が増える結果、現行の一般的等価物での価値表現を続ける商品集合のサイズが縮小する可能性もあろう。そして、商品集合のサイズが小さくなるにしたがって、「期間を短くとれば」ストックの入れ替えは微々たるものであるという定理の妥当性も損なわれてゆくから、別の等価物に乗り換えようとする動きが加速し、「状況」の変化にいつその拍車がかかる可能性もあろう。外的条件の揺らぎは、こうした《場》の内部状態の揺らぎによって増幅される側面が少なからずあると思われるが⁴⁵⁾、小幡の証明の仕方では、外的条件の揺らぎはただ与件として前提される以外にない。

そして以上の疑問は、やはり最終的には、小幡の分化発生論批判にたいする疑問へと結びつく。今回の論文では、分化発生論によって《場》の構造の発生・生成を説明することには無理があるという批判がくり返されていた。しかし分化発生論は、商業資本の発生根拠にかんする山口の説明に端的に示されているように、《場》の構造の変化を説明する論理としての役割をも併せもっている。個別主体にとってメリットがある限りで発生したものは、いつまでも「制度的な拘束性」をもって存続するとは限らず、個別主体にとってメリットがなくなれば消滅する可能性がある（たとえば商業排除）、という論理である。山口はこの論理、いわば可逆性の論理を、貨幣にさえも適用できるものとして位置づけていた（山口 [1998] 208頁）。

もっとも貨幣にかんする限り、かかる山口の位置づけが高すぎたという批判はありえよう。すでに述べたように、一度「商品世界の共同事業」をつうじて一般的等価物のポジションを獲

得した商品種は、そう簡単にそのポジションを失うわけではない（「商品世界の共同事業」を初めからやり直すのには膨大な手間がかかる）が、バラバラな個別主体にとってのメリットだけを強調すると、商品世界全体が負担する「共同事業」の手間は無視され、一般的等価物のポジションはきわめて流動的なものとして規定されかねない（一般的価値形態はいつ「拡大された価値形態」に逆行するか分からない不安定な価値形態として規定されかねない）からである。やり直すのに膨大な手間がかかるというデメリットに比べると、やり直さないデメリットの方がまだしも少ないという理由によって、すでに一部の個別主体にとってメリットがなくなったものが存続することは十分考えられる⁴⁶⁾。この意味での「一般的等価物の持続性（慣性）」は、決して山口のいう「制度的な拘束性」に基づくわけではない。

とはいえ、小幡のいう「一般的等価物の持続性（慣性）」は、すでに見たように、「期間を短くとれば」ストックの入れ替えは微々たるものであるという普遍的な定理に基づいていた。この定理は、いかなる「制度」にも増して、一度獲得された一般的等価物のポジションを強力に防御する。したがって、この防御を破るためには、個別主体を超越した外的条件の揺らぎを要請する以外になくなってしまふ。これはこれで、いわば不可逆性の論理の高すぎる位置づけといわざるをえないのではないか。

考えてみると、一般的等価物の「分裂」とは、商品世界自体の「分裂」を意味している。「分裂」した一つ一つの商品世界の規模が小さくなれば、それぞれの「商品世界の共同事業」にかかる手間は軽減するから、それだけ個別主体にとってのメリットがストレートに追求されやすくなるであろう。同じ等価物を用いる一種類の商品世界だけしか存在しない場合、「他のすべてが等価物としているものを自分も受け容れるほかない」という規律が強く働くために、個別主体の存在はいわば希薄化するが、異なる等価

物を用いる複数種類の商品世界が存在する場合はその限りではない。いずれの商品世界に属するかは、メリットの大きさを基準にした個別主体の判断に委ねられるようになる。「分裂」しかねないものが「持続」するか、それとも「持続」していたものが「分裂」するかは、個別主体にとってのメリットだけで決まるわけではないが、個別主体にとってのメリットを無視して決まるわけでもない。小幡は、《場》の構造の発生・生成を説明する論理として無効であるという理由によって、「行動論＝分化発生論」を一刀両断に斬り捨てようとする姿勢を示していた。この姿勢を貫くと、おそらく「行動論＝分化発生論」は、《場》の構造の変化を説明する論理としても無効であると断じられることになろうが、それは新たな要請論の効能を謳わんとする余りの厳しすぎる採点ではないか、というのが私の見方である。

蛇足になるかもしれないが、最後にこの見方について、一般的等価物が金と銀とに「分裂」しかねない場合を想定した補説を述べておこう。もっとも小幡は、金が「緊急性の高い日用品」とは真逆の「奢侈的商品」の典型であるために貨幣になるという考え方（マルクス＝宇野の考え方を「金貨幣を予料した有りそうな『物語』、『寓話』による『説得』」にすぎないと断じている（小幡 [2023] 49頁）。したがって、金や銀が一般的等価物であるという想定を当たり前のように置くことに、強い拒絶反応を示すかもしれない。そもそも必需か奢侈かという区別は、人間の欲望のあり方によって規定される区別である。したがって、小幡のように商品所有者の存在を捨象すべしという見方に立つと、特定の「奢侈的商品」なるものが存在することは想定し難くなるであろう。

ただ私は、そもそも金や銀が「緊急性の高い日用品」ではなく「奢侈的商品」であるという前提自体に違和感を覚えている。金銀蓄蔵のために「買わずに売る」ことを希求する節欲的な商品所有者にとっては、金銀はもはや奢侈品で

はなく必需品である。反対に、金銀蓄蔵への切実な需要があるにもかかわらず、あえてその需要を犠牲にして買われる何らかの商品こそが、必需品ではなく奢侈品になる。かかる本稿の考え方からすると、一般的等価物が金と銀とに「分裂」する場合を念頭に置くことに特段の支障はない。小幡は、商品世界の存在する《場》ではもともと「複数の表現系」が分立するのが当たり前であるという見方を示していたが、この見方は、商品所有者の存在が捨象されているために、「複数の表現系」における等価物のポジションはいかなる商品種でも——1回目の写像の設定さえ任意であれば——無差別に獲得しようという内容になっている。しかし本稿のように、商品所有者の存在を捨象するのはいき過ぎであるという見方に立つと、いかなる商品種でも等価物のポジションを獲得しようという想定はかえって恣意的なものに映る。「奢侈的商品」であるから等価物なのか、それとも「緊急性の高い日用品」であるから等価物なのかは商品所有者ごとに区々であろうが、ひとまず特定の一般的等価物が発生し、それが「奢侈的商品」である程度においても「緊急性の高い日用品」である程度においても大差のない2種の貴金属、金と銀とに「分裂」しかねない場合を想定することは許されるはずである⁴⁷⁾。

この「分裂」を制度的に防ごうとすれば、おそらく2通りの方法が考えられるであろう。一つは、金もしくは銀のどちらか一方だけを本位貨幣に指定するという方法であり、もう一つは、金と銀とをどちらも本位貨幣に指定するという方法である。前者の方法に当たるのは金本位制もしくは銀本位制であり、後者の方法に当たるのは金銀複本位制である。ここでは便宜上、金銀複本位制に考察の的を絞ろう。金銀複本位制は、一見すると一般的等価物が金と銀とに「分裂」している状態を固定化するもののように見える。しかし「分裂」とは、金価格を表示する商品（種）と銀価格を表示する商品（種）とが、明確に分離することを意味している。これに

たいして金銀複本位制では、どの商品（種）も金価格と銀価格という2通りの価格を表示することになる。一般的等価物は「分裂」するのではなく、「並立」するのである。

もっとも周知のように、金銀複本位制には根本的な無理があるという見方が昔から根強い。たとえば、マルクスは『資本論』の価値尺度論のなかで、「もし二つの違った商品、たとえば金と銀とが同時に価値尺度として役だつとすれば、すべての商品はふたとおりの違った価格表現、すなわち金価格と銀価格とをもつことになる。これらの価格表現は、銀と金との価値比率……が不変であるかぎり、無事に相並んで用いられる。しかし、この価値比率の変動が起きるたびに、それは諸商品の金価格と銀価格との比率を攪乱して、この事実によって、価値尺度の二重化がその機能と矛盾することを示すのである」という見方を示している（K., I, S. 111, [1]175頁）。

しかし、この見方は必ずしも説得的ではない。マルクスがいうように、たとえ「銀と金との価値比率」、いわゆる金銀比価が変動したとしても、それと連動して「諸商品の金価格と銀価格」が改定されさえすれば、金価格と銀価格との間に価値量のギャップは生まれない。その場合、両価格は「変動」こそすれ「攪乱」されることはなく、「無事に相並んで用いられる」はずであろう。したがって、金銀複本位制が不可能になる真の原因は、金銀比価の変動とは別のところにあると考えなければならない。手掛かりになるのは、マルクスが『経済学批判』の価値尺度論のなかで示した金銀複本位制についてのもう一つの見方である。すなわちマルクスによれば、金銀の市場比価が変動するにもかかわらず、その法定比価が固定されている場合、「価値の上がる金属には打歩がついて、他の各商品と同じに、過大評価されたほうの金属で自分の価格を計るのであって、この過大評価された金属だけが価値尺度として役だつ」ことになる（Marx [1934] [訳] 90-91頁）。このことは、金銀複本

位制が有名無実化することを意味している。つまり、金銀複本位制が不可能になる真の原因は、「金と銀との価値比率の法律による固定と金銀の現実の価値変動との衝突」にこそあり、「金銀の現実の価値変動」自体にあるわけではない、というのである（Marx [1934] [訳] 90頁）。この見方は、『資本論』の価値尺度論の見方よりも説得的であろう。

後者の見方に基づく、いったん成立した金銀複本位制、正確に言えば金銀の法定比価が固定される交替本位制（alternative standard）は、ほどなくして危殆に瀕し、事実上の金本位制または銀本位制に変容することを余儀なくされると考えられる⁴⁸⁾。これはまさに、本位制度という外的条件の揺らぎである。しかしその揺らぎは、『場』の内部状態の揺らぎと何のかかわりもなく惹起されるのかといえ、決してそうではない。「過大評価された金属だけが価値尺度として役だつ（悪貨が良貨を駆逐する）」ことになるのは、過小評価された金属、すなわち「良貨」を価値尺度として使わないことにメリットがあると個別主体が判断して、それを鋳潰したり蓄蔵に回したりする代わりに、過大評価された金属、すなわち「悪貨」だけを価値尺度として使おうとすることに理由がある。かかる機会主義的な行動（裁定取引）は、金銀の法定比価の固定という外的条件があるからこそ発生するのは確かであるが、それと同程度に、金銀の市場比価の変動という『場』の内的状態の揺らぎがあるからこそ発生するのも確かである。また、かかる行動が頻発することは、『場』の内部における金銀貨幣の「並立」の基礎が揺らいだ——たとえば金にたいする銀の比価が下落したために銀の蓄蔵手段としての魅力が失われた——結果として、多くの個別主体が「他のすべてが等価物としているものを自分も受け容れるほかない」という規律を守らなくなったことを示している。

つまり、金銀複本位制が事実上の金本位制または銀本位制に変容する局面で見られるのは、

外的条件の揺らぎによって「一般的等価物の分裂可能性」が「表面化」という因果関係ではない。反対に、『場』の内的状態が揺らいでいるにもかかわらず、外的条件は固定されたままであるというギャップが、「分裂」することなく「並立」していた一般的等価物をかえって単一化してしまうのである。この単一化にも無理が生じると、一般的等価物はいよいよ金と銀とに「分裂」する。したがって、何とかして金銀複本位制を存続させようとするれば、金銀の市場比価と合致するようにその法定比価の改定をくり返す——いわば固定相場制から事実上の変動相場制へと切り替える——以外にない。しかし、かかる外的条件の絶えまない揺らぎ、マルクスのいう「絶えまない混乱の連続」も（Marx [1934] [訳] 90頁）、『場』の内的状態の揺らぎに一歩遅れて反応するかたちで、いわば受動的に惹起されることは明らかである。

このように、金貨幣と銀貨幣とがどちらも本位貨幣であるという外的条件が与えられても、個別主体はその外的条件をそのまま素直に受け容れるとは限らない。むしろ個別主体は、外的条件の「矛盾」を悪用する機会をたえず窺っており、どちらか一方の「悪貨」だけを本位貨幣として用いることも辞さない。しかも実際、金貨幣と銀貨幣とのどちらが「悪貨」であるのかを最も敏感に察知しうるのは、金銀比価が変動する『場』の内部に身を置いている個別主体である。これらの点に鑑みると、小幡の「行動論＝分化発生論」批判の根幹をなす命題、「商品所有者は、貨幣が存在する『場』があつて、はじめて行動できるのであり、先に行動があつて貨幣が生まだされるのではない」という命題には、やはり疑問の余地が残されていると考えざるをえないのである。

結語

(1)

以上をもって、現代マルクス貨幣論の最先端に位置する宇野学派の若手研究者たちの信用貨幣論、および小幡の「貨幣変容の構造論」についての検討を終える。検討した論点は多岐にわたり、しかも論者ごとの議論のディテールにかかわる論点が少なくないため、ここで改めて本稿全体の内容を要約することはしない。それでも、現代マルクス貨幣論の展開が、いままさに大きな分岐点にさし掛かりつつあることは十分に確認されたであろう。分岐点の一方の先には、銀行業資本に相当する主体の発生を価値形態論の次元で説くというコースが続いており、もう一方の先には、商品所有者の存在を全面的に捨象して価値形態論を説くというコースが続いている。どちらのコースも、商品貨幣説を金属貨幣説の狭い枠組みから解放しなければならないという共通の問題意識から出発しており、目指したゴールに大きな違いがあったとは考えにくい。とはいえ、現に2つのコースの間に大きな方向性の違いがあることは否定できないから、それぞれのコースの先に同じゴールが待ち構えているとも考えにくい。現代マルクス貨幣論が置かれている状況をあえてひと言で要約すれば、きわめて刺激的ではあるが流動的な状況、または混乱期に入ったばかりの状況、ということになるであろうか。

ただ、この種の評論家的なレビューを行うだけであれば、本稿よりも遙かに少ない紙数で足りたであろう。本稿では、各論者の刺激的な議論に触発されるかたちで、私自身もマルクス貨幣論の諸問題——価値表現とは何か、価値評価とは何か、価値保蔵とは何か、といった諸問題——についてある程度踏み込んだ考察を行うことになった。その考察をつうじて得られた私なりの手掛かりも少なくはない。通常の要約を行うことよりも、それらの手掛かりを確認するこ

との方が、本稿を締め括るに当たっては相応しいと思われる。

本稿をつうじて私が再認識したのは、貨幣機能論の重要性である。かつて貨幣論といえば、価値形態論よりも貨幣機能論のことを指すことが多かったように思われる。しかし、現代のマルクス貨幣論では、若手研究者たちの信用貨幣論に典型的に見られるように、価値形態論こそが貨幣論のメインステージになっている。貨幣論の主題が、価値形態論の次元で導出された金貨幣の機能を論じることから、価値形態論の次元で信用貨幣を導出することに切り替わったためである。私自身も、何度も述べたように、この新たな貨幣論の主題はきわめて重要なものと考えている。またむろん、価値形態論の意義を軽視するつもりも更々ない。とはいえ、貨幣論における重要な問題のほとんどは価値形態論の次元で決着がつくとは考えないし、貨幣機能論には価値形態論の補論としての位置を与えるだけで十分であるとも考えない。

改めて標準的な価値形態論の内容、特に宇野学派のそれを思い起こしてみると、商品の単純な価値形態、一般的価値形態、貨幣形態についての説明は、事実上、価値尺度論、流通手段論、蓄蔵手段論のそれぞれを先取りした内容になっていることに気づく。第一に、価値尺度論の骨子は、全ての商品の価値量が一種類の貨幣で計測されることにあるが、この骨子を最もはっきりと先取りしているのは、リンネルの等価物が上衣一種類だけに限定されている単純な価値形態である。第二に、流通手段論の骨子は、 $W-G-W$ をつうじて G が W と W との間接交換を媒介することにあるが、この骨子を最もはっきりと先取りしているのは、多くの商品所有者が求める商品群のなかから特定の商品が一般的等価物として選ばれる一般的価値形態である。第三に、蓄蔵手段論の骨子は、貨幣が致富欲の受け皿（絶対的な富）となって無際限に求められることにあるが、この骨子を最もはっきりと先取りしているのは、全ての商品が単価を表示し

て在庫ごと貨幣に売り向かう貨幣形態である。総じていえば、そもそも価値形態論自体が、貨幣機能論のスケッチとしての性格をもつと考えられるのである。

ただ、そのように考えた上で、本稿で取り上げた若手研究者たちの信用貨幣論の内容を思い起こしてみると、価値形態論の組み立てに各人各様の工夫が凝らされていた反面、貨幣機能論のスケッチとしてはやや平板な出来に終わっていた感が否めない。たとえば、『これからの経済原論』の信用貨幣論に出てきた証券εは、主体B'のお目当ての2頭の豚を入手するために発行されていた。江原の信用貨幣論に出てきたB、Cの債務も、それぞれB、Cのお目当ての茶10lbとリンネル40ヤールとを入手するために発行されていた。これにたいして、岩田の信用貨幣論に出てきたXは、実質的には商業資本と銀行資本とのハイブリッド——「商人資本と銀行業資本を含めた市場関係全体を包含した存在」(岩田 [2022] 67頁)——であり、X自身はお目当てのリンネルを入手するために債務を発行するわけではなかった。しかしリンネル所有者は、あくまで自分のお目当ての上衣を入手するためにXの債務を用いた価値表現を行うのであり。彼にとってXの債務は「間接交換」の手段であった(岩田 [2022] 65頁)。つまり、いずれの論者の説く信用貨幣も、基本的には目的物を入手するための媒介物として、購買手段＝流通手段として捉えられている点では違いがなかったのである。

しかし、このような捉え方では、重金主義以来の金属主義的な貨幣観との違いは明確になっても、生産者どうしの物々交換の場としての市場像をベースにした古典派の貨幣観との違いは曖昧になる⁴⁹⁾。周知のように、マルクスの貨幣機能論には、貨幣をもっぱら流通手段として捉える古典派の貨幣観(貨幣数量説)を批判しようとする意図が込められていた。マルクスが貨幣機能論の後半部に、あえて金属主義的な貨幣観に回帰するかのごとき貨幣蓄蔵論を用意した

のは、かかる意図のためであろう。そのことを踏まえると、貨幣論のメインステージから貨幣機能論を外すことの危うさに気づかざるをえない。そして、信用貨幣の姿を求めていきなり価値形態論に足を踏み入れるのもよいが、それと同時に、またはそれ以前に、貨幣機能論の次元で商品貨幣説の本義を問い直すという作業も必要になるのではないか、という考えが自然と浮かんでくる。むろん本稿では、この作業に本格的に着手することはできない。ただ本稿の議論を踏まえると、この作業にかんして、現段階でも3通りの計画を立てることができる。先に「私なりの手掛かり」といったのは、これらの計画のことである。

(2)

最初に立てられるのは、貨幣蓄蔵論の再検討という作業にかんする計画である。これまで貨幣蓄蔵論は、マルクス貨幣論の金属主義的な傾向が最も色濃く現れている理論領域の一つとみなされてきた。本稿の2-1の(2)でも紹介したように、マルクスは『資本論』の貨幣蓄蔵論の随所で、貨幣蓄蔵のことを「金銀蓄蔵」といいかえている。また、貨幣蓄蔵者たちを駆り立てる致富欲の淵源を、ギリシア神話に由来する「黄金欲」に求めている。「金銀蓄蔵」といい「黄金欲」といい、どちらも金貨幣の存在を強く前提した用語であることは明らかである。しかも、マルクスの貨幣蓄蔵論の金属主義的な傾向は、貨幣の奢侈品的性格を強調した宇野弘蔵の貨幣蓄蔵論を経て、貨幣の致富機能を強調した山口重克の貨幣蓄蔵論にまで受け継がれている。したがって、金本位制がすでに遠い過去の記憶となりつつある今日、マルクスの貨幣機能論のなかでもとりわけ貨幣蓄蔵論がその内容の古さで悪目立ちしてしまうのは、当然といえば当然の結果といえるであろう。まして、商品貨幣説を金属貨幣説の狭い枠組みから解放しようとするれば、貨幣蓄蔵論はいわばマルクス貨幣論の負の遺産の最たるものとして真っ先に相続放棄のり

ストに載せられても不思議はない。現に貨幣論研究者たちの間でも、貨幣蓄蔵論にたいする関心度はかつてとは比較にならないほど低下している印象があるが、そうなる理由も詰まるところ、貨幣蓄蔵論はもはや現代貨幣を分析する上での有効なツールたりえないという諦念が貨幣論研究者たちの間に広まったことであろう。現に、不換銀行券の蓄蔵手段機能については、マルクス経済学においても否定的な見解が過半数を占めている。

ただ、マルクスの貨幣蓄蔵論に金属主義的な傾向が色濃く現れているからといって、貨幣蓄蔵論そのものを棄却するのが得策であるとは限らない。ちょうど、マルクスの価値形態論が金貨幣の発生を説いたところで結構しているからといって、価値形態論そのものを棄却するのが得策であるとは限らないのと同じ理屈である。むしろ、マルクス貨幣論の再生のためには、貨幣蓄蔵論を金属貨幣説の狭い枠組みから解放することこそが優先されるべき作業になるのではないか。

本稿の2-1の(2)でも述べたように、商品売買に先行して存在する「モノに対する請求権」が等価物を構成する仕組みを考察する上では、商品売買の世界の背後に広がるモノの余剰の世界に目を向けなければならない、というのが私の認識である。「モノに対する請求権」を生み出すモノの貸借は、モノの余剰を基礎にしてはじめて成立する。このことを認識すると、おのずから次の関心は、商品売買の世界の背後に広がる致富の世界のことが論じられる貨幣蓄蔵論へと向かう。しかし現行の貨幣蓄蔵論は、あくまで価値形態論の次元で導出された金貨幣の存在を前提とした内容になっているから、そこに価値形態論の次元で信用貨幣を導出する上でのヒントを探し求めても詮無い。迂遠なようでも、まずは現行の貨幣蓄蔵論の理論構造を分析した上で、貨幣蓄蔵がどこまで金銀蓄蔵から分離可能であるかを確認することから始める必要がある。その上で、貨幣蓄蔵という概念の影に隠れ

ていた価値保蔵という概念の独自の意義を明らかにする必要がある。

全く保蔵が効かないものは、電気火花のように瞬間的な実在性しかもちえない。商品が価値保蔵性を欠くのであれば、商品在庫は資産としての性格をもちえない。改めて考えてみると、そもそも価値保蔵という概念は、商品貨幣説の生命線をなす商品価値の内在性という命題と密接不可分な関係にあるように思われてくる。したがってまた、この概念の独自の意義を明らかにすることは、商品貨幣としての信用貨幣の発生を説くという作業とも無関係ではないばかりか、この作業における一種のクリティカルタスクとしての重要性を帯びるようにも思われてくる。

もとより貨幣蓄蔵は、貨幣というモノの蓄蔵、貨幣のもつ直接的交換可能性という形態的特性の保持、そして貨幣価値の保蔵という3つの象面からなる。金貨幣は眩く輝くモノであると同時に、直接的交換可能性を独占しており、高位安定的な金相場に支えられた価値物でもある。したがって、金を蓄蔵手段として選んでいる限りは、貨幣蓄蔵の3つの象面はほとんど一つに重なって見えてくる。そして、見窄らしい紙製のモノでしかない信用貨幣は、紙幣が「それ自体として」は無価値であるというマルクス以来の定説とも相俟って、いかにも蓄蔵手段としては不向きな代用貨幣のように見えてくる。しかし、現代マルクス貨幣論が主張するように、信用貨幣といえどもれっきとした商品貨幣であるからには、等価物に求められる価値の安定性という要件を満たしているはずである。貨幣が「それ自体として」価値をもつことは、貨幣がモノ＝素材として価値をもつこととは決定的に異なる。信用貨幣、特に不換銀行券は、モノとしての実在性がゼロに近いところまで希薄化しているからこそ、むしろ純粋な価値保蔵の手段となるに相応しいのではないか——およそ以上が、第一の計画にかんする現段階での説明である。

(3)

次に立てられるのは、支払手段論の再検討という作業にかんする計画である。先述したように、マルクスの貨幣蓄蔵論は、古典派批判という狙いから、一昔以上前の重金主義に近いポジションをあえて選択していた。しかしこの選択は、マルクス自身の狙いとは裏腹に、マルクスの貨幣機能論に大きな歪みをもたらす原因になった。すなわち、貨幣蓄蔵論のなかで金属主義的な傾向が強められたことのいわば反動として、流通手段論のなかではその傾向が弱められ、むしろ象徴貨幣論に近いともいえる名目主義的な傾向が強められることになったのである。そのためにマルクスは、貨幣の流通手段機能が独立化すると、貨幣の物質的定在はその瞬間的な機能的定在に吸収されるから、「それ自体として」は無価値な国家紙幣（貨幣章標）でも流通手段として通用可能になるという論理を展開するにいたる。明らかに商品貨幣説とは相容れない論理である。

私見では、かかるマルクスの貨幣機能論の歪みを正すための鍵の一つを握るのが、貨幣の支払手段機能である。最終的に何で支払うかを決めない限り、債権＝債務関係は成立しようがなく、信用貨幣も授受されようがない。そもそも信用貨幣は、支払手段としての貨幣の存在を前提として、はじめて購買手段＝流通手段としての機能を果たしうるもののはずである。マルクス自身も、「本来の紙幣が流通手段としての貨幣の機能から生ずるように、信用貨幣は、支払手段としての貨幣の機能にその自然発生的な根源をもっている」と明言している（*K., I, S. 141, [1] 224頁*）。ここで「本来の紙幣」と呼ばれているのは、本稿の用語法でいえば名目貨幣としての国家紙幣のことであり、「信用貨幣」と呼ばれているのは、本稿の用語法でいえば商品貨幣としての信用貨幣のことであり、支払手段としての貨幣の存在を無視しない限り、強制通用力を付与された国家紙幣と付与されない信用貨幣とを取り違えることはない。また、支払手段

としての貨幣の存在を価値形態論の外部に締め出さない限り、マルクスが犯した理論的エラー、すなわち商品貨幣説の枠組みで論じうる「信用貨幣」を論じない代わりに、商品貨幣説の枠組みで論じえない「本来の紙幣」を論じてしまうというエラーを犯すこともない。しかし本稿の注15でも述べたように、若手研究者たちの信用貨幣論では、購買手段＝流通手段としての信用貨幣の発生が熱心に論じられる一方で、支払手段としての貨幣の存在には十分な注意が払われていないように見える。むしろ、彼らが国家紙幣と信用貨幣との区別を没却しているというつもりは毛頭ないが、彼らの価値形態論が貨幣機能論のスケッチとしてやや平板な出来に終わっていた理由の一つが、支払手段論の不備または不足にあることも否定できない。

もっとも、マルクスの支払手段論にも難点は潜んでいる。マルクスの支払手段論は、『資本論』の貨幣蓄蔵論に後続する位置で展開されている。マルクスによれば、 $W-G$ が行われた後でなければ $G-W'$ は行われえないというのが現金取引の通則であるが、信用取引では変則的に、 $W-G$ が行われるよりも前に $G-W'$ が行われる。ただ商品流通が発展すると、商品の譲渡を商品価格の実現から時間的に分離するような事情も発展するから、信用取引はもはや変則的な取引形態ではなくなる。信用取引における G の機能は二重である。第一に「価値尺度」として機能し、商品の信用価格を決定すると同時に買い手の債務額をも決定する。第二に「観念的な購買手段」として機能し、 W' の持手変換を媒介する。ただ、 G が支払手段として現実に流通に入ってくるのは支払期日が到来したときであり、それまでは $W-G$ で得られた G は流通から引き上げられる。かくして「流通手段は蓄蔵貨幣に転化した」という（*K., I, S. 148-150, [1] 237-239頁*）。ここでマルクスが「蓄蔵貨幣」と呼んでいるのは、期限つきで貯め込まれている貨幣のことであるから、本来の意味での蓄蔵貨幣からは遠い。むしろ、鑄貨準備金に

近い支払準備金のことである。

以上より明らかであろうが、マルクスの支払手段論が採用しているのは、まず「商品の変態」の基本形を現金取引 $W-G-W$ として図式化し、次にこの基本形にアレンジを加えることで信用取引 $(G)-W/W-G$ を導出するという2段階の組み立てである。ただこの組み立てが、商品貨幣の基本形をなすのは金属貨幣であり、それを代理したものが信用貨幣であるという認識に基づいていることも同様に明らかであろう。現代マルクス貨幣論では、本稿の「はじめに」で紹介したように、伝統的な貨幣発生論が採用してきた〈金属貨幣の発生→信用貨幣の発生〉という2段階の組み立てそのものが批判的とされている。そして、貨幣発生第1段階において、金属貨幣から独立した信用貨幣を導出すること、すなわち「商品貨幣の分岐構造」を明らかにすることが目指されている。現代マルクス貨幣論の流儀にしたがうのであれば、現金取引における流通手段機能という基本形にアレンジを加えることで信用取引における購買手段機能や支払手段機能を導出し、最後に「流通手段は蓄蔵貨幣＝支払手段に転化した」という総括を与えるだけでは済まなくなろう。流通手段機能から独立した支払手段機能を導出すること、すなわち「貨幣機能の分岐構造」を明らかにすることが求められるはずである。

かかる観点に立った場合、意外の重要性を帯びてくるのは、国際的な債権＝債務関係が主題とされる為替論である。これまで為替論は、マルクス信用論を応用した国際経済論の次元で取り扱われることが多く、価値形態論や貨幣機能論を始めとする流通論の次元で取り扱われることはほとんどなかった。ただ為替論では、国ごとに異なる流通手段＝国内貨幣が存在している状況から出発して、国際的な債権＝債務関係の発生を説き、最後にこの関係を解消する支払手段＝世界貨幣の発生と、世界貨幣（または金現送費）を節約するための信用貨幣＝為替の発生とを説く、という理論構成がスタンダードと

されてきた。これはまさに、「流通手段は蓄蔵貨幣＝支払手段に転化した」というマルクスの支払手段論の見方にしがった理論構成といえるであろう。

これにたいして、小幡の「貨幣変容の構造論」が提示していたのは、間接型・債権型の貨幣が発生するための前提となる債権そのものは「モノに対する請求権」であり、それは「商品売買に先立って、相対的に独立に存在しうる」という見方であった。この見方にしがうと、為替論の理論構成には抜本的な組み替えの余地が生まれる。すなわち、国を跨いだモノの債権＝債務関係が存在している状況から出発して、この関係を解消する支払手段＝世界貨幣の発生を説き、最後に世界貨幣との互換性をもった国内貨幣＝流通手段の発生と、貨幣交換の場＝為替市場の発生とを説く、という理論構成を構想する余地が生まれるのである。その場合、金貨幣についての見方も180度転換されることになろう。金が世界貨幣であるのは、金が（国ごとに異なる刻印を帯び、国ごとに異なる貨幣名で呼ばれていようと）万国共通の流通手段＝国内貨幣であったことにそもそもの理由があると考えれば必要はなくなる。反対に、金が万国共通の流通手段＝国内貨幣であるのは、金が支払手段＝世界貨幣であったことにそもそもの理由があると考えられるのではないか——およそ以上が、第二の計画にかんする現段階での説明である。

(4)

最後に立てられるのは、価値尺度論の再検討という作業にかんする計画である。周知のように、『経済学批判』以来のマルクスの価値尺度論の重点の一つは、金銀の重量につけられた名称であるポンドやシリングを「観念のうえでの価値諸原子」につけられた名称と誤認するシュアートの学説、マルクスが命名するところの「観念的度量単位説」を批判することに置かれていた (Marx [1934] [訳] 92頁)。これにたいして、宇野の価値尺度論の重点の一つは、

実地の交換をつうじて行われるのが価値量の計測であるから、マルクスのように「商品が貨幣形態をとることをもって直ちに貨幣が価値の尺度として機能するとはなし得ない」というように（宇野 [1950・52] 45頁）、マルクスの価値尺度論を批判することに置かれている。宇野によれば、リンネルの価値表現は、リンネル所有者の側からの一方的な表現にすぎないから、その価値量の計測にはいつでも主観的な偏りがつきまとう。物理的な量とは違って、誰が計っても同じ結果になるわけではない。この主観的な偏りが是正されるのは、上衣所有者の側がイニシアティブを握るリンネルの価値実現をつうじてである。主観的に表現された商品の価値は、売れば価格を上げ、売れなければ価格を下げるという過程を経た後に、ようやく客観的に尺度されることになる、という（宇野 [1964] 24-26頁）。

ただ本稿の観点からすると、宇野の価値尺度論には重大な難点が潜んでいる。すなわち、商品価値を実現させるという意味での価値尺度機能が重視されるあまりに、商品価値を計測・表現するという意味での価値尺度機能が軽視されがちになる、という難点である⁵⁰。現に宇野は、「商品の価値は、われわれが常識的に考える長さや重さのように単なる尺度をもって計量せられ得るものではない。物指にしてもあてて見なければ長さは測られないが、あてて見れば計量出来る。商品ではそういうふうには計量出来ない。商品が価格を与えられたからといって、それを直ちに価値を計量するものとする事は出来ない。物指をあてて見るということが、商品では交換されて見ることなのである」と説明している（宇野 [1950・52] 45頁）。この説明では、量を計るための方法が、「単なる尺度」を当てて「外部的（第三者的）」に計る方法と、実地の交換をつうじて「内部的（当事者的）」に計る方法との2種類だけに限定されている。すると、商品価値を価格として表現することは、「外部的」な計測ではなく、さりと

て「内部的」な計測でもないから、およそ計測としての意味をもたない営みであると結論づける以外にならなう。つまり宇野の説明は、マルクスのいう意味での価値尺度だけでは不十分であるという主張を超えて、マルクスのいう意味での価値尺度はそもそも価値尺度ではないという主張へとオーバーランしかねない危うさを孕んでいるのである。この危うさは、明らかに、貨幣機能論のなかで購買手段＝流通手段機能の占める比重がオーバーウェイトになりかねない危うさと表裏一体の関係にある。

しかし本稿の随所、特に、価値が「現れる」ことと価値を「計る」こととの関係を考察した本稿の2-2で明らかになったように、現代マルクス貨幣論にとって決定的に重要な意味をもつのは、商品価値を実現させるという意味での価値尺度機能よりも、むしろ商品価値を計測・表現するという意味での価値尺度機能である。目に見えない商品の内在的価値をいかにして計測し、表現＝可視化するかという問題こそが価値形態論の眼目であり、金貨幣であれ信用貨幣であれ、その計測の統一的尺度・表現の統一的材料に使われるものが本位貨幣である。ただ、金貨幣が本位貨幣となり、その分量で商品価値が統一的に計測・表現されることになったからといって、金貨幣でなければ商品価値が実現しないということにはならない。兌換銀行券でも、金貨幣に代わって立派に（あるいは金貨幣よりも低コストで）購買手段＝流通手段として機能しうる。本稿の2-2の(1)で紹介したように、小幡の「貨幣構造の変容論」でも、商品貨幣でなければ果たしえないのは「単独で商品の価値を表現する」という機能だけであり、流通手段や支払手段としての機能ではない、という認識が表明されていた。この認識にしたがうと、たとえ預金通貨や諸種のポイントが購買手段＝流通手段として使われることになっても、商品価値を計測・表現するという意味での価値尺度として使われるのが不換銀行券である限り、不換銀行券こそが唯一真正の商品貨幣である、とい

う結論になろう。

ただ小幡の認識とは相違するが、私自身は、価値尺度機能と支払手段機能との間には強い結びつきが潜んでいると考えている。流通手段としての貨幣が存在しなくても債権＝債務関係は成立するが、価値尺度としての貨幣が存在しなければ債務額は算定されようがないから、貨幣は債務履行の機能を果たしえなくなる。逆にいえば、価値尺度としての貨幣によって債務額が算定される限り、それが同額の反対債務と相殺されることで、支払手段としての貨幣の払い渡しが不要になる可能性も出てくる。むしろ債権＝債務関係では、債務の算定額についての合意の他にも、その債務を何で支払うかについての合意が必要になることは周知の事実であろう。しかし、債務を何で支払うかという問題は、債務の価値の大きさを何で計るかという問題にそのまま置き換えられる。100万円という債務額についての合意が成立することは、債務の価値の大きさを日本円で算定し、その日本円で債務を支払うことについての合意が成立することを意味している。したがって、もしも支払手段を日本円から米ドルに切り替えたいのであれば、債務の価値の大きさを米ドルで算定し直した上で、その米ドル建て債務額についての合意を改めて債権者から取りつけるが必要になる。支払そのものは最後のタイミングで行われるとはいえ、支払手段の選択は、債権＝債務関係が結ばれる最初のタイミングから価値尺度の選択と連繫しているのである。

すでに紹介したように、金貨幣を念頭に置いたマルクスの貨幣機能論は、流通手段機能と支払手段機能との結びつきを重視して、「流通手段は蓄蔵貨幣＝支払手段に転化した」と結論づけていた。しかしこれは、改めて考えてみると、流通手段論に偏った古典派の貨幣論にたいするマルクスの批判の切れ味を鈍らせかねない結論であろう。マルクスの貨幣論を古典派の貨幣論の近縁種とみなす論者は少なくないが、実際にマルクスの貨幣機能論を通読してみても、冒頭

に置かれた価値尺度論の占める比重は後半になるほど小さくなり、流通手段論の占める比重が大きくなっている印象がある。そしてこの印象は、『資本論』の貨幣機能論が流通手段論に最も多くの紙幅を割いているという事実によっても強められる。これにたいして、「商品貨幣の分岐構造」を念頭に置いて貨幣機能論の内容を刷新するためには、流通手段機能から独立した支払手段機能を導出して、「貨幣機能の分岐構造」を明らかにする作業が必要になる、というのが本稿の見方である。貨幣機能論のなかで価値尺度論の占める比重を増やし、価値尺度機能と支払手段機能との結びつきを重視することは、この作業の進捗に資するところ大ではないか——およそ以上が、第三の計画にかんする現段階での説明である。

以上、私自身の貨幣論研究を進める上での3つの計画を簡略に説明したが、計画の策定とその実行との間にはおのずから経庭がある。他日を期したい。

注

- 1) たとえば今宮謙二は、貨幣にとって最も基本的な機能は価値尺度機能であるが、「もともと無価値な紙切れにすぎない不換紙幣や不換銀行券によって商品の価値をあらわすことはできない」、したがって「たとえ不換制になったとしても商品の価値を価格としてあらわさなければならぬかぎり、一国の価格標準は金の分量でおこなわれることが必要であり、その意味では不換制も基本的に兌換制と同じく金本位制度であるといえる」と主張している（今宮 [1981] 22頁, 25頁）。今宮の交換比率説的な為替論を批判して、為替信用代位説的な為替論を展開している木下悦二も、「世界市場では今日なお現金と呼べるものは金以外にはない」と主張している（木下 [1979] 210頁）。木下 [1963] 190-191頁, 木下 [1991] 49-50頁も参照せよ。
- 2) 拙稿 [2008a] (2) 3-12頁も参照せよ。
- 3) 岩田も、証券eが信認を得るためには主体B'の管理下に「価値物が大量に存在している」ことが必要になると指摘した上で、主体B'が商品の現物を保有

していなくても「特定の使用価値の制約のない価値そのもの」を流通させようかのような同書の説明は、貨幣を事実上先取りしたものであり、「貨幣を導出する価値形態論としては成立していない」と批判している（岩田 [2022] 60頁）。ただ直後の本文で述べるように、その岩田の信用貨幣論にも、同書の説明にかなり近い発想をとっているように読める部分がある。

- 4) 岩田自身もかかる疑問がありうることを認めた上で、周到にもその回答を用意しているが、この回答がまたよく分からない。

「貨幣が成立した後でも、買い手が売り手に払った貨幣量で元の売り手が買える商品の種類と量は市場の状況に応じて変化し、買い手は保証しない」というのがその回答の前段部分である（岩田 [2022] 67頁）。この説明における「買い手」は、リンネルをXに引き渡してXの債務を入手し、それを上衣所有者に引き渡して自分が欲しかった上衣を入手するリンネル所有者のことを意味しよう。「売り手（元の売り手）」は、上衣所有者のことを意味し、「市場」は、Xの下にある商品集積体のことを意味していると考えられる。

なるほど岩田のいうように、一般的な「買い手」は、売り手に100円を支払ったところで、売り手がその100円で市場のなかで何をどれだけ買えるかを何ら保証しない。しかしだからといって、「Xが保有する次の複数の商品（茶を含む）のなかからいずれかを特定の量で引き渡す」ことが定められているXの債務をリンネル所有者から入手した上衣所有者が、茶の引き渡しをXから拒まれた場合、リンネル所有者が一般的な「買い手」と同様に、上衣所有者にたいして何らの責任も負わずに済むという話にはならないであろう。仮にそういう話になるとすれば、上衣所有者はデフォルトのリスクのあるXの債務には手を出そうとはせず、あくまで現物の茶に固執するであろうし、やむをえない事情からXの債務に手を出す場合にも、あらかじめリンネル所有者にXの債務履行の連帯責任を負うこと（Xの債務の裏書人になること）を求めるであろう。値上げや品切れによってお目当ての商品が買えないことと、引き渡されるはずの商品が引き渡されないこととは、どう考えても同義ではない。

岩田の回答には、上衣所有者にXの債務を用いた価値表現を「するようにさせる」ためには、リンネ

ル所有者は「Xの債務の現実的な中身を表示する必要がある」という後段部分が続く（岩田 [2022] 67頁）。この後段部分からすれば、リンネル所有者には「Xの債務の現実的な中身」として茶を表示する義務とともに、それを表示した責任が生まれるはずであるから、前段部分にあった「買い手は保証しない」という説明は不要であったのではないかという疑問が生まれる。しかしそれ以上に疑問なのは、リンネル所有者が何故「Xの債務の現実的な中身」を知りうるのか、という点である。この疑問にたいしては、Xがいかなる商品を保有しているのかをリンネル所有者がXから教えてもらったから、という答えくらいしか思いつかない。そして、本来他人に教える必要のない自分の資産の「現実的な中身」を何故Xがリンネル所有者に教えたのか、と重ねて問えば、リンネル所有者がXの債務を用いて価値表現を行うことにたいしてXが事前に了解を与えていたから、という答えになるであろう。そして以上の答えに基づく、岩田の信用貨幣論は、本文で述べるように、リンネルの価値実現の困難があらかじめ半分ほど取り除かれた価値形態論になっていると考えざるをえないのである。

- 5) おそらく岩田は、まず資本Aが銀行に自分の手形の割引を依頼して、次に銀行がその依頼に応じるといふ流れを、まず資本Aが自分の手形の価値を〈A手形は銀行券に値する〉というように表現し、次に銀行がそのA手形の価値を表現された通りに実現するという流れとして理解しているのではなからうか。すでに貨幣を介した間接交換が一般化されている市場においても、こと手形割引市場に限っていえば、手形と銀行券との直接交換が例外的に行われるから、価値形態論で論じられるような直接交換を求める価値表現が行われる余地がある、という考え方なのかもしれない。上記のA手形の価値表現における「A手形」をリンネルに置き換え、「銀行券」をXの債務（Xの下に集積されている引き換え可能な商品群）に置き換えると、岩田が例示しているリンネルの価値表現になる。しかし、〈A手形は銀行券に値する〉という価値表現は本当に可能であろうか。

まず、貨幣の存在する市場では、A手形も銀行券も、すでに貨幣量で表示された額面価格をもっている。したがって正確にいえば、上記の価値表現は、〈額面価格 m 円の A 手形は額面価格 n 円の銀行券に値する〉という内容になるはずである。しかしこれは、〈110

円のリンネルは100円の茶に値する」というのと同じで、明らかに価値表現としては無意味な空文にしかならないであろう。価値表現として意味があるのは、〈A手形1枚は貨幣n円に値する〉という判断に基づいてA手形の額面価格を表示することであって、A手形と銀行券とを等置することではない。ただ、そもそもA手形の額面価格は、資本Aが別の資本から買いたいと考えている商品の信用価格によって規定されている。

しかも、A手形と銀行券との額面価格の間には、必ず「m円>n円」になるという不等関係が存在する。そして、m円とn円との間にどれだけの差額を設けるか、いいかえれば割引手数料を何円にするかは、手形割引業務を行う銀行の側から資本Aに提示される。その提示は、あえて価値表現のフォーマットを用いて記せば、むしろ〈額面価格n円の銀行券は額面価格m円のA手形に値する〉というように、A手形ではなく銀行券を主語に据えた表現になるはずである。仮に、まず資本Aが自分の支払いうる割引手数料を銀行に提示し、次に銀行がその提示額を吟味した上、了承するという手順を踏んだとしても、結果は同じことであろう。まず買い手が予算を提示し、次に売り手が値引きに応じたり、販売量を調整したりするというのは通常の売買交渉でもよく見られるパターンであるが、このパターンでも、商品価格を表示する権限をもつのはあくまで売り手であって、買い手ではないのである。

- 6) ただ、そもそも江原の信用貨幣論は、岩田の信用貨幣論もそうであるが、発券集中の説明にも成功していないのではないかと、という懸念がある。資産集積を進めることのできる商品所有者は、岩田の設例に出てくるXだけに限られるわけではないし、江原の設例に出てくるBだけに限られるわけでもない。同程度に資産集積を進めた商品所有者がそれなりに多数存在する商品世界において、ごく少数の商品所有者だけが債務の発行を一手に握るようになり、彼らの発行する債務だけが広く受領されるようになる理由は何か——この理由についての説明が、江原と岩田とのどちらの信用貨幣論からも欠落しているように思われる。
- 7) おそらく江原の設例に登場するBは、岩田の設例に登場するXとともに、商品世界における唯一の債務発行者とみなされているわけではなく、複数存在しうる債務発行者のなかの代表例とみなされている

のであろう。ただ、そうであればなおさら、BやX以外の債務発行者がどうして商品世界から姿を消すのかを説明するという難題を避けて通るわけにはいかないはずである。

これはある意味で、江原や岩田の信用貨幣論が、各主体の所有する商品を一種類だけに限定するという伝統的な価値形態論の設定を変更したためにいっそう難度を増すことになった難題ともいえる。伝統的な価値形態論においても、特定の商品種がいかにして一般的等価物になるのかを説明することは、長年にわたって研究者たちの頭を悩ませてきた難題であった。しかし、たとえば茶が一般的等価物になる理由さえ説明できれば、ある茶所有者の茶だけが一般的等価物になるのは何故かといった問題に頭を悩ませる必要はなかった。全ての茶所有者の茶が等しく一般的等価物になるものと考えて差し支えなかったわけである。しかし、XやB以外にも複数の債務発行者が存在しており、しかも彼らは複数種の商品をそれぞれ異なる組み合わせと比率とで所有している（しかもその組み合わせや比率は常時変化する）という話になれば、茶所有者をそれ以外の商品所有者から明確に隔てるような違い、つまり所有している商品種の違いを、XやBとそれ以外の債務発行者との間に見出すことはできなくなる。リンネル所有者でもあり茶所有者でもあり上衣所有者でもあるような、いわば特定の色をもたない債務発行者が複数存在するなかで、X一人だけ、あるいはB一人だけが債務発行権を独占できる理由を説明する必要が出てくるのである。

- 8) 江原の設例では、(1) Aは今すぐ上衣2着を入手する必要はない、(2) AはBの債権である債務S'の優良性に疑問をもたない、という二重の想定が置かれているために、Aから債務Sの履行を早めに請求される可能性があらかじめ排除されている。(1) だけであれば、価値形態論のなかで置かれてもさほど不自然な想定ではない。しかし(2)は、Bが専門的な信用代位業者に転化し、その信用調査能力が折り紙つきになった後で置かれてこそ、はじめて不自然な想定でなくなるのではないかと。Aは、たとえ今すぐ上衣2着を入手する必要はなかったとしても、債務S'の優良性に多少なりとも疑問をもつ場合は、できるだけ早めに債務Sの履行を請求して上衣2着を手元に置こうとするであろう。少なくとも、BやCがそれぞれ順々にお目当ての商品を入手するなかで、自

分の順番が最後に回されることを快諾はしないはずである。

以上を踏まえると、Bの手元にある上衣1着が、果たして銀行券の兌換請求に備える支払準備（兌換準備金）に相当するのかどうか疑わしくなってくる。もしも銀行業資本への支払還流よりも銀行券の兌換請求が後回しになることが確実であれば、銀行業資本は支払準備を用意しておく必要はない。早めの兌換請求への備えになることこそ、支払準備に求められる機能である。しかし、Bの手元にある上衣1着は、たとえAから債務Sの履行を請求される順番が最後に回される場合でも、Aにたいして引き渡さなければならないことが最初から確定している支払用の原資——本稿の用語でいえば準備用の上衣ではなく交換用の上衣——であるから、早めの支払請求に備える機能はないであろう。

9) この場合、Bとしては、準備用の上衣をたとえば0.7着だけ用意しても意味がない。本稿の注8で述べたように、AがBに債務履行を要求してくる確率は100%であるが、債務を埋め合わせる残りの0.3着の上衣がどこからかBの手元に舞い込んでくる確率は1%もないからである。Bとしては、準備率100%で上衣1着を用意する以外にない。むしろ、Bがより手広く債務交換をつうじた交換要求を行うという想定を追加すれば、準備率は100%よりもずっと低く抑え込むことが可能になるであろうが、その代わりに、今度は交換用の上衣を1着よりもずっと多く用意することが必要になる。いずれにせよ、「貧しい」Bにはできかねる芸当である。

10) しかし江原は、後にも紹介するように、A~Cの3人は、いずれも自分以外の2人の価値表現こそが相場を正しく反映していると考えするという見方をとっている。「相場は自分の都合に合わせて変更することはできない」から、A~Cの3人は「自身ではなく、他者の提示するレートを所与として行動する」はずである、というのが江原の説明であるが(江原[2021]11頁)、この説明には納得がいかない。

むしろ、「相場は自分の都合に合わせて変更することはできない」という前半の命題は正しい。しかしこの命題と、A~Cの3人が「自身ではなく、他者の提示するレートを所与として行動する」はずであるという後半の命題とは、江原が考えるほどストレートに結びつくわけではない。形式論理的に考えても、もしもAのレートが相場から外れている可能性

があるならば、Aのレートを「所与として」参照するBやCのレートも同程度に相場から外れている可能性があろう。また、もしもAのレートが相場に合うように変更されるならば、変更後のAのレートを「所与として」参照するBやCのレートも同時に変更されることになろう。すると、BやCの変更後のレートを「所与として」参照するAのレートも再変更されざるをえない。このように、はっきりとした「所与」の参照軸が存在しえない(決定不能性を帯びた)状況の下で、A~Cの3人は各自の判断に基づいて相場を読み合う以外にないのである。そもそも相場は、見るものではなく、読むものである。それに、価値表現の本義は、他商品の物量を尺度として自商品の価値量をできるだけ正確に計ることにある。自分の価値表現が相場を正しく反映していないことをAが自覚した段階で、その価値表現はAの自商品リンネルの価値表現としての意味を失うであろう。本稿の注12も参照せよ。

11) 前項で検討した岩田の信用貨幣論と同様、江原の信用貨幣論も、価値表現に先立つ商品所有者間の事前交渉の余地を大幅に認めていることに特徴の一つがある。この特徴自体は良いとも悪いともいえないが、価値形態論を交換過程論に近い位置にシフトさせる結果を伴うことは避けられない。かつて宇野は、価値形態論のなかに交換過程論を混入させるものとして散々批判を浴びてきたが、その宇野も、商品間の価値関係と交換関係との区別を強調し、価値表現に先立つ商品所有者間の「交換問答」(阪口[1970])の余地を徹底的に排除してきた。江原・岩田の価値形態論に混入される交換過程論の比率は、宇野のそれよりもかなり高くなるであろう。

12) 江原の説明では、Bが茶10lbを求める当初の理由が、個人的消費のための茶10lbが欲しいという素朴な交換動機にあるのか、それとも上衣1着よりも価値量の大きい資産としての茶10lbが欲しいという増殖動機にあるのかはもう一つはっきりとしない。したがって本稿では、茶10lbはBの「お目当ての商品」であるというように、ややぼやかした表現を用いておく。Bの動機がどちらであるにせよ、Bにとって茶10lbが、リンネルでは代替できない「お目当ての商品」であることに違いはない。

たとえば江原は、「Bが価値増殖の動機をもつのは……自分の手持ち商品では欲しい商品に釣り合わない」と認識するからである」という説明や、「Bとし

ては、Cから茶10lbの現物をもらえばそれで欲求が満たされる」という説明を行っている（江原 [2021] 11頁）。これらの説明からすると、Bは当初は素朴な交換動機に基づいて行動を開始したように解釈できる。しかし、「資本による貨幣の変容」という江原の論文の表題の趣旨からすると、むしろBは早々に自分の「欲求」の充足を諦めて、「資本」に相応しい増殖動機に基づいた行動に踏み出したものと解釈する以外にないであろう。彼は、茶10lbの方が上衣1着よりも価値量が大いいと認識しているからこそ、価値増殖のために茶10lbを求めているのである。もしも彼が「欲求」の命ずるままに入手した茶10lbを個人的に消費してしまえば、彼の資産はゼロになり、価値増殖を諦める以外になくなる。交換動機と増殖動機とを両方叶えようとしても、ほとんどの場合は“二兎を追うもの一兎をも得ず”の結果にしかならない（例外となるのは、個人的に消費しても茶のように物理的に消耗することがないもの、たとえば美術品や骨董品、そして金銀を始めとする貴金属と、株式を始めとする有価証券である）。江原は、Bが自分の「欲求」の充足を「敢えて後回しにして」増殖動機を追求するという説明を行っている箇所もあるが（江原 [2021] 11頁）、この説明は正確ではないように思われる。

しかし以上のように解釈すると、Bの価値表現にかんする江原の説明には、また色々と腑に落ちない点が出てくる。価値増殖のために他商品を求める者にとっては、その他商品がどれだけの価値量を有する資産として社会的に評価されているのかが最大の関心事になる。もしも茶の資産価値にたいする社会的評価が低ければ、Bが価値増殖のために茶を等価物に選んだことは無駄骨に終わる。それゆえ、できるだけ無駄骨を降りたくないBとしては、AとCとがどのような価値表現を行っているのかを事前に調べた上で、最初から「リンネル40ヤール=上衣2着=茶10lb」というレートにしたがった価値表現を行うおうとするのが自然であろう。自分でも価値量の釣り合いがとれないと考えている他商品に強引に交換を申し込んでも、自商品の価値表現としては何の意味もない。それゆえ、Bの1回目の価値表現は、〈上衣1着は茶10lbに値する〉ではなく〈上衣1着は茶5lbに値する〉になるはずである。現に江原自身、別の箇所では、上衣1着を欲しながらもリンネルを10ヤールしか所有していないリンネル所有者が「内

心〈リンネル20ヤールで1着の上衣相当分の価値をもつ〉）と思いながら、〈リンネル10ヤールは1着の上衣に値する〉と表明するのは合理的ではないから、彼はまず「手元のリンネル10ヤールを、20ヤールまで増やそうとするだろう」と説明している（江原 [2021] 10頁）。この説明にしたがうと、Bが〈上衣1着は茶10lbに値する〉という価値表現を行うことも「合理的ではない」はずである。彼が行う価値表現は、やはり「内心」思っている通りの〈上衣1着は茶5lbに値する〉になる。

ただそうなると、Bはかかる価値表現を公式に——Cの目にも見える状態で——行った後で、Cにたいして〈茶10lbと上衣1着の請求権と引き換えに、上衣2着の請求権を渡そう〉と申し出たことになる。これは、B自身の目にもさすがに虫の良すぎる申し出として映るのではないか。〈茶15lbの価値量の請求権と引き換えに、茶10lbの価値量の請求権を渡そう〉と申し出る——Cにたいして「上衣1着」の無償譲渡を求める——のにも等しいからである。しかも、本文で引いた江原の説明、すなわちCの目から見るとAとBとが設定したレートの方が相場に見えるという説明が正しいとすれば、Cにとって相場に見えるレートも「リンネル20ヤール=上衣1着=茶10lb」ではなく「リンネル20ヤール=上衣1着=茶5lb」になるはずである。相場をあえて無視したかのごときBの申し出が、Cに了承される見込みはきわめて薄いのではないか。

- 13) 江原はこの弁のなかで、今回の論文の舞台は「価値形態論の外側」に設定されているといういい方をしている（江原 [2021] 14頁）。価値形態論には商品所有者しか登場しないが、今回の論文の舞台には債務を発行して価値増殖を追求するBも登場する。そのような舞台はもはや「価値形態論の外側」にある、というのが、江原の用語法のようなものである（江原 [2021] 8-9頁）。この用語法にしたがうと、本稿で江原の信用貨幣論のことを「新仕様の価値形態論」と呼んだりしているのは、甚だしく不適切であることになるのかもしれない。しかし呼び方はともかく、江原のいう「価値形態論の外側」で行われるのは、A~Cの3人による価値表現であるから、価値表現論という範疇の「外側」に出るわけではないであろう。そして、「新仕様の価値形態論」を「新仕様の価値表現論」と呼び替えたところで、本稿の論旨が通らなくなるわけではない。

14) ここで江原が「不換化」という概念を用いていること自体にも、一考すべき問題が伏在している。むしろ、不換銀行券が金債務性をもたない「不換」の銀行券であることは自明である。しかし、不換銀行券が「不換化」された銀行券であることは、この自明の理とは似て非なる意味をもつ。つまり、最初に発生するのは兌換銀行券であり、それが兌換停止を経て不換銀行券に変わるという意味をもつのである。もしも〈兌換銀行券→不換銀行券〉という移行（不換化）こそが正則であり、〈不換銀行券→兌換銀行券〉という移行（いわば兌換化）は原理上起こりえないと考えるのであれば、物品貨幣と信用貨幣との間に見られたような並列的な分岐構造は、兌換銀行券と不換銀行券との間には存在しないと結論づけるよりなくなる。しかしこれは、おそらく江原の本意とする結論ではないはずである。

やはり分岐構造にかんする問題であるが、さらに2つの疑問点を追加しておこう。

- (1) 江原は、物品貨幣と信用貨幣との間や、姿態変換型と資産集積型との間に分岐構造があるように、価値形態と価値増殖との間にも分岐構造があるという整理を行っているが（江原 [2021] 15頁）、この整理は妥当であるか、どうか。江原自身の説明でも、まずA~Cの3人を価値表現の主体とする3通りの価値形態が出揃っているという状況が想定され、その下での商品間の交換レートの違いが上衣を増やすための価値増殖を動機づけるという流れ（価値形態→価値増殖という流れ）になっているのではないか。
- (2) さらに江原は、複数の分岐構造の間にヨコの関連をつけるべく、物品貨幣と姿態変換型の価値増殖とをリンクさせ、信用貨幣と資産集積型の価値増殖とをリンクさせているが（江原 [2021] 15頁）、これらのリンケージは妥当であるか、どうか。これらのリンケージでは、信用貨幣による姿態変換型の価値増殖や、物品貨幣による資産集積型の価値増殖の位置づけが不当に低くなるのではないか。もしかすると江原は、物品貨幣の世界における価値増殖の方式は〈姿態変換型→資産集積型〉という順序で多態化し、信用貨幣の世界における価値増殖の方式は〈資産集積型→姿態変換型〉という順序で多態化すると考えているのかもしれないが、それほど明示的な説明が行われているわけではない。

15) したがって、「本来の紙幣が流通手段としての貨幣の機能から生ずるように、信用貨幣は、支払手段としての貨幣の機能にその自然発生的な根源をもって」というマルクスの有名な一文の用語法を使っていえば（K., I, S. 141, [1]224頁）、「信用貨幣」に該当するのはXの債務や債務Sであり、「支払手段としての貨幣」に該当するのは茶や上衣である。しかし、江原や岩田の信用貨幣論では、市場を通流するXの債務や債務Sがれっきとした貨幣と目されているのにたいして、茶や上衣の方はただの商品であり、貨幣ではないと目されているのではないか。ここには、信用貨幣の「流通手段としての貨幣の機能」が重視される一方で、信用貨幣の「自然発生的な根源」をなす「支払手段としての貨幣の機能」が軽視されるという理論上のアンバランスが生じているように思われる。

16) 後者の意味で「兌換」という用語を用いても、従来のマルクス経済学の用語法を大きく逸脱することにはならないであろうと考える。すでにマルクス自身も、『経済学批判要綱』第1分冊の「貨幣にかんする章」のなかで、「金や銀への兌換性は、その紙幣が法律上兌換できるものであろうとあるまいと、その呼称を金または銀から得ているあらゆる紙幣の実際上の価値の尺度なのである。……現実と並存すること、相互に交換されることが兌換性である。兌換できない銀行券のばあいには、兌換性は、銀行の金庫においてではなくて、紙幣とその呼称を紙幣がもっている金属貨幣とのあいだの日々の交換において示される」という認識を示していた（Gr., S. 68-69, [訳] 97-98頁）。

なお竹村 [1952] は、兌換停止後の現代の貨幣制度の下でも「地金の売買」は行われているが、「これを兌換と同一視することは許されない」と述べた上で、その理由を「兌換は法制上の義務として、即時無条件のものなのであるが、今日ではアメリカにおいてすら、地金の売買は、大なり小なり政府の政策により左右せられ、その量も取引の相手方も、狭く限定されている」というように説明している（107頁）。その上で、現代の金はもはや「一般的流通手段のための支払の基礎」でも「国際的信用貨幣のための必然の兌換の基礎」でもありえないが、依然として「価値を内蔵し・価値の尺度となり・現在では世界貨幣の資格で蓄蔵される・それ自身世界商品たる貨幣金」というポジションを失ってはいないという見解を示

している（108頁）。金がその価値の安定性ゆえに、各国中央銀行の外貨準備として蓄蔵されている現状を踏まえた上での見解であろう。

しかし、アメリカにおいてすら「地金の売買」が「狭く限定されている」という指摘は、竹村が念頭に置いている1952年当時の状況には妥当していたとしても、アメリカがドルの兌換停止に踏み切った1971年以後の状況には明らかに妥当していない。それに、兌換は「法制上の義務」としては「即時無条件」であるといっても、発券銀行がその「法制上の義務」をどこまで果たするかという点でいえば、決して「即時無条件」とはいえない。あるいは、「法制上の義務」として兌換に応じることを市場から頻繁に求められるような発券銀行では、信用創造機構としての役割を十分に果たすことはできない。発券銀行が無制限の一覧払いという「法制上の義務」を担うことが可能であるのは、市場から大量の兌換請求が一気に押し寄せることはないことが前提されているからであり、この前提の下では、いわば実際上の兌換請求の件数ないし範囲は「狭く限定されている」のである。

さらに問題となるのは、竹村のように不換銀行券と「地金の売買」との関係を見捨てた場合、不換銀行券はどのような存在として規定されることになるのか、という点である。ここまでの本稿の行論を踏まえると、もしも不換銀行券から金（金を含めた安全資産）へ乗り換えようとする資金移動ないし資産運用のルートを遮断してしまえば、逃げ場のない不換銀行券の強制通用力ばかりが強調される結果を招くのではないかと、という懸念がおのずから生じる。そしてその懸念に違わず、竹村の議論は、不換銀行券の本質は「国家紙幣」であり、「流通手段代用物」であり、「金貨幣の章標ないし象徴にすぎない」という方向に流れてゆく（87頁、108頁）。さらに、兌換銀行券の蓄蔵ですら、もはや「絶対的社会的富の現実の蓄蔵」ではなく「無概念の観想上の価値蓄蔵の擬制」でしかないと断じられている（105頁）。これでは、商品貨幣説の立場から不換銀行券の本質にアプローチすることは断念せざるをえない。加えて、貨幣の座を失った金が、それでも依然として「世界商品」の座を保持している理由も曖昧にならざるをえないであろう。

17) 拙稿 [2019] 86頁を参照せよ。

18) 念のために述べておくと、この命題は、「商品価値

の内在性」という命題と対をなす関係にあるわけではない。

19) この点、『これからの経済原論』の信用貨幣論はやや微妙である。主体Bが発行した証券εを受け取る主体Aは、(鉄0.5kg, 砂糖15kg)という商品セットの現物を求めてはならず、ただこの商品セットの「価値量」だけを求めている設定になっている。また、証券εを等価形態に置いた主体Aは、「資産評価を求める主体」として規定されている（さくら原論 [2019] 27頁）。これらの設定なり規定なりをベースにすれば、主体Aによる証券εの積極的な保有動機を説くことはできるような気もするが、それはやや鼠眉目かもしれない。『これからの経済原論』の貨幣章を読むと、貨幣の蓄蔵手段機能については比較的長めの説明が行われているものの、その内容の過半を占めるのは「貨幣価値の不可知性」である（さくら原論 [2019] 40-42頁）。そして小幡と同様に、この「貨幣価値の不可知性」から逃れようとする貨幣所有者の動機に基づいて、G—W—G'という姿態変換が説明されてゆく流れになっている。「商品価値の不安定性」から逃れようとする商品所有者の動機が考慮に入れられるようには読めない。

20) そして私見では、信用貨幣の存在する商品世界が商品交換の場に近づくほど、わざわざ価値形態論の次元で信用貨幣を説いたことの意義は半減してしまう。そもそも、これまで価値形態論の次元で信用貨幣（特に不換銀行券）を説くことに否定的な意見が多かったのは、信用貨幣はせいぜい商品の信用価格を決めるための計算貨幣として用いられたり、商品流通を媒介するための流通手段として用いられただけで、金貨幣のように蓄蔵手段として用いられることはない——つまり金貨幣よりも限定された貨幣機能しかもたない「不完全な貨幣」である——と考えられてきたことに一因がある。そして確かに、岩田の説明によるXの債務も、江原の説明によるBの債務も、決して蓄蔵手段として用いられることがないという意味では「不完全な貨幣」になっている。価値形態論の次元では金貨幣のような「完全な貨幣」しか説けないという立場と、信用貨幣のような「不完全な貨幣」も説けるという立場とは、必ずしも対極的に隔たっているわけではない。

21) 江原は周到にも、Bによる債務発行が、当初リンネル40ヤールと交換される予定のなかったCの「上衣1着」までを価値表現の場に引っ張り出す効果を

もつことに着目している。しかしこの場合も、CがあえてBに「上衣1着」を提供することを辞さない理由は、「Cの欲求が最も差し迫っており、AとBに先んじて、Cはリンネル40ヤールを手に入れる必要がある」というように、Cの直接的な交換動機に求められている（江原 [2021] 11頁）。

22) むろんここでの説明は、反実仮定の想定に基づいている。ただ、やや類似した歴史的事例としては、労働者にたいする現物支給制（トラッキング・システム）が挙げられるであろう。現物支給制は、貨幣で賃金が支払えなくなった不況時などに、緊急避難的な措置として半ば強制的に導入されるケースが多い。しかしここでは、そうしたケースは度外視し、最初から労使間の合意に基づいて現物支給が行われるケースだけを考える。

労使間で現物支給が取り決められるのは、労働過程が始まる以前のA時点においてである。支給される現物の種類や数量は、その時点での各現物の市場価格を基準にして決められるであろう。商品XのA時点での単価が100円であるとすれば、時給を貨幣で1000円支払うことと、商品Xを10個支給することとは等価であると計算されるわけである。しかし、現物支給が実行されるのは、労働過程が終わったB時点においてである。その時点では、商品Xの単価が100円から200円に値上がりしていたとしよう。資本としては、商品Xを10個支給すると、いまや2000円の貨幣を支払うのと同じ話になるから、計算外の大損失であると算盤を弾きなおす。しかしだからといって、いまさら支給する商品Xの個数を5個に減らすわけにはいかないし、いまさら時給を貨幣で1000円支払うわけにもいかないはずである。労使間で取り決められたのは、あくまでA時点で単価が100円であった商品Xを10個支給することであり、B時点で単価が200円になった商品Xを5個支給することではないし、B時点で貨幣を1000円支払うことでもないからである。

同様の構図は、より現代的な現物支給制というべきストック・オプション制のなかにも読み取ることができる。貨幣給与の代わりに株式を何株支給するかは、A時点での株式の時価によって計算される。実際に支給が行われるB時点での時価がどれだけ上がろうと、支給される株数は変更が利かない。もしも変更が利くようであれば、ストック・オプション制には、労働者の貨幣的インセンティブを刺激する

効果は期待できなくなるであろう。

23) たとえば、宇野弘蔵の新『経済原論』における「商品の二要因」論は、「商品は、その所有者にとってはすでに使用価値として役立てられないからこそ商品となっているのであって、他の使用価値を異にする商品と交換せられなければ、自ら使用するというようなものでもない。すなわち商品は、その所有者にとって他の商品との交換の基準となる、その価値を積極的要因となし、その使用価値を、いわゆる他人のための使用価値として消極的条件とするものである」というロジックを採用している（宇野 [1964] 19頁）。このロジックに基づくと、「他人のための使用価値」という商品の「消極的条件」の「反面」は、「価値＝交換性」という商品の「積極的要因」になるものと考えられるであろう。

24) 小幡『原論』では、商品が同種であるかどうかを決めるのは「有用性ではなく誰の目にも同じように映る自然的属性」であると説明されている（小幡 [2009] 31頁）。商品の同種性のことを同質性といいかえるのが禁物であるとしても、「誰の目にも同じように映る自然的属性」のレベルで定義されたモノの異種性のことを異質性といいかえても特段の支障はないのではないか。

25) このことの例証は無数に存在するが、たとえば宇野の旧『原論』では、「単に一つの物が他の物と交換されるいわゆる物々交換は、商品交換の萌芽をなすものではあっても、なお商品交換とはいい得ない。……商品はあらゆる商品と交換せられ得るものでなければならないからである」と明確に説明されている（宇野 [1950・52] 30頁）。宇野の新『原論』でも、上衣を等価物とするリンネルの価値表現は、「いわゆる物々交換に見られるような、リンネル所有者と上衣の所有者とが現実に対立し、相互にその所有物を交換するという、いわば双方の価値を互いに表現するという関係そのもの」とは明確に区別されている（宇野 [1964] 19頁）。

26) このことの例証もやはり無数に存在するが、たとえば宇野の新『原論』では、上衣を等価物とするリンネルの価値表現にかんして、「商品上衣は、ここではなおリンネル商品所有者の観念の内にある価値物にすぎない」と明確に説明されている（宇野 [1964] 21頁）。

27) ただ小幡は、まず価値が存在しており、次にそれが量的に表現されるという価値表現論の組み立てを

棄却している。小幡によれば、価値は表現されることではじめて知覚可能になる。「現象に先行して《何か》が独立に存在するわけではない。影のない《何か》が存在し、影ができたりできなかつたりするのではない。《何か》は影と不離不可分である。価値は《何か》であり、その《何か》はつねに同時に《立ち現れる》。価値には、現象を伴わず、いつでもどこでも変わらぬ『共通な実体』が存在するわけではない」という（小幡 [2023] 46頁）。

しかし、上記の意味での価値存在と価値表現との同時性、あるいは不離不可分性が、果たして等価物が異なるとそれによって表現される価値も異なるという理屈に直結するか、どうか。価値が「いつでもどこでも変わらぬ『共通な実体』」ではないというのは確かであるが、市場という《場》における「種の属性」としての価値がある期間は変わらぬ大きさを維持することもまた確かである。逆に、そうした維持が全く効かないほど可変的なものを「属性」とは呼ばないであろう。等価物が異なるとそれによって表現される価値も異なるという理屈には、価値は表現されることではじめて知覚可能になるという意味での価値存在と価値表現との不離不可分性だけでなく、価値存在と表現材料の種類との不離不可分性までが追加されているのではないかと。

- 28) そのように考えて引用文4を読み直してみると、等価物が「実物の商品とは異なる独自の構成体」であるという結論には得心がいくものの、その結論にいたるまでの推論はかなり難解な一文であったことに気づく。

第一に、「純化された物量」という文言に難解さがある。そもそも物量は、リンネルの幾何ヤールであれ上衣の幾何着であれ、「どこでも、いつでも、だれにでも、同じ純粋なモノの量」として現れる。しかも、リンネルや上衣が交換される商品世界においてそのように現れる以前に、リンネルや上衣が消費される生活世界においてそのように現れる。最初から汎通性をもつように「純化」されているのが物量であるとすれば、「純化された物量」というのは重言にしかならないのではないかと。

第二に、「純化された物量」が「ある商品」の内部で価値量と一意に対応するという説明における、「ある商品」という文言に難解さがある。上に述べたように、物量自体は最初から「純化」されているから、価値表現に際して改めて「純化」されるのは物量で

はなく、その物量をもつ「ある商品」であると考えなければならない。しかし、「ある商品」である上衣は、必然的に上衣種という特殊性を帯びる。上衣のもつさまざまな使用価値を「一切切捨象」した後も、上衣種という特殊性だけが残るとは考えにくい。使用価値を「一切切捨象」すると、使用価値は「純化」されるのではなく蒸留されることになり、「上衣1着」は上衣種という特殊性をもたない「1着」という抽象的な単位に還元されてしまうのではないかと。

これらの疑問にたいして予想されるのは、「純化された物量」が意味するのは当然ながら「純化された上衣1着」のことである、そもそも何の着数かが分からない「1着」のことを普通は「物量」と呼ばないであろう、という反駁である。この反駁には一理ある。しかし私見では、使用価値を「一切切捨象」しなければならないという小幡の主張は、今回の論文でくり返されているもう一方の小幡の主張、すなわち価値形態論から商品所有者を除去しなければならないという主張と密接に結びついている。その結びつきの裏側にあるのは、商品所有者を除去しない価値形態論では、「純化された上衣1着」による価値表現は説けないという小幡の認識である。

なるほど、宇野学派の価値形態論では、他商品の使用価値を欲する商品所有者の存在が前提されていた。そして、他商品の使用価値は、それを欲する商品所有者ごとに「食べてうまいとか着て温かいとかいったさまざまな有用性」という内容をもつ。とはいえ、宇野学派の価値形態論でも、リンネル所有者が〈リンネル20ヤールは上衣1着分の「着て温かさ」に値する〉という価値表現を行うことが想定されてきたわけではない。上衣1着分の「着て温かさ」にたいするリンネル所有者の欲望は、あくまで彼がリンネルの価値表現を行う上での動機でしかなく、その動機に基づいて行われるリンネルの価値表現自体は、〈リンネル20ヤールは上衣1着に値する〉という客観的な内容——誰の目から見ても紛れのない内容——をもつことが想定されてきたのである。この価値表現における観念上の「上衣1着」には、もはや「着て温かい」という有用性はないであろう。「上衣1着」は「どこでも、いつでも、だれにでも、同じ純粋なモノの量」であるというのが小幡の説明であったが、そもそも価値表現が誰の目から見ても同じ内容をもつこと自体、誰も存在しない世界では確かめ

ような事柄ではないか。

29) もっとも、他人にモノを貸す場合以外にも、他人によって器物破損や名誉毀損が行われ、それらの損害にたいする賠償請求が行われる場合には、「モノに対する請求権」が発生する。しかしその場合にも、「債務証書の発生」がモノの余剰を基礎にするという通則が適用できなくなるわけではない。もしも予備の器物がない状態で器物破損が起れば、賠償請求の手続きを進める余裕がない——請求期間中は器物ゼロで生活せざるをえない——ほどの窮状に陥る。もはや一片の名誉心も残らないほど酷い名誉毀損が行われた場合も同様である。

ただもちろん、さまざまな理由で発生する債権＝債務関係全般に話を広げることは無用であろうから、これ以上の細かい考察は控えておこう。「理論上重要なのは『モノに対する請求権は、商品売買に先立って、相対的に独立に存在しうる』という一般的な命題なのである」という小幡の言葉に倣っていえば、ここで理論上重要なのは、「モノに対する請求権は、モノの余剰が基礎にならなければ存在しえない」という一般的な命題である。

30) この方法を採用したためであろうか、小幡の今回の論文では、等価物の価値の安定性、すなわち「貨幣価値の安定性」(小幡 [2013] 96頁)にかんする記述はどこにも出てこない。本来、「貨幣価値の安定性」が本格的に問われるのは、一般的価値形態から貨幣形態に移行する局面においてであろう。しかし本稿の2-2の(4)で述べるように、この局面は、今回の論文では一般的等価物の「持続」という内容で説明されている。またこの「持続」も、当然ながら商品所有者の動機(価値保蔵動機)からではなく、商品集合の存在する《場》の構造的な安定性(一部の構成要素しか入れ替わらないという非流動性)から説明されている。

ただその説明は、正確を期すために原文を引くと、「他のすべての商品がいま単一の等価物で価値表現している状況を目の前にして、新たに加わる商品に、その等価物を新たに選択する余地はないし必要もない。他のすべてが等価物としているものを自分も受け容れるほかない」という内容になっている(小幡 [2023] 54頁)。一読したところ、部分と全体との動かしようのない質量差に基づいた物理学的な法則のように読めてしまう説明であるが、これはよく考えると、もしも商品が最初から等価物を「選択」しよ

うとする意志をもち合わせていないのであれば成立しない(あるいは無意味になる)説明のはずである。たとえ動機に基づかない「受け容れ」がありえたとしても、動機に基づかない「選択」はありえないのではないか。また、何らかの目的意識に裏打ちされない動機もありえないのではないか。商品が商品所有者さながらに目的意識をもち合わせているという想定を置きさえすれば当座の話は済むのかもしれないが、この想定は、機械が労働者さながらに構想力をもち合わせているという想定と大差のない理論上のフィクション(物の擬人化)にならないか、どうか。

31) 引用文8のなかで明示的に言及されているわけではないが、今回の論文の参考文献として、本稿が言及する泉の論文(泉 [2012])が挙げられている(小幡 [2023] 55頁)。

32) 引用文7では、「拡大された価値形態」を棄却すべき理由が、限られた等価物の組合せが個々の商品所有者の選択に委ねられるために、同種商品でも誰が所有しているかに応じて異なる価値形態が存在することになる、という点に求められている。しかし、「等価物(上衣)の等価物(茶)はまた等価物である」という仮定から導き出されるリンネルの価値形態は、上衣と茶とが等価形態に並んだ「拡大された価値形態」にならざるをえないのではないか。一般化すれば、写像がn回くり返された結果は、n種類の商品が等価形態に並んだ「拡大された価値形態」にならざるをえないのではないか。ただそれでも、小幡のように価値表現の主体を(リンネル一種)に限定すれば、同種商品でも等価物の組み合わせが異なるという結果は回避できる。

以上を踏まえると、引用文7で述べられているのは、引用文3で述べられていたのと同様に、あくまで「交換を求める主体(個々の商品所有者)」を価値表現の主語にするという方法——またはその方法に基づいた「拡大された価値形態」の説明——を棄却すべき理由にすぎないのではないか、という疑問が湧いてくる。この理由は、「拡大された価値形態」という価値表現のあり方そのものを棄却すべき理由にはならない。

33) ただその際にも、私自身が提示したのは、価値概念を交換性と資産性という2つの内容で押さえる必要があるという結論であり、価値概念を交換性という内容で押さえるべきではないという結論ではな

かった。価値概念から交換性を除去した場合、たとえ価値形態論を説いた後で商品所有者の役割を「導入」したとしても、貨幣の流通手段機能は説けなくなるのではないか。流通手段は、間接交換の手段でしかありえないからである。

- 34) 労働過程論の観点から商品の価値表現を考察したものとして、拙稿 [2018・19] (2) 40-50頁を参照せよ。
- 35) 「商品語」の世界である価値形態論を「人間語」の世界である交換過程論から区別すべきという主張は、かねてより宇野の価値形態論にたいする正統派からの批判のなかで散々くり返されてきたが、近年にもこの主張を徹底化させたものとして、井上・崎山 [2017] がある。
- 36) もっとも小幡は、金貨が「兌換銀行券や商業手形等の支払手段によって補完されて、はじめて実用に供される」とも述べている (小幡 [2023] 54頁)。兌換銀行券はともかく、商業手形を支払うことで金本位制下の債権=債務関係が解消されるという事態は俄には想定し難い。上記の一節にある「支払手段」は、正しくは「流通手段」ではないか。
- 37) ただこの見方にかんして、小幡の説明には、未だによくわからない点がいくつかある。小幡の説明によれば、この見方は、市場には「全体を一瞬のうちに見渡せる主体」は存在しない、誰もが「それぞれの時点では空間全体の一部分しか知りえない」という想定に基づいているという (小幡 [2009] 55頁)。ところが小幡は、同じ頁で出題されている問題29の「解答」の説明のなかで、「情報の不完全性」は「商品価値とは直接関係のない」想定であるから、自分自身は価格の個別的なばらつきを説明する上でこの想定を採らないと述べてもいる (小幡 [2009] 288頁)。2つの説明の間には、明らかに齟齬があろう。そして、本稿として腑に落ちるのがどちらの説明かといえば、前者の説明である。この点については、拙稿 [2019] 59-64頁も参照せよ。

もう一つよくわからないのは、1本の缶ジュースの価値が (90, 100, 110) 円として量られるという場合の、価値表現のあり方である。いうまでもなく1本の缶ジュースの価値は、90円であれ、あるいは100円や110円であれ、ともかく一種類の貨幣価格として表現される以外にない。〈缶ジュース1本=(90, 100, 110) 円〉という幅のある価格表示はありえない。といて、〈缶ジュース1本=90円〉・〈缶ジュ

ース1本=100円〉・〈缶ジュース1本=100円〉という3種類の価格表示は、1本の缶ジュースの価値表現として等価であるということにはならないであろう。しかしまた、いずれも市場のなかで実現されたこれらの価格表示の間には、たんにばらつきのある価値表現として片づけることのできない同等性——市場のなかで実現しなかった〈缶ジュース1本=120円〉という価格表示にはない同等性——が潜んでいることも否定できないのではないか。

本稿としても、小幡が「同じ缶ジュースでも、90円で売れた商品には90円の個別的価値が、100円で売れた商品には100円の個別的価値が、それぞれ存在すると考えるべきだ」という主張——名指しこそされていなくても山口の主張——を却下していることはよくわかっている (小幡 [2009] 55-56頁)。よくわからないのは、「90円で売り出された商品と100円で売り出された商品とに、同じ缶ジュースとしての単一の価値 (社会的価値) が存在している」と主張できるかどうか、できるとすればその根拠は何か、という点である。山口が「個別的価値」という概念を多用するにつれて、当初唱えていた「社会的価値」という概念を撤回せざるをえない状況に追い込まれていったのは、周知のところである。

- 38) 奇しくもこの市場は、江原 [2019] が論じた「一定の相場価格」の存在する市場と瓜二つになっているように思われる。

江原 [2019] は、その副題にある通り、拙稿 [2016・17] にたいする疑問・批判を述べることを目的の一つとして書かれた論文である。そこでの江原の議論は、「ある商品が100円で売っていったのを見たとき、それと同種の商品を在庫として有している商品所有者は、まだ購買されていない自分の商品にも100円の価値があると思うであろう」という認識に基づいている (38頁)。この認識自体は、本文でも引いた『価値論批判』の議論の一部をそのまま踏襲したものであり、本稿としても特段の異論はない。しかし、この認識に基づいた江原の議論は、「まだ購買されていない自分の商品にも100円の価値がある」と判断した商品所有者たちは、誰もが自商品に100円の価格を表示するはずであるから、この商品種の「一定の相場価格」は100円になる、というように、本稿の議論とは異なる方向に展開する。したがって江原によれば、流通論次元で説かれるような「未組織」の市場と、株式市場を始めとする「組織」された市場との違い

は、拙稿 [2016・17] のように「価格がばらつくか否か」といった違いに求められるべきではない、というのである (39頁)。江原のいう「一定の相場価格」が、100円という「定価」のことを意味していることは明らかであろう。かかる江原の議論にたいする反論・反批判としては、拙稿 [2019] 59-64頁を参照せよ。

ここで考えてみなければならないのは、江原のいう「一定の相場価格」の存在する市場における価値表現のあり方である。実のところ、価値実現以前の価値表現のことだけが論じられる価値形態論の次元では、「ある商品が100円で売っていったのを見たとき」という類の想定を置くこと自体に無理があることは否めない。しかし話を先に進めるために、あえてその無理を犯して、隣のリンネルが〈20ヤール：1着〉という比率で上衣と交換されているのを目にしたリンネル所有者は、まだ交換されていない自分のリンネルにも隣のリンネルと同じだけの価値の大きさがあると判断して、〈リンネル20ヤール＝1着の上衣〉という価値表現を行うはずである、という方向に議論を展開してみよう。この議論は、本稿の観点からすると、いかなる点で価値表現の本質を損なっているのか。

この問題について、詳しくはこの先の本文の叙述を読んでもらうこととして、ここでは結論のみを4点に分けて述べておく。(1) 上記の議論における「まだ交換されていない自分のリンネルにも隣のリンネルと同じだけの価値の大きさがある」というリンネル所有者の判断は、本来の意味での価値評価にはならない。価値評価を基礎づけるための重み付けというステップが踏まれていないからである。(2) そして、このステップを飛ばすことが可能になっているのは何故かといえば、隣のリンネルが〈20ヤール：1着〉という比率で上衣と交換されているのを目にしたリンネル所有者は、早くもその時点で、リンネル市場に存在する唯一の「相場価格 (上衣価格)」は〈リンネル20ヤール＝1着の上衣〉であるという確信を抱くからである。(3) この確信を抱いたリンネル所有者は、1着の上衣に相当するリンネルの物量に、たとえば「18ヤール以下では少なすぎるし、22ヤールこれ以上では多すぎる」といった自分なりの上限・下限を設定する必要はなくなるであろう。そればかりか、「正解は20ヤールなのか、それとも19ヤールなのか、あるいは21ヤールなのか」と頭を悩ませる必要

もなくなるであろう。(4) つまり、「一定の相場価格」の存在する市場、あるいは「価格がばらつくか否か」が不問に付されるような市場では、価値の「量的表現」に伴う困難のほとんどは最初から解除されてしまうのである。

39) もっとも注意して読むと、すでに『価値論批判』にも、「売り手は、一面で買い手の評価に専ら追随する強い他者指向性を示しながら、他面で他の売り手に対しては独自の個性を全面的に発揮する。……一つの市場に棲息する同じ種の一員として、商品個体は相互に近辺の評価を読みあい、再帰的に牽制・反撥する」というように、「売り手」が主語になる文章と「商品個体」が主語になる文章とが混在している箇所がある (小幡 [2013] 45-46頁)。

40) ここで述べているような抽象的な議論がそのまま具体的な事例に当てはまるはずもないが、不動産査定は、評価が主観的な重み付けに基づくことを示す一つの好例にはなろう。もちろん不動産自体は、リンネルのように同種大量性のある商品ではない。しかし、美術品や骨董品のように唯一無二性のある (この世に二つとない) 商品でもない。ある地域の不動産が査定価格通りの売り出し価格で売れたというニュースは、同じ地域内の不動産の査定にだけでなく、別の地域の不動産の査定にまでさまざまな影響をもたらすのである。

不動産価格は、単純に築年数や平米数に応じて決まるわけではない。都市部か地方かという地域要因によっても左右されるし、風通し、日当たり、眺望の良し悪しなどの個別的要因によっても左右される。したがって、同じ鑑定士が同じ不動産を鑑定しても、上記の諸要因のそれぞれにどの程度の重みが付けられるかによって査定価格は変わる。しかし、この重み付けの客観的に正しい方法は存在しない。たとえば、「この不動産の眺望の良さにとりわけ重みを付けて査定価格を算出したのは何故か」と尋ねられた鑑定士は、「私自身はそれほど眺望の良さを重視しているわけではないが、この不動産の買い手はとりわけ眺望の良さを重視するに違いないからだ」とでも答える以外にないであろう。この答えは、どれほど長年の経験に裏づけられていたとしても、「買い手にとっての不動産の価値とはこのようなものだ」という鑑定士の主観的な見方を述べたものでしかない。そして、当初の査定価格でなかなか買い手がつかなかった場合、鑑定士は眺望の良さという要因の重み

を減らし、その分だけ別の要因の重みを増やして査定をやり直す必要がある。それは、たんに査定価格を下げることは違う。筆記試験の合計点を調整するためには、設問ごとの配点を調整する必要があることと同じである。

- 41) この知識が重要な判断材料になるのは、次のような理由にもよる。すなわち、自分にとって1着の上衣に相当するのがリンネル20ヤールなのか、それとも19ヤールなのか、あるいは21ヤールなのかという問いに答えようとすれば、自分自身の価値判断に基づく自問自答の形式をとらざるをえない。つまり、この問いには客観的な正解が存在しない。これにたいして、多くの他人にとって1着の上衣に相当するのがリンネル20ヤールなのか、それとも19ヤールなのか、あるいは21ヤールなのかという問いには、誰の価値判断にも基づかない、紛れもなく客観的な正解が存在する。むろん、一人一人の市場調査能力は限られているから、あるリンネル所有者がその正解を答えられるという保証はない。しかしその保証がなくても、客観的な正解が存在するという事実には絶対的な保証がある。「つかまえようがない」物量を特定しなければならない立場に置かれたリンネル所有者にとっては、この保証つきの事実こそが貴重なよりどころになるのである。
- 42) もっとも、価値形態論にかんする限り、「行き過ぎた分化発生論」が誰のいかなる方法のことを指しているのかはよく分からない。宇野弘蔵の新旧『経済原論』の方法のことを指しているのかもしれないが、日高普の『経済原論』の方法のことを指しているのかもしれない。ただ、もしも前者のことを指しているとすると、これはいささか疑問の残る用語法になる。

なるほど宇野は、価値形態論のなかに商品所有者の存在を導入したという意味では、後の山口に繋がる分化発生論の先駆者といえるかもしれない。しかし宇野の価値形態論は、必ずしも行動論に徹していたわけではない。そして山口は、まさにその不徹底性を問題視したからこそ、行動論の徹底化を主張したのではなかったか、というのが私の見方である。実際、宇野の新旧『原論』における価値形態論は、「商品の二要因たる価値と使用価値との両極的關係」が「商品と貨幣との外部的な両極関係」として現れるという文言や（宇野 [1950・52] 43頁）、「いわゆる価値と使用価値との矛盾は……貨幣によって始めて現

實的に解決される形態を与えられる」という文言に示されているように（宇野 [1964] 23頁）、むしろ古い要請論の残滓を多分に残している。

- 43) ただむろん、こう結論づけるからといって、今回の論文が『資本論』への先祖返りであることにはならない。一口に行動論から分離されたタイプといっても、最初から行動論のことを知る由もないという意味で〈分離されている〉タイプの分化発生論と、行動論のことを知った上であえて否定したという意味で〈分離した〉タイプの分化発生論とでは、内実はおのずから異なるはずである。

ただ、どちらのタイプの分化発生論も、行動論と一体化されたタイプの分化発生論とは同程度に鋭く対立せざるをえないであろう。したがって、仮に今回の論文が一つの契機となって、商品所有者の登場しない『資本論』の価値形態論の方法が従来よりも肯定的に——少なくとも従来の宇野学派におけるよりも肯定的に——再評価されるようになったとしても、私にとっては特に意外ではない。敵の敵は味方、というのは一面の真理を衝いている。

- 44) 行動論、行く先論、分化論、発生論という方法的諸概念の相関関係については、拙稿[2013・14] (3) 48-59頁を参照せよ。

行動論は山口理論の代名詞といってもよいが、この用語をはじめで使用したのは、実は山口重克自身ではない。もともとこの用語は、対象をたんに論理的に演繹して導出しようとするのではなく、経済主体の行動のなかから対象が生み出されてくる過程を観察して導出しようとする理論展開の方法にたいして、川合一郎が与えた呼び名である。川合 [1977] は、この方法を「行動論的・発生論的アプローチ」、あるいは簡略化して「行動論アプローチ」と呼び、それと「行く先論アプローチ」または「論理的演繹アプローチ」とが対立関係にあるというようにマルクス経済学の理論状況を整理した。山口はこうした川合の二分法的整理を「なかなか有用であるように思われる」と評価した（山口 [1984] 3頁）。そして以後、周知のように、川合自身がどちらかといえばマイナスに評価していた行動論をプラスに評価し、原理論における「行動論アプローチ」の徹底化を主張するようになったのである。以上の経緯を振り返ると、「行動論的・発生論的アプローチ」といういい方に端的に示されるように、行動論と分化発生論とが一体化された関係にあるというポイントにかんす

る限り、川合と山口との間で全く見解の隔たりはなかったことが確認できる。

しかし本稿は、分化発生論の今後の活かし方を考えるためには、このポイントに疑問を差し挟むことから始める必要があると考えている。なるほど、行動論と行く先論とは真っ向から対立するかもしれない。とはいえ、分化発生論と「論理的演繹」とが真っ向から対立するというのは間違いであろう。行動論と行く先論とでは、論理に搭載されたエンジンの仕様が異なる。しかし行動論も、商品所有者の役割が大きい仕様のエンジンを搭載した「論理的演繹」であることは明白である。それどころか行動論は、むしろ行く先論よりも「論理的演繹」の精度を上げるためにこそ提唱された方法であるといっても過言ではない。そしてこのことは、要請論（行く先論）には「論理的な推論を飛ばし『要請』だけで表現事象の实在まで説明する危険が付きまとう」ことを重々承知している小幡にとっては（小幡 [2023] 52頁）、自明であるはずの事柄であろう。

ところが、「行動論的・発生論的アプローチ」と「行く先論的・論理的演繹アプローチ」とが対立関係にあるという二分法的整理では、この自明であるはずの事柄が不明になりかねない。その意味においてこの整理には、山口の評価とは反対に、むしろ「なかなか有害であるように思われる」側面もある。価値形態論における「論理的演繹」の精度を高めることに主眼を置いた今回の論文が、分化発生論そのものにたいする否定的姿勢を強めることになったのも、この整理の「有害」な側面と一切かかわりが無いとはいいい切れない気がする。

- 45) かかる側面は、不換銀行券の価値の揺らぎにかんする『価値論批判』の議論では、今回の論文におけるよりも的確に捉えられていたように思われる。小幡によれば、「不換銀行券もその基本は信用貨幣であり、銀行資産に占める国債比率が増大したとしても、それはやはり国家に対する債権を基礎にしているものであり、その基礎が揺らげば、不換銀行券の価値もまた危うくなる。このことは、不換銀行券の国際的な評価に観面に現れるのである」という（小幡 [2013] 100頁）。

この議論における「揺らぎ」は、まず「国家に対する債権（国債）」の価値において生じた後で、不換銀行券の価値へと波及するものとして説かれている。不換銀行券の価値の揺らぎは、いうまでもなく、複

数種の不換銀行券が流通する世界市場という《場》における内的条件の揺らぎとして捉えられよう。仮に、この《場》において唯一の基軸通貨のポジションを占めてきた不換銀行券の「国際的な評価」が著しく悪化すれば、基軸通貨の「分裂可能性」が「表面化」・「現実化」するリスクは一挙に膨らむ。そして、基軸通貨が最終的に「分裂」すれば、それまで安定していた国際的な通貨体制は根底から揺らぐことになる。この外的条件の揺らぎは、まさに《場》の内部状態の揺らぎによって媒介されているのである。

ただ問題は、一連の「揺らぎ」の発生源に当たる「国家に対する債権」の価値の揺らぎを、外的条件の揺らぎとして捉えられるかどうかにある。そして、小幡の議論に即して考える限り、その答えは「否」になるはずである。ポイントは、「国家に対する債権」への信用と、国家そのものにたいする信用との違いにある。「国家に対する債権」が受ける信用は、あくまで債権の価値（その安定性）の評価に基づくのであり、その限りでいえば、手形や社債や銀行券といった個別資本にたいする債権が受ける信用との間に本質的な違いはない。違いはただ、国債を発行できるのは国家だけであり、国家は個別資本のように市場という《場》の内部に身を置くわけではない、という形式的な次元にのみ存する。しかも、国家歳入の過半を占める税収の多寡には、市場という《場》の内部状態の良し悪しがストレートに反映されることも明らかである。

仮に、国家そのものにたいする信用が不換銀行券の基礎になるのであれば、不換銀行券はあくまで国家紙幣であって、商品貨幣の範疇に属する兌換銀行券とは全く別のものであると考える以外にはなくなる。ただ周知のように、この考え方は、『価値論批判』では真っ先に斥けられている。今回の論文では、不換銀行券は商品貨幣の範疇に属するのにたいして、むしろ兌換銀行券はそうではないという方向へと議論が旋回しているが（小幡 [2023] 54-55頁）、こと不換銀行券にかんする限り、『価値論批判』の議論の基調は受け継がれているはずである。ただそれだけに、今回の論文における外的条件の扱いには違和感を抱かざるをえない。一言でいえば、今回の論文で披露された小幡の価値形態論は、「一般的等価物の分裂可能性」を制度的に封じ込める外的条件への依存度が強くなりすぎているのではないか、と思われるので

ある。

- 46) もっとも、山口の行動論的アプローチで多用される「メリット」という言葉には、一種のトリックが潜んでいるような気もする。たとえ積極的なメリットがなくても、デメリットが少なく済むということ自体が「メリット」に他ならない、という言葉の使い方をすれば、個別主体のいかなる行動も「メリット」がある限りで選択されるに決まっているからである。
- 47) 「金、銀が、そして結局金が……一般的等価物として固定され、貨幣となる」という宇野の新『原論』の説明にも見られるように（宇野 [1964] 23頁）、銀は金に次いで一般的等価物に昇格しやすいポジションにある。金本位制の下においても、銀はいわば一般的等価物の第二候補としてのポジションを保持するのであり、いきなり一般的商品と同列のポジションにまで降格されるわけではない。金本位制下の市場にも、「一般的等価物の分裂可能性」は伏在しているのである。
- 48) ただ、金銀の法定比価が設定されない平行本位制（parallel standard）については、別の考え方をする必要があろう。
- 49) もっとも岩田自身は、古典派の貨幣論が「間接交換の手段」ないし「交換の便宜的な道具」として貨幣を捉えたのにたいして、マルクスの貨幣論は商品の「価値表現」がもたらす産物として貨幣を捉えたことに学説史上の特徴があり、自分の信用貨幣論もこの特徴を継承しているものと考えているようである（岩田 [2022] 67頁）。ただ、そもそも問題は、商品の「価値表現」をどのような内容で理解するかにある。現に、岩田の信用貨幣論に出てくるリンネル所有者にとって、Xの債務を用いた「価値表現」は、「間接交換の手段」ないし「交換の便宜的な道具」を用いた「価値表現」に他ならない。
- 50) この難点は、久留間鮫造の宇野批判以来くり返し指摘されてきたことといってよいが（久留間 [1979] 177-178頁）、宇野学派の一部からも同様の指摘は行われてきた（石橋 [2016] 97-99頁）。ごく最近でも、宮田惟史による指摘がある。宮田によれば、宇野のように購買手段機能を第一の貨幣機能として位置づけると、「価格が購買手段に先行することが看過され……貨幣数量説への扉が開かれる」という（宮田 [2023] 86-87頁, 310頁）。

本稿も、商品価値を計測・表現するという意味で

の価値尺度機能を軽視すべきではないという宮田の主張自体に異論はない。しかし、宮田の宇野批判には2つの理由で同意できない。第一に、宇野の価値尺度論は、貨幣と商品とがどちらも内在的価値を有することを重視した内容になっている。「貨幣たる金の価値も、他の商品と同様に、変動するものとして尺度となる」というのが宇野の主張であるが（宇野 [1950・52] 46頁）、むしろ価値の内在性と変動性とは矛盾する関係にはない。「貨幣数量説への扉」の前には、価値内在説という大きな障害物が控えていると考えるべきであろう。また第二に、宇野の価値尺度論は、商品所有者の値づけの主観的な偏りがくり返しの売買をつうじて是正されることを重視した内容になっている。商品価値は「売れなければ価格を下げ、売れば価格を上げるという関係を通して」はじめて社会的に確認されるというのが宇野の主張であるが（宇野 [1964] 25頁）、むしろこの主張は「価格（表示価格）が購買手段に先行すること」を看過したのでは成立しない。

参考文献

- Marx, K. [1953] *Grundrisse der Kritik der Politischen Ökonomie* (Rohentwurf) 1857-58, Anhang 1850-09, besorgt vom Marx-Engels-Lenin-Institut, Moskau, Dietz Verlag, Berlin.
高木幸二郎監訳『経済学批判要綱』第1分冊、大月書店、1978年。
引用は（Gr., S. 68-69, [訳]97-98頁）のように行う。
- Marx, K. [1961] *Zur Kritik der Politischen Ökonomie*, in *Marx-Engels Werke*, Dietz Verlag, Berlin.
武田隆夫・遠藤湘吉・大内力・加藤俊彦訳『経済学批判』岩波書店、1956年。
- Marx, K. [1962-64] *Das Kapital*, Bd. I, II, III, in *Marx-Engels Werke*, Dietz Verlag, Berlin.
岡崎次郎訳『資本論』[1]-[9]、国民文庫、1972年。
引用は（K., I, S. 51, [1]75頁）のように行う。
- 石橋貞男 [2016] 『現代の貨幣』白桃書房。
- 泉正樹 [2012] 「不換銀行券と商品価値の表現様式(2)——小幡道昭の貨幣・信用論に学ぶ——」『東北学院大学経済学論集』第178号。
- 井上康・崎山政毅 [2017] 『マルクスと商品語』社会評論社。

- 今宮謙二 [1981]『国際金融危機』新日本出版社。
- 岩田佳久 [2022]「商品集積体と債権化から信用貨幣を導出する新しい価値形態論——or の関係で結びついた商品集積体を基礎として——」経済理論学会編『季刊・経済理論』第59巻第1号。
- 宇野弘蔵 [1950・52]『経済原論』岩波書店（『宇野弘蔵著作集』第1巻，岩波書店，1973年）。
- 宇野弘蔵 [1964]『経済原論』岩波全書（『宇野弘蔵著作集』第2巻，岩波書店，1973年）。
- 江原慶 [2018]「価値形態論における計算貨幣」経済理論学会編『季刊・経済理論』第54巻第4号。
- 江原慶 [2019]「資本の変容と「金融化」——清水真志の「貨幣資本家」再考論によせて——」『大分大学経済論集』第70巻第5・6号。
- 江原慶 [2021]「資本による貨幣の変容——現代資本主義像の再構築のために——」経済理論学会編『季刊・経済理論』第58巻第3号。
- 小幡道昭 [1988]『価値論の展開——無規律性・階級性・歴史性——』東京大学出版会。
- 小幡道昭 [2009]『経済原論——基礎と演習——』東京大学出版会。
- 小幡道昭 [2013]『価値論批判』弘文堂。
- 小幡道昭 [2015]『「価値論批判」武田信照氏書評へのリプライ』経済理論学会編『季刊・経済理論』第52巻第2号。
- 小幡道昭 [2023]「貨幣変容の構造論」経済理論学会編『季刊・経済理論』第60巻第1号。
- 川合一郎 [1977]「信用論における論理と行動」大阪市立大学『経済学雑誌』第77巻第4・5合併号。
- 木下悦二 [1963]『資本主義と外国貿易』有斐閣。
- 木下悦二 [1979]『国際経済の理論』有斐閣。
- 木下悦二 [1991]『外国為替論』有斐閣。
- 久留間鮫造 [1979]『貨幣論』大月書店。
- 阪口正雄 [1970]『「資本論」における交換問答』武田隆夫ほか編『資本論と帝国主義論』上，東京大学出版会。
- さくら原論研究会 [2019]『これからの経済原論』ぱる出版。
- 清水真志 [2007]「商品世界と使用価値——欲望論の視座から——」(1)・(2)，『専修大学社会科学研究所月報』第527号・528号。
- 清水真志 [2008a]「価値概念の二重性——同質性と交換性——」(1)・(2)，『専修大学社会科学研究所月報』第541号・542号。
- 清水真志 [2008b]「同質性としての価値概念」経済理論学会編『季刊・経済理論』第45巻第3号。
- 清水真志 [2013・14]「もう一つの商業資本論——商人資本に関する歴史的事実」を手掛かりとして——」(1)～(3)，『専修経済学論集』第48巻第1～3号。
- 清水真志 [2016・17]「貨幣資本家と資本——今日の「金融化」を背景にして——」(1)～(3)，『専修経済学論集』第51巻第1～3号。
- 清水真志 [2018・19]「労働概念の再検討——監督労働・構想労働・流通労働——」(1)・(2)，『専修経済学論集』第53巻第2・3号。
- 清水真志 [2019]「「非資本」のいる市場と金融化——江原慶氏の批判に答える——」，『専修経済学論集』第54巻第1号。
- 竹村脩一 [1952]「蓄蔵貨幣の形態」九州大学『経済学研究』第18巻第1号。
- 宮田惟史 [2023]『マルクスの経済理論——MEGA版『資本論』の可能性——』岩波書店。
- 山口重克 [1984]「経済的諸関係と行動主体」『経済評論』第33巻第10号（引用頁は山口 [1987]による）。
- 山口重克 [1987]『価値論の射程』東京大学出版会。
- 山口重克 [1998]『商業資本論の諸問題』御茶の水書房。